

# 島根県水産振興審議会 次第

## (平成26年度第2回)

日時：平成27年3月16日(月) 13:30～

場所：職員会館多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. 農林水産部長あいさつ

### 3. 議 事

(1) 第7次栽培基本計画について

(2) 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第2期戦略プランの取組状況等について

(3) その他

- ・島根県地産地消促進計画について

- ・しまねの6次産業推進ビジョンについて

### 4. あいさつ

### 5. 閉会

白紙

# 島根県水産振興審議会出席者名簿

## 水産振興審議会委員

分野	役職等	氏名	備考
市町村の長	西ノ島町長	ますたに けん 升谷 健	欠席
漁業団体役職員	漁業協同組合JFしまね専務理事	なかお ゆきお 中尾 由岐夫	欠席
	宍道湖漁業協同組合代表理事組合長	はら としお 原 俊雄	
青年女性組織代表	島根県漁協女性部連合会長	あおやま さちこ 青山 幸子	
生産者代表	祐生水産有限会社代表取締役	のつ ちずお 野津千寿夫	欠席
	真和漁業生産組合専務理事	ふくしま みつる 福島 充	
	浜田市雇用構造改善協議会アドバイザー	かねがわしゅんこ 金川 俊子	
学識経験者	山陰中央新報社論説副委員長	たかお まさひろ 高尾 雅裕	欠席
	島根大学生物資源科学部講師	やすなが のぶよし 保永 展利	
その他知事が適当と認める者	生活協同組合しまね理事	のつ くみこ 野津久美子	
	吉田保育所長	すぎはら ゆきえ 杉原 幸江	
	松乃湯女将 夕顔の会(玉造温泉女将の会)	まつぎき せつこ 松崎 節子	

8名

## 島根県

所属	所属及び職名	氏名	備考
農林水産部	部長	石黒裕規	
	次長	河原 彰	
	参事	田中浩二	
水産課	課長	松尾龍志	
	水産しまね振興室 室長	角 敬	
	水産しまね振興室 調整監	来間淳一	
	漁場環境・内水面G グループリーダー	安木 茂	
漁港漁場整備課	課長	細馬康二	
	計画G グループリーダー	渡部弘之	
しまねブランド推進課	6次産業推進スタッフ 調整監	鳥屋尾健史	
	農林水産品G グループリーダー	高田 光	
隠岐支庁水産局	局長	竹森昭夫	
	水産業普及員	佐藤勇介	
	技師	富田賢司	
	技師	原颯太郎	
松江水産事務所	所長	持田 宏	
	水産課長	堀 玲子	
	主任技師	吉村真理	
浜田水産事務所	所長	福島英治	
	水産課長	仲村克広	
	専門水産業普及員	遠藤 賢	
	主任水産業普及員	細田 昇	
	技師	真鍋 翔	
水産技術センター	所長	中東達夫	
農林水産総務課	政策推進スタッフ 管理監	永岡佳訓	事務局
	政策推進スタッフ 企画員	池田博之	

26名

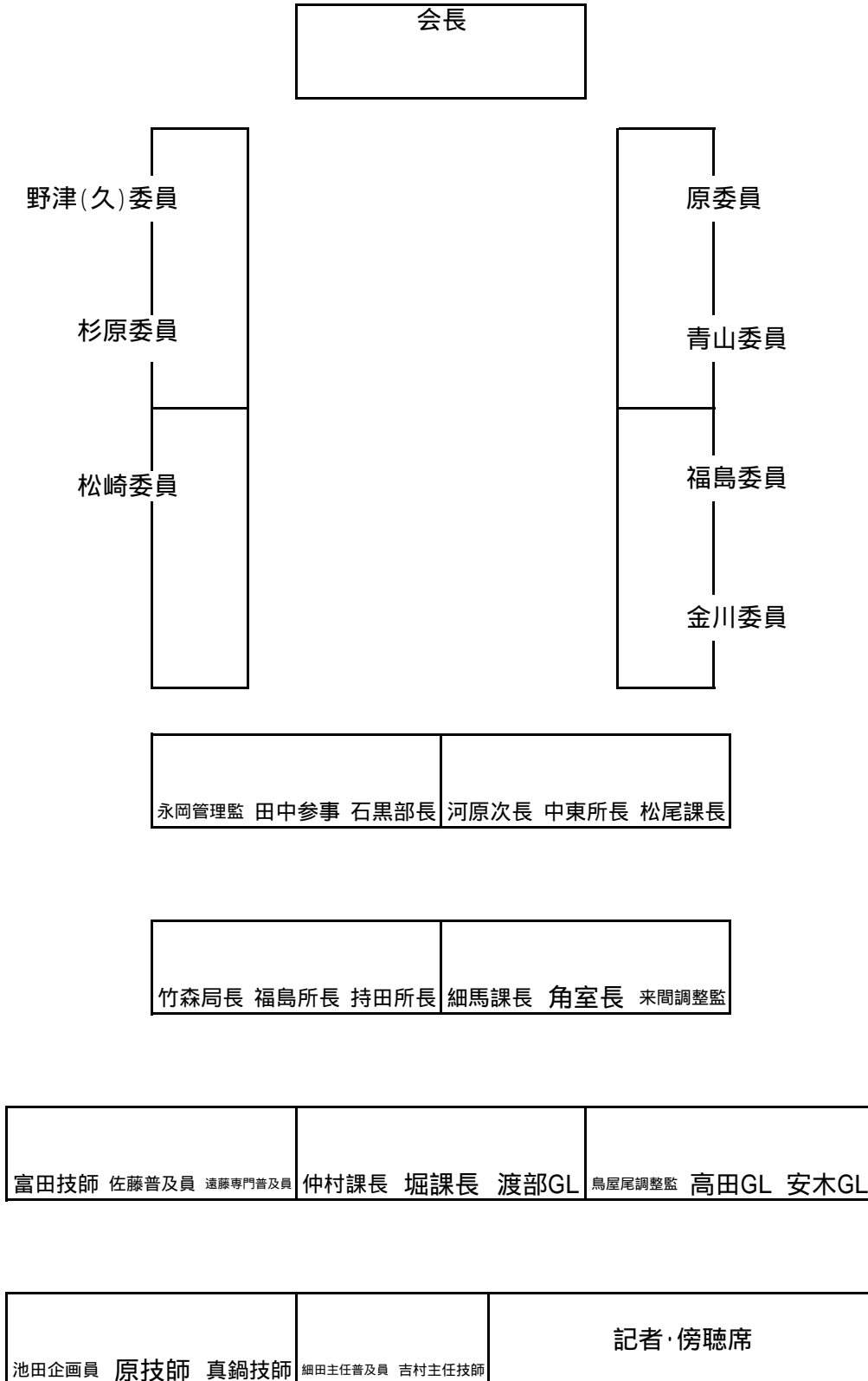
合計

34名

# 「島根県水産振興審議会」配席図

平成27年3月16日(月) 13:30～

島根県職員会館 多目的ホール





# 平成 26 年度第 2 回島根県水産振興審議会資料

日時：平成 27 年 3 月 16 日(月) 13:30～

場所：松江市内中原町 島根県職員会館多目的ホール

1. 第 7 次栽培漁業基本計画〈案〉	1
2. 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第 2 期戦略プランの取組状況	
(1) 平成 26 年度の取組状況	2 1
(2) 水産戦略プラン 県全域プロジェクト	2 3
(3) 水産戦略プラン 東部地域プロジェクト	2 6
(4) 水産戦略プラン 西部地域プロジェクト	2 8
(5) 水産戦略プラン 隠岐地域プロジェクト	3 1
(参考)	
水産戦略プラン プロジェクト平成 26 年度実績見込	3 4

白紙

# 第7次栽培漁業基本計画（案）概要について

## 1. 目的

栽培漁業を効果的に推進するために、県が取り組む基本的な内容を計画化

（目標年度：H33）

《 栽培漁業とは 》

水産動物の減耗が大きい卵から稚魚の時期を人間が飼育管理し、放流に適したサイズで海域に放流した上で、適切な管理を行い水産資源の増大を図り、その持続的な利用を図るもの

## 2. 計画策定の根拠

「沿岸漁場整備開発法」（昭和49年法律第49号）第7条の2

国が策定する基本方針に基づき、県は基本計画を策定する

## 3. 計画案の概要

### （1）水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

#### ●資源造成型栽培漁業の推進と資源管理との連携強化

◇放流魚の漁獲だけでなく、放流魚を親とした再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取組みを推進

◇稚魚段階での漁獲の抑制等の漁獲管理との連携強化

#### ●対象種の重点化と効率的かつ効果的な栽培漁業の推進（マダイ・ヒラメ等）

#### ●広域種の推進体制（マダイ・ヒラメ）

◇隣接県の地先で漁獲される魚種は、関係県との共同推進体制の構築を検討

#### ●地先種の推進体制（アワビ類、カサゴ、アカアマダイ等）

◇漁獲の大部分が地先漁場の魚種は、受益者主体による種苗放流を推進

●栽培漁業に関する県民理解の醸成と普及

◇水産物の安定供給の機能に加え、種苗放流や育成を通じた自然環境の保全や、幼児・小学生等への教育の場の提供、遊漁・観光振興への貢献等、栽培漁業の有する多面的機能について広く県民へ理解を促進

(2) 栽培漁業の対象種類と放流数等

種類	放流数量	放流時の大きさ
マダイ	550千尾 (1,000千尾)	全長100mm (全長70mm)
ヒラメ	350千尾 (700千尾)	全長120mm (全長80mm)
アカアマダイ	10千尾 (10千尾)	全長70mm (全長70mm)
アワビ類	300千個 (500千個)	殻長30mm (殻長30mm)

※下段括弧書きは6次計画時の数字

※マダイ、ヒラメは漁業者の要望により大型化して放流

※アワビ類の放流数量は6次計画期間中の年間平均放流数量

※アカアマダイ、アワビ類の種苗生産は行わないが、アカアマダイについては7次計画期間中は中間育成・放流・効果調査等が継続実施され、アワビ類については引き続き全県下で種苗放流が実施されることから、目標値を記載することとした

(3) 栽培漁業に係る技術の開発に関する事項

- 良質種苗の大量生産と、種苗生産の低コスト化技術の開発に取り組む
- (公社)水産振興協会を中心に、生産・放流・育成までの一体的な技術開発の推進や、事業効率の向上に努める

(4) 放流後の調査、関係機関の連携体制等

- 放流魚の再生産による資源量増大への寄与や、経済的波及効果等を含めた放流効果の評価に努める
- (公社)水産振興協会を主体に、関係者が協力して放流効果を把握するための市場調査等を実施する

## 第7次計画（案）

水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画  
(第7次島根県栽培漁業基本計画)の策定

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、平成33年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により公表する。

平成27年 月 日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県の沖合は全国的にも有数な好漁場となっており、多様な漁業が盛んに営まれ、県民に豊かな水産物を供給しています。

しかし一方で、本県の沿岸・沖合域における水産資源は総じて低い水準で推移していることから、種苗生産・放流・育成管理等により水産資源を積極的に増大させる栽培漁業の推進が重要となっています。

島根県では、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」（平成20年3月策定）<sup>注1</sup>の第2期戦略プラン<sup>注2</sup>において、重要魚種の安定的な種苗生産を行い、種苗放流による積極的な資源造成を行う栽培漁業を重点施策として位置付け、これまで、公益社団法人島根県水産振興協会（以下「水産振興協会」という。）を中心として、漁業者、漁業団体、市町村と一体となって、マダイ、ヒラメを中心とした栽培漁業を積極的に推進してきました。

今後の栽培漁業の一層の推進に当たっては、島根県栽培漁業センターの種苗生産能力の維持、効率的な種苗生産・放流体制の確立、受益者による適切な費用負担の調整等の課題について、栽培漁業に携わる関係機関が連携協力して取り組むことが必要となっています。

本計画は、沿岸漁業の安定的な発展等を目的として制定された「沿岸漁場整備開発法」に基づき、国の栽培漁業基本方針<sup>注3</sup>を踏まえ、栽培漁業の効果的かつ効率的な推進を図るため本県が取り組む基本的な内容について、平成33年度を目標年度として策定したものであり、平成23年3月に策定した「島根県資源管理指針」及びそれに基づき漁業者自らが策定した「魚種別及び漁業種別資源管理計画」<sup>注4</sup>において自主的資源管理措置として取り組む種苗放流を底支えするものです。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

### 1 資源造成型栽培漁業の推進

放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に放流を継続するのではなく、栽培漁業が本県の漁業生産の向上に併せて、沿岸資源の維持・回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取り組みを推進します。

また、これらの取り組みを、水産基盤整備事業による保護育成場の造成や放流種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のために漁業者や地域住民等が取り組む活動と連携を図ることとします。

### 2 資源管理との連携強化

資源造成型栽培漁業の実現のためには、放流された種苗が成長し、再生産に寄与できるようにしていくことが重要であるため、稚魚段階での漁獲の抑制や産卵親魚の獲り残し等の資源管理との連携強化に努めます。

### 3 対象種の重点化等による効率的かつ効果的な栽培漁業の推進

栽培漁業の対象種の選定に際しては、生態系への配慮、資源や漁獲の実態、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設の能力等を踏まえた放流魚種の重点化を図るとともに、漁獲量に有意な変化を見込める規模による放流に努め、多種・少量放流や分散放流とならないよう重点化や適地への集中化に努めます。

また、中間育成をより効率的に実施するため、中間育成施設の集約・拠点化等を推進します。

なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業操業、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとします。

### 4 広域種の推進体制

ヒラメやマダイ等、隣接県の地先をまたがる漁場で漁獲されている魚種については、関係する府県との共同調査や共同種苗生産体制の構築について検討します。

なお、ヒラメについては、「日本海中西部海域栽培漁業推進協議会」<sup>注5</sup>に参画し、関係府県が連携・共同し、効率的な栽培漁業の推進について検討します。

### 5 地先種の推進体制

移動性の少ないアワビ類、カサゴ、キジハタ、アカアマダイ等、市町村及び漁業者自らが種苗放流をしている魚種については、水産振興協会の協力のもと、種苗の入手、中間育成の技術、放流効果の把握等の協力支援を実施するとともに、資源状況が十分に把握できていない魚種については、漁業実態調査等を進め、資源状況の解明に取り組み、資源維持増大に必要な対策を検討します。

## 6 放流の効果の把握と生物多様性等の保全への配慮

放流事業を行なう場合には、地区ごとの漁獲量調査や市場等における放流魚の混入調査等により放流の漁業生産面における効果を把握するとともに、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果についても考慮します。

また、種苗生産や放流に当たっては、生物多様性<sup>注6</sup>の保全に配慮するとともに、遺伝的多様性<sup>注7</sup>に対する影響を低減するため、国が策定する技術的指針に沿った取り組みを推進します。

## 7 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給に資するという本来の機能に加えて、

- (1) 種苗の放流、育成等を通じた自然環境の保全
- (2) 水産資源の増加による遊漁や観光の振興等への貢献
- (3) 幼児・小学生等に自然環境や水産資源の学習の場を提供することによる教育等への貢献

などの多面的な機能を有しており、このような栽培漁業の持つ多面的な機能や効果について、広く県民に普及し理解を求めるよう努めます。

## 第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

県の海域において、種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は以下のとおりとします。

魚 類・・・マダイ、ヒラメ、アカアマダイ

貝 類・・・アワビ類

## 第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は次のとおりとします。

区 分	水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
魚 類	マダイ	550千尾	全長 100mm
	ヒラメ	350千尾	全長 120mm
	アカアマダイ	10千尾	全長 70mm
貝 類	アワビ類	300千個	殻長 30mm

#### 第4 放流効果実証事業に関する事項

- 1 放流効果実証事業<sup>注8</sup>の対象とすべき水産動物は次のとおりとします。  
魚 類・マダイ、ヒラメ
- 2 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は次のとおりとします。

##### 種類・マダイ

区 分	指 標
放 流 尾 数	550千尾
放 流 時 期	9月～10月
放流時の大きさ	全長100mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長15cm以下の個体の再放流網目の拡大等による未成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努める

##### 種類・ヒラメ

区 分	指 標
放 流 尾 数	350千尾
放 流 時 期	7月～8月
放流時の大きさ	全長120mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長30cm以下の個体の再放流網目の拡大等による未成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努める

#### 第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

- 1 資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進  
種苗放流の対象種について、最適な放流サイズ、放流尾数を把握するとともに、種苗の生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等、海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発に努めます。



## 2 種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進

種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延を防止するため、適切な飼育管理の徹底に努めます。

## 3 環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進

地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、種苗放流の対象種の変更や放流手法の見直し等、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくために必要な技術の開発に努めます。

## 4 計画期間における技術の開発水準の目標及び解決すべき技術開発上の問題点並びに技術開発水準の到達すべき段階は次のとおりとします。

### (1) 種苗生産の技術水準の目標

魚種名	1 m <sup>3</sup> 当たりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗の生産回数
マダイ	3,000尾	全長25mm	1回/年
ヒラメ	4,000尾	全長30mm	1回/年

### (2) 解決すべき技術開発上の問題点

魚種名	技術開発上の問題点
マダイ	放流技術、形態異常魚の発生防止
ヒラメ	放流技術、体色異常魚の発生防止、疾病対策
アカアマダイ	中間育成・放流技術
アワビ類	放流技術

### (3) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	平成26年度(基準年)における平均的技術開発段階	平成33年度(目標年)における技術開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
アカアマダイ	A	C
アワビ類	E	E

C: 種苗生産は行わないが、中間育成・放流技術の開発を行う

(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は以下の分類による。

- A：新技術開発期  
種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B：量産技術開発期  
種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。
- C：放流技術開発期  
種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D：事業化検討期  
対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E：事業化実証期  
種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F：事業実施期  
持続的な栽培漁業が成立する。

## 第6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- 1 放流効果の評価については、放流魚の直接的な漁獲による効果だけでなく、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味した効果の評価や、周辺産業に対する経済的波及効果等も踏まえた放流効果の評価にも努めます。
- 2 放流効果実証事業の対象魚種については、水産振興協会が中心となって、試験研究機関の指導又は助言を得て、必要な調査の実施に努めるものとします。また、水産振興協会が実施する市場調査等に、漁業関係者は積極的に協力するものとします。
- 3 県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を次の放流計画に反映させ、適切な栽培漁業の進行管理に努めます。
- 4 県及び水産振興協会は、放流効果調査の結果を速やかに関係機関及び漁業関係者に周知します。

## 第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- 1 県及び水産振興協会は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、独立行政法人水産総合研究センター及び他の都道府県の関係機関はもとより、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体と緊密な連携を図るものとします。
- 2 県の定める基本計画の内容や、本県栽培漁業の推進に関する重要な事項については、学識経験者、市町村、漁業協同組合等を構成員とする島根県水産振興審議会で協議します。
- 3 県は、水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて、栽培漁業に関する技術の普及に取り組むとともに、栽培漁業の重要性や放流種苗の保護育成の必要性について、漁業者や遊漁者をはじめとして広く県民の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及に努めます。
- 4 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導します。
- 5 県は、期待した効果が得られない魚種については、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に関する計画について、必要に応じて見直すこととします。
- 6 県は、国等で新たに技術が開発された魚種については、本県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえた上で、導入の検討を行うことにします。

## 〔用語の説明〕

### 注1 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

平成20年度を初年度として、おおむね10年後における島根の農林水産業の将来像を示し、基本目標を設定するとともに、これを実現するための施策の基本方向及び圏域の方向を示した基本計画。

### 注2 戦略プラン

基本計画に基づく実践計画として重点的、集中的に実施する具体的取組を明示したものの。

第1期（平成20～23年度）、第2期（平成24～27年度）

### 注3 栽培漁業基本方針

「沿岸漁場整備開発法」の規定により、国は沿岸漁業の増進に資するため、おおむね5年毎に水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めて公表しなければならないことになっている。

また、都道府県が「栽培漁業基本計画」を策定する場合、国の基本方針の内容と調和するものであることが定められている。

### 注4 魚種別及び漁業種類別資源管理計画

県が、水産資源に関する管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的管理方策（休漁や漁獲量制限、網目の拡大等）を策定した資源管理指針に基づき、関係漁業者が魚種又は漁業種類ごとに、自主的に行う資源管理措置を内容として作成した計画。

### 注5 日本海中西部海域栽培漁業推進協議会

広域種の種苗放流による資源造成型の栽培漁業の取組を強化するために、都道府県、漁業協同組合（漁連）、栽培漁業関係法人が構成員となり、全国6つの海域に栽培漁業推進協議会を設立した。

（太平洋北、太平洋南、日本海北部、日本海中西部、瀬戸内海、九州）

### 注6 生物多様性

あらゆる生物種と、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言う。生物多様性の保全のために、漁業においても水産資源の適切な保存や管理を行う必要があるとともに、遺伝的多様性等にも配慮した栽培漁業の推進に努めることが求められている。

#### 注7 遺伝的多様性

集団の遺伝子レベルにおいて、変化に富んでいる度合いをいう。海の魚は1尾当たりの産卵数が多く、少数の親魚から生まれた稚魚を放流した場合、遺伝的な偏りが指摘されているため、人工種苗を放流する際に天然に生息している遺伝的多様性を損なわないように、多様な遺伝的組み合わせを持った種苗を生産し放流する必要がある。

#### 注8 放流効果実証事業

水産動物の種苗の放流による経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画	6次計画
<p>沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、平成33年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第1項の規定により公表する。</p> <p>平成27年月日</p> <p>島根県知事 溝口善兵衛</p> <p>島根県の沖合は全国的にも有数な好漁場となっており、多様な漁業が盛んに営まれ、県民に豊かな水産物を供給しています。しかし一方で、本県の沿岸・沖合域における水産資源は総じて低い水準で推移していることから、種苗生産・放流・育成管理等により水産資源を積極的に増大させる栽培漁業の推進が重要となります。</p> <p><u>島根県では、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」(平成20年3月策定)の第2期戦略プランにおいて、重要な魚種の安定的な種苗生産を重点施策として位置付け、これまでも、公益社団法人島根県水産振興協会(以下「水産振興協会」という。)を中心として、漁業者、漁業団体、市町村と一体となって、マダイ、ヒラメを中心的に推進してきました。</u></p> <p>今後の栽培漁業の一層の推進に当たっては、島根県栽培漁業センターの種苗生産能力の維持、効率的な種苗生産・放流体制の確立、受益者による適切な費用負担の調整、等の課題について、栽培漁業に携わる関係機関が連携協力して取り組むことが必要となります。</p> <p>本計画は、沿岸漁業の安定的な発展等を目的として制定された「沿岸漁場整備開発法」に基づき、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、栽培漁業の効果的かつ効率的な推進を図るため、本県が取り組む基本的な内容について、平成33年度を目標年度として策定したものであり、平成23年3月に策定した「島根県資源管理指針」及びそれに基づき漁業者自らが策定した「魚種別及び漁業種類別資源管理計画」において自主的資源管理措置として取り組む種苗放流を底支えするもので</p>	<p>沿岸漁場整備開発法(昭和49年法律第49号)第7条の2第1項の規定により、平成26年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。</p> <p>平成23年4月22日</p> <p>島根県知事 溝口善兵衛</p> <p>島根県の沖合は全国的にも有数な好漁場となっており、多様な漁業が盛んに営まれ、県民に豊かな水産物を供給しています。しかし一方で、本県の沿岸・沖合域における水産資源は総じて低い水準で推移していることから、漁業生産の向上や水産資源の回復を図るためには、種苗生産・放流・育成管理等により水産資源を積極的に増大させる栽培漁業の推進が重要となります。</p> <p>このため島根県では、(社)島根県水産振興協会(以下「水産振興協会」という。)を中心として、漁業者、漁業団体、市町村と一体となって、マダイ、ヒラメ、アワビを中心とした栽培漁業を積極的に推進することで、漁獲量の安定に貢献してきました。</p> <p>今後とも栽培漁業の持続的な推進を図るためには、県栽培漁業センターの種苗生産能力の維持、効率的な種苗生産・放流体制の確立、県・市町村・受益者の適切な費用負担による放流経費の確保、等の課題について、栽培漁業に携わる関係機関が連携協力してこれらの課題に取り組むことが必要となります。</p> <p>本計画は、沿岸漁業の安定的な発展等を目的として制定された「沿岸漁場整備開発法」に基づき、国の栽培漁業基本方針を踏まえ、栽培漁業の効果的かつ効率的な推進を図るため、本県が取り組む基本的な内容について、平成26年度までを計画期間として策定したものです。</p> <p>なお、本計画で対象とする栽培漁業は、水産動物の減耗が最も多い卵から稚魚の時期を人間が飼育管理し、放流に適したサイズで海域に放流した上で、適切な管理を行い水産資源の増大を図るもので、養殖業や漁場造成等は除きます。</p>

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

	7次計画	6次計画
<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p>	<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p><b>1 資源造成型栽培漁業の推進</b></p> <p>放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に放流を継続するのではなく、栽培漁業が本県の漁業生産の向上に併せて、沿岸資源の維持・回復に確実に寄与するよう、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業の取り組みを推進します。</p> <p>また、これらの取り組みを水産基盤整備事業による保護育成場の造成や放流種苗の育成場である藻場、干潟等の保全や回復のために漁業者や地域住民等が取り組み活動と連携を図ることとします。</p>	<p>第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p> <p>(1) 栽培漁業による資源造成への取組強化</p> <p>栽培漁業が本県の漁業生産の向上に併せて、沿岸資源の維持・回復に確実に寄与していくために、放流種苗の成長後に併せて漁獲することを前提に放流を継続する資源造成型栽培漁業に加えて、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型栽培漁業を推進します。このため、適地における短期集中的な放流や稚魚段階での混獲抑制等により、放流した種苗がよりの取組を資源管理計画等に基づき漁獲管理や水産基盤整備事業による保護育成場の造成と併せて、放流種苗の育成を助長する藻場・干潟等を保全するため漁業者や地域住民等が取り組み環境・生態系保全活動等と連携を図ることによって、効果的な資源の維持・回復を促進します。</p>
<p>第2 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p>	<p><b>2 資源管理との連携強化</b></p> <p><u>資源造成型栽培漁業の実現のためには、放流された種苗が成長し、再生産に寄与できるようにしていくことが重要であるため、稚魚段階での漁獲の抑制や産卵親魚の獲り残り等の資源管理との連携強化に努めます。</u></p>	<p>(2) 対象種の重点化と効果的な栽培漁業の推進</p> <p>栽培漁業の対象種の選定に際しては、生態系への配慮、資源や漁獲の実態、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設の実態等を踏まえた放流魚種の重点化を図るとともに、漁獲量に有意な変化を見込める規模での放流に努め、多量放流や分散放流とならないよう重点化を実施するた中心に努めます。また、中間育成をより効果的に実施するため、中間育成施設の集約・拠点化等を推進します。</p> <p>なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業の集約・拠点化等を実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとします。</p>
<p>第3 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針</p>	<p><b>3 対象種の重点化等による効果的かつ効果的な栽培漁業の推進</b></p> <p>栽培漁業の対象種の選定に際しては、生態系への配慮、資源や漁獲の実態、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設の実態等を踏まえた放流魚種の重点化を図るとともに、漁獲量に有意な変化を見込める規模での放流に努め、多量放流や分散放流とならないよう重点化を実施するた中心に努めます。また、中間育成をより効果的に実施するため、中間育成施設の集約・拠点化等を推進します。</p> <p>なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業の集約・拠点化等を実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとします。</p>	<p>(2) 対象種の重点化と効果的な栽培漁業の推進</p> <p>栽培漁業の対象種の選定に際しては、生態系への配慮、資源や漁獲の実態、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設の実態等を踏まえた放流魚種の重点化を図るとともに、漁獲量に有意な変化を見込める規模での放流に努め、多量放流や分散放流とならないよう重点化を実施するた中心に努めます。また、中間育成をより効果的に実施するため、中間育成施設の集約・拠点化等を推進します。</p> <p>なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業の集約・拠点化等を実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとします。</p>

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表	
7次計画	6次計画
<p><b>4 広域種の推進体制</b> ヒラメやマダイ等、隣接県の地先をまたがる漁場で漁獲されている魚種については、関係する府県との共同調査や共同育苗生産体制の構築について検討します。 なお、ヒラメについては、「<u>日本海中西部海域栽培漁業推進協議会</u>」に参画し、<u>関係府県が連携・共同し、効率的な栽培漁業の推進について検討します。</u></p> <p><b>5 地先種の推進体制</b> <u>移動性の少ないアワビ類、カサゴ、キジハタ、アカアマダイ等、市町村及び漁業者自らが育苗放流をしている魚種については、水産振興協会の協力のもと、種苗の入手、中間育成の技術、放流効果の把握等の協力支援を実施するとともに、資源状況が十分に把握できていない魚種については、漁業実態調査等を進め、資源状況の解明に取り組み、資源維持増大に必要な対策を検討します。</u></p> <p><b>6 放流の効果の把握と生物多様性等の保全への配慮</b> <u>放流事業を行なう場合には、地区ごとの漁獲量調査や市場等における放流魚の混入調査等により放流の漁業生産面における効果把握するとともに、流通、加工、遊漁等に係る経済的な波及効果についても考慮します。</u> <u>また、種苗生産や放流に当たっては、生物多様性の保全に配慮するとともに、遺伝的多様性に対する影響を低減するため、国が策定する技術的指針に沿った取り組みを推進します。</u></p>	<p>(3) 広域種の推進体制 ヒラメやマダイ等、隣接県の地先をまたがる漁場で漁獲されている魚種については、関係する府県間の連携や共同組織の構築に努めるとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制づくりを進めます。 また、放流種苗を安定的に確保するとともに、種苗生産費の低減を図るため、関係府県の種苗生産施設間での連携・分業等により、共同種苗生産体制の構築も検討します。</p> <p>(4) 放流の効果と漁獲量の把握 放流事業を行なう場合には、市場等における放流魚の混入率調査に加えて、漁業者が放流効果を実感できる漁獲量の変動を確実に把握することと、これらの結果を放流計画に反映させるように努めます。 また、関係する漁業協同組合及び漁業者等に対して、放流効果の把握に必要な調査や漁獲量の把握の必要性について、理解が得られるよう努めます。</p> <p>(5) 生物多様性等の保全への配慮 種苗生産や放流に当たっては、生物多様性の保全に配慮するとともに、遺伝的多様性に対する影響を低減するため、独立行政法人水産総合研究センター(以下「水研センター」という。)の研究成果等に基づき、国が策定する技術的指針に沿った取組を推進します。</p>



栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画

7 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及  
栽培漁業は、水産資源の回復・維持によって水産物の安定供給に資するという本来の機能に加えて、  
(1) 種苗の放流、育成等を通じた自然環境の保全  
(2) 水産資源の増加による遊漁や観光の振興等への貢献  
(3) 幼児・小学生の自然環境や水産資源の学習の場を提供することによる教育等への貢献  
などの多面的な機能を有しており、このような栽培漁業の持つ多面的な機能や効果について、広く県民に普及し理解を求めめるよう努めます。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類  
県の海域において、種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は以下のとおりとします。

魚 類・・・マダイ、ヒラメ、アカアマダイ  
貝 類・・・アワビ類

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成33年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は次のとおりとします。

区分	水産動物の種類	放流数量	放流時の大きさ
魚類	マダイ	550千尾	全長100mm
	ヒラメ	350千尾	全長120mm
	アカアマダイ	10千尾	全長70mm
貝類	アワビ類	300千個	殻長30mm

6次計画

(6) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及  
栽培漁業は、水産資源の回復・維持によって水産物の安定供給に資するという本来の機能に加えて、  
ア、種苗の放流、育成等を通じた自然環境の保全  
イ、水産資源の増加による遊漁や観光の振興等への貢献  
ウ、児童・小学生の自然環境や水産資源の学習の場を提供することによる教育等への貢献  
などの多面的な機能を有しており、このような栽培漁業の持つ多面的な機能や効果について、広く県民に普及し理解を求めめるよう努めます。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類  
県の海域において、種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は以下のとおりとします。

なお、国等で新たに技術が開発された種類については、県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえたとし、導入の検討を行うことにします。

魚 類・・・マダイ、ヒラメ、アカアマダイ  
貝 類・・・アワビ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標

平成26年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は次のとおりとします。

区分	魚種名	放流数量	放流時の大きさ
魚類	マダイ	1,000千尾	全長70mm
	ヒラメ	700千尾	全長80mm
	アカアマダイ	10千尾	全長70mm
貝類	アワビ	500千個	殻長30mm

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画

第4 放流効果実証事業に関する事項

1. 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物は次のとおりとします。  
魚 類・マダイ、ヒラメ
2. 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は次のとおりとします。

種類・マダイ

区分	指標
放流尾数	550千尾
放流時期	9月～10月
放流時の大きさ	全長100mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長15cm以下の個体の再放流網目の拡大等による成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果をとりまとめ、資料を漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努

種類・ヒラメ

区分	指標
放流尾数	350千尾
放流時期	7月～8月
放流時の大きさ	全長120mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長30cm以下の個体の再放流網目の拡大等による成魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果をとりまとめ、資料を漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努

6次計画

第4 放流効果実証事業に関する事項

- (1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物は次のとおりとします。  
魚 類・マダイ、ヒラメ
- (2) 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は次のとおりとします。

種類・マダイ

区分	指標
放流尾数	1,000千尾
放流時期	8月～9月
放流時の大きさ	全長70mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長15cm以下の個体の再放流網目の拡大等による稚魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果をとりまとめ、資料を漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努

種類・ヒラメ

区分	指標
放流尾数	700千尾
放流時期	5月～6月
放流時の大きさ	全長80mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長30cm以下の個体の再放流網目の拡大等による稚魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行う
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果をとりまとめ、資料を漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表	
7次計画	6次計画
<p>第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>1 <u>資源造成型栽培漁業の推進のための技術開発の推進</u>  <u>種苗放流の対象種について、最適な放流サイズ、放流量数を把握するとともに、種苗の生産から放流、さらには未成魚の混獲防止等、海域における種苗の育成に至るまでの一連の技術の開発に努めます。</u></p> <p>2 種苗生産の低コスト化のための技術開発の推進  種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力の高い種苗を安定的に低コストで生産する技術の開発を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延を防止するため、適切な飼育管理の徹底に努めます。</p> <p>3 <u>環境変化に適応した栽培漁業の実施等のための技術開発の推進</u>  <u>地球温暖化や貧栄養化等により沿岸域の環境が変化する中で、種苗放流の対象種の変更や放流手法の見直し等、栽培漁業を環境変化に適応させながら実施していくために必要な技術の開発に努めます。</u></p> <p>4 計画期間における技術の開発水準の目標及び解決すべき技術開発上の問題点並びに技術開発水準の到達すべき段階は次のとおりとします。</p>	<p>第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項</p> <p>(1) 基礎的な技術開発の推進  栽培漁業に関する技術は、対象種の稚仔魚の生理・生態、生息環境、資源生態等を包括するものであり、沿岸漁場の保全や資源管理にも通じることを踏まえて、基礎的な技術開発に取り組みます。</p> <p>(2) 良質種苗の生産と低コスト化技術の開発の推進  種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力の高い良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底に努めることとし、そのために必要となる技術の開発に努めます。  また、種苗の大量生産が可能となった魚種については、種苗の質的向上を一層図るとともに、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に必要な技術の開発に努めます。</p> <p>(3) 生産・放流及び育成までの一体的な技術開発の推進  種苗放流については、対象種、対象海域ごとに最適な放流サイズ、場所等の把握を進めるとともに、水産振興協会を中心として種苗生産・放流から放流魚の育成までを一体的に推進することによって、事業効率を向上させるための技術の開発に努めます。</p> <p>(4) 計画期間における技術の開発水準の目標及び解決すべき技術開発上の問題点並びに技術開発水準の到達すべき段階は次のとおりとします。</p>

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画		6次計画	
(1) 種苗生産の技術水準の目標		ア、種苗生産の技術水準の目標	
魚種名	1m <sup>3</sup> あたりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗の生産回数
マダイ	3,000尾	全長25mm	1回/年
ヒラメ	4,000尾	全長30mm	1回/年

魚種名	1m <sup>3</sup> あたりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗の生産回数
マダイ	3,000尾	全長25mm	1回/年
ヒラメ	4,000尾	全長30mm	1回/年
アカアマダイ	800尾	全長25mm	1回/年

(2) 解決すべき技術開発上の問題点

魚種名	技術開発上の問題点
マダイ	放流技術、形態異常魚の発生防止
ヒラメ	放流技術、体色異常魚の発生防止、疾病対策
アカアマダイ	中間育成・放流技術
アワビ	放流技術

イ、解決すべき技術開発上の問題点

魚種名	技術開発上の問題点
マダイ	放流技術
ヒラメ	放流技術
アカアマダイ	親魚確保、採卵技術、形態異常魚の出現防止
アワビ	疾病発生防止、放流技術

(3) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	平成26年度(基準年)における平均的技術開発段階	平成33年度(目標年)における平均的技術開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
アカアマダイ	A	C
アワビ	E	E

C: 種苗生産は行わないが、中間育成・放流技術の開発を行う

ウ、技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における平均的技術開発段階	平成26年度における平均的技術開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
アカアマダイ	A	B
アワビ	E	E

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画	6次計画
<p>(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は以下の分類による。</p> <p>A：新技術開発期            種苗生産の基礎技術開発を行う。</p> <p>B：量産技術開発期            種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。</p> <p>C：放流技術開発期            種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。</p> <p>D：事業化検討期            対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。</p> <p>E：事業化実証期            種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。</p> <p>F：事業実施期            持続的な栽培漁業が成立する。</p>	<p>(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は以下の分類による。</p> <p>A：新技術開発期            種苗生産の基礎技術開発を行う。</p> <p>B：量産技術開発期            種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。</p> <p>C：放流技術開発期            種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。</p> <p>D：事業化検討期            対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。</p> <p>E：事業化実証期            種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。</p> <p>F：事業実施期            持続的な栽培漁業が成立する。</p>
<p>第6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項</p>	<p>第6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項</p>
<p>1 放流効果の評価については、放流魚の直接的な漁獲による効果だけでなく、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味した効果の評価や、周辺産業に対する経済的波及効果等も踏まえ放流効果の評価にも努めます。</p> <p>2 放流効果実証事業の対象魚種については、水産振興協会が中心となって、試験研究機関の指導又は助言を得て、必要な調査の実施に努めます。また、水産振興協会が実施する市場調査等に、漁業関係者は積極的に協力するものとします。</p>	<p>(1) 放流効果の評価            放流魚の直接的な漁獲による効果だけでなく、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味した効果の評価や、周辺産業に対する経済的波及効果等も踏まえ放流効果の評価にも努めます。</p> <p>(2) 種苗の効率的資源添加を図り、放流効果を最大限に発揮させるため、次の事項に留意し調査を実施します。</p>
<p>3 県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を次の放流計画に反映させ、適切な栽培漁業の進行管理に努めます。</p> <p>4 県及び水産振興協会は、放流効果調査の結果を速やかに関係機関及び漁業関係者に周知します。</p>	<p>ア、種苗放流に際しては、放流効果の適切な把握ができるよう、可能な限り標識を付して放流することとします。しかし、魚種によって外見上明らかに放流魚と判断できる特徴を有するものにあつては、その判断基準を明らかにした上で標識に代えることとします。</p> <p>イ、魚に負担が少ない内部標識等の導入についても検討を行います。</p> <p>ウ、放流効果実証事業の対象魚種については、水産振興協会が中心となって、試験研究機関の指導又は助言を得て、必要な調査の実施に努めるものとします。また、水産振興協会が実施する市場調査等に、漁業関係者は積極的に協力するものとします。</p> <p>ウ、県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、よ</p>

栽培基本計画(第6次・第7次)対照表

7次計画	6次計画
<p>第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に必要事項</p> <p>1 県及び水産振興協会は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、独立行政法人水産総合研究センター及び他の都道府県の関係機関はもとより、公益社団法人全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体と緊密な連携を図るものとします。</p> <p>2 県の定める基本計画の内容や、本県栽培漁業の推進に關する重要な事項については、学識経験者、市町村、漁業協同組合等を構成員とする島根県水産振興審議会で協議します。</p> <p>3 県は、水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて、栽培漁業に関する技術の普及に取り組みとともに、栽培漁業の重要性や放流種苗の保護育成の必要性について、漁業者や遊漁者をはじめとして広く県民の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及に努めます。</p> <p>4 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導します。</p> <p>5 県は、期待した効果が得られない魚種については、当該魚種の種苗の生産及び放流並びに育成に関する計画について、必要に応じて見直すこととします。</p> <p>6 県は、<u>国等で新たに技術が開発された魚種について、本県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえたとし、導入の検討を行うこととします。</u></p>	<p>り効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を次の放流計画に反映させ、適切な栽培漁業の進行管理に努めます。</p> <p>工、県及び水産振興協会は、放流効果調査の結果を速やかに関係機関及び漁業関係者に周知します。</p> <p>オ、県はマダイ、ヒラメ等、県の範囲を越えて移動する栽培漁業対象種については、関係県と連携した共同調査の実施について検討します。</p> <p>第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に必要事項</p> <p>(1) 県及び水産振興協会は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、水研センター及び他の都道府県の関係機関はもとより、(社)全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体と緊密な連携を図るものとします。</p> <p>(2) 県の定める基本計画の内容や、本県栽培漁業の推進に關する重要な事項については、学識経験者、市町村、漁業協同組合等を構成員とする島根県水産振興審議会で協議します。</p> <p>(3) 県は、水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて、栽培漁業に関する技術の普及に取り組みとともに、栽培漁業の重要性や放流種苗の保護育成の必要性について、漁業者や遊漁者をはじめとして広く県民の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及に努めます。</p> <p>(4) 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導します。</p> <p>(5) 県は、期待した効果が得られない魚種については、当該魚種の種苗生産及び放流並びに育成に関する計画について、必要に応じて見直すこととします。</p>

# 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画第2期戦略プラン

## ～平成26年度の取組状況～

農林水産総務課

### 各戦略プランに基づくプロジェクト実績評価

#### (1) 水産戦略プランの総括評価

- ・「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」第2期戦略プランの「水産戦略プラン」において、県、各圏域では市町村・関係団体・県が一体となって、12プロジェクトの活動が展開され、各プロジェクトにおいて設定している評価項目（25項目）のうち、目標100%以上達成が6割以上、目標の80%以上達成とあわせると8割以上となっている。

今後は、目標未達成の項目については、要因・課題の分析を行い、課題解決に向けて取り組む。

### 平成26年度末における各プロジェクト成果指標の達成状況

農林水産総務課

プラン・圏域区分	プロジェクト数	成果指標項目数	H26目標・達成見込み項目数	H26目標・8割以上達成見込み項目数	H26目標達成見込み割合(%)	H26目標の8割上達成見込み割合(%)	
水産	小計	12	25	17	4	68	84
	県全域	2	3	2	1	67	100
	東部	3	8	4	1	50	63
	西部	3	7	5	1	71	86
	隠岐	4	7	6	1	86	100

#### 【県全域プロジェクトの主な成果等】

##### ○基幹漁業の構造改革プロジェクト

- ・浜田の沖底では、新たに2ヶ統がリシップを行い、効率的操業の確立及び経営改善のための実証試験を実施する船団が3ヶ統に増加。
- ・大田の小底では、魚価の改善として統合市場への出荷形態を見直し。コスト削減のため、省力化漁船による操業をモデル的に継続中。他船への波及が期待される。

##### ○宍道湖・中海水産資源維持再生プロジェクト

- ・宍道湖のH26年度のシジミ資源量調査では、秋季調査で約6万7千トンの生息を確認。春季から約1.4倍に増加。宍道湖保全再生協議会の研究結果により、宍道湖の健全性の指標として硫化水素、色素、塩分の目標値を提案。
- ・中海では、アカガイの販売試験を市内の量販店や道の駅等で実施し、昨年のほぼ倍となる約3トン販売。アサリについては、養殖資材の改良により経費節減に成功。

**【地域プロジェクトの主な成果等】**

**<東部管内>**

○出雲の沿岸漁業活性化プロジェクト

- ・「松江いわがき」が、販売促進活動の強化により市内飲食店等での取扱量が増え、出荷数量が増加。さらなる販路拡大と衛生管理の徹底が必要。

**<西部管内>**

○浜田地域水産業構造改革推進プロジェクト

- ・新たに沖底漁船2ヶ続がリシップを行い、実証試験に取り組む船団が3ヶ続に増加。
- ・リシップ船による漁獲物高鮮度化処理により、ムシガレイ高鮮度商品を出荷開始。市内飲食店等へのPRにより需要の拡大と、他魚種への拡大を図る

**<隠岐管内>**

○「隠岐のいわがき」販売強化プロジェクト

- ・出荷量、金額は過去最高を更新し、来年度以降もさらなる増加が見込まれる。
- ・他産地産の増加により単価の下落が懸念される中で、収益性の維持・向上が課題。



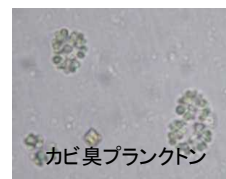
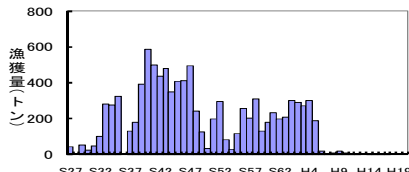
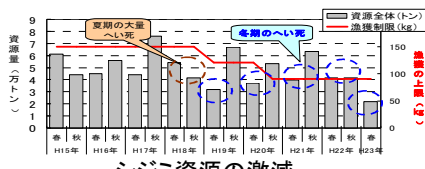
# 宍道湖・中海の水産資源維持・再生プロジェクト

## プロジェクト推進の経緯

平成 22 年度に策定された「第 2 期 宍道湖・中海維持再生構想」（平成 23～27）に基づき、宍道湖では、シジミを始めとする水産資源の保全による漁業の維持増大、中海では、アカガイやアサリなどの二枚貝資源の回復による漁業の復活再生を目指して様々な施策に取り組んでいる。

しかし、近年、宍道湖ではシジミ資源の急激な減少、ワカサギ資源の長期低迷、アオコや藻類の大量繁茂、中海ではアカガイ、アサリ資源の回復が見られないなど、厳しい状況にある。そこで、第 2 期構想の実現に向け「宍道湖・中海再生プロジェクト研究」を立ち上げ、宍道湖においては、湖沼環境と資源の変動要因の解明と対策の検討、中海においてはアカガイ、アサリ等二枚貝の増養殖技術開発を推進させる。

### 宍道湖の漁場環境を取り巻く状況



総合的なアプローチによる原因究明と対策が必要  
(宍道湖保全再生協議会を設置)

### 中海の漁場環境を取り巻く状況

- ・中浦水門の撤去：H17-21年
- ・森山堤防の開削：H21年
- ・西部承水路の撤去：H18-22年

漁場環境 若干改善の方向  
本庄水域への海水流入

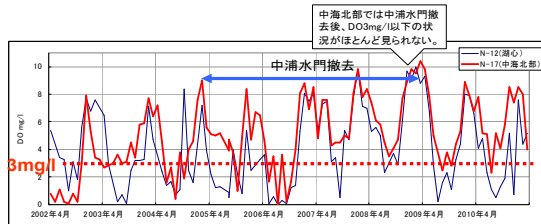
藻類の大量繁茂

アサリ稚貝の大量発生  
アカガイ(サルボウガイ)生息域の拡大

+

- ・漁獲量の低迷
- ・漁業者の減少

漁業の再構築が必要



若干の改善傾向が見られるが、資源の回復には至っていない

漁業復活に向けて二枚貝の増養殖技術開発が必要

宍道湖・中海再生プロジェクト研究  
(活性化計画を推進)

## プロジェクトの主な成果と課題

### 宍道湖

#### ○宍道湖保全再生協議会による宍道湖のシジミ資源等の資源の減少要因の解明と改善方法の検討

##### 《宍道湖保全再生協議会メンバー》

東京大学、島根大学、京都大学、鳥取大学、  
埼玉大学、島根大学、水産総合研究センタ  
ー、港湾空港技術研究所、保健環境科学研  
究所、水産技術センター、宍道湖漁協

##### 《研究項目》

###### ○宍道湖の環境変化の原因解明と改善方法の検討

- ①水質・栄養塩の経年変化と現状分析
- ②土砂環境の経年変化と現状分析
- ③水理モデルによる物理環境変化の解析と予測
- ④生物生産を高めるための水質・土砂環境制御手法の開発

###### ○宍道湖の生態系変化の原因解明と水産生物生産最大化のための技術開発

- ①シジミ資源減少原因の解明
- ②シジミ資源回復手法の開発
- ③アオコ・水草・藻類の大量発生・大量繁茂の原因解明と制御技術の開発要因の解明
- ④生態系モデルによる変動原因の解析と管理手法の効果予測

##### [宍道湖保全再生協議会による研究成果]

- ・過去の調査結果の再検討を行い、平成 25 年度からは総合的な調査を開始。年度末にこれまで実施した調査研究の結果ならびに現時点での知見のとりまとめ結果を報告。
- ・平成 25 年度は春から秋にかけてシジミ資源が著しく増大した。これまでの調査研究から宍道湖の健全性の指標としての目標値を提案。

##### 【宍道湖の健全性の指標】

硫化水素: 本来「0」が目標(ただし、短期的な硫化水素曝露(30 mg S/L)には耐久可能であると推定)。  
色素: 珪藻由来の色素の割合が高いこと。  
塩分: 高塩分(6~8PSU)。

#### ○シジミ資源の現状

- ・平成 26 年 6 月及び 10 月に実施した資源量調査では、6 月が 5 万 1 千トン、10 月が 6 万 7 千トンと資源は高水準となっている。平成 26 年のシジミ漁獲量は、宍道湖漁協によれば前年を大きく上回る見込み。

#### ○ワカサギ・シラウオ資源の現状

- ・平成 26 年 1 月から 5 月にかけて実施した産卵場調査では、ワカサギについては、主産卵場である斐伊川河口で卵を確認できず。シラウオについても、過去 2 ヶ年平均の 1/100 程度であり、産卵量は極めて少なかった。11 月以降漁期に入るとワカサギ、シラウオともに前年に比べまざる漁模様であるが、ワカサギは依然として資源水準は低い。

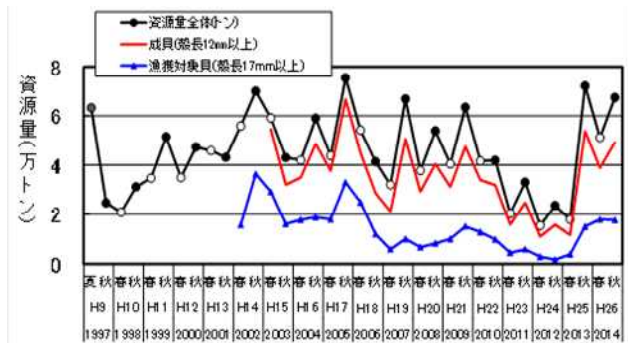


図 1 シジミ資源量の推移

#### 課題

- ・シジミ資源の変動要因については、宍道湖保全再生協議会で暖候期の塩分濃度範囲と珪藻の卓越の重要性、硫化水素耐性濃度について示されたが、その他の要因(産卵期の水温、貧酸素水塊の形成要因、稚貝の深淺移動の阻害要因、冬季の減耗要因)についても検討する必要がある。
- ・ワカサギの生息状況、シラウオの移動、分布条件等を把握する必要がある。

## 中海

### ○アカガイ

- 天然採苗は、平成 23 年をピークに減少傾向。平成 26 年の採苗数は 28.5 万個。天然母貝の殻長組成を見ると殻長 30 mm 以上の大型貝が以前に比べ減少。
- 平成 26 年度は種苗の安定確保に向け漁業者による陸上での人工採苗や籠養殖試験で育成している 2 年貝を母貝とした採苗試験も実施。
- 籠垂下式養殖試験では生産性向上のため、従来（パールネット）より収容量の多い丸籠を使用して試験を実施。丸籠は従来籠（パールネット）に比べ成長速度はやや遅くなったが、生残率は変わらず。
- コンクリートミキサーを用いた付着物除去試験では、短時間で付着物を除去することに成功。
- 貧酸素層を利用した付着物防止試験は、貧酸素化の規模が小さかったため、平成 26 年度は実施せず。
- 11 月末より県内量販店、道の駅などで試験販売を実施。（約 2.7 トンの出荷）

### ○アサリ

- 天然採苗は 8 月上旬より開始。現在、稚貝をカゴで飼育中。生息密度調査を 10 月に実施したが、平成 26 年度は中海北部（和名鼻）以外は極めて低密度。
- 垂下式かご養殖試験において、かご内に入れる基質として安価なゼオライトを用いた飼育試験を実施。従来の基質（アンスラサイト）と比べ、成長、生残ともに同等。

### 課題

- 種苗の安定確保（アカガイ、アサリ）、付着物除去と作業の効率化（アカガイ）、最適基質の検討（アサリ）、籠養殖の生産性向上（アカガイ、アサリ）といった課題が残されている。

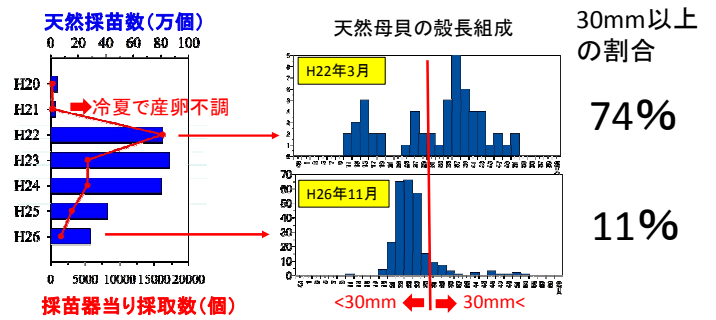


図2 天然採苗数、採苗器あたり採取数および天然母貝の殻長組成

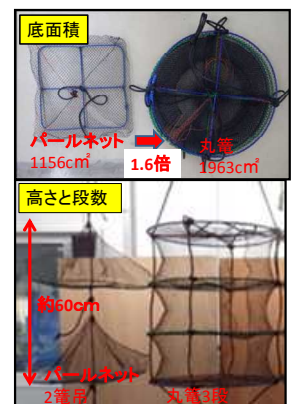


図3 パールネットと丸籠

## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画（第2期戦略プラン）

### 【松江水産事務所管内の概況】

#### 1. 出雲の沿岸漁業活性化プロジェクト

##### ①定置網を核とした経営の複合化

- ・ワカメ養殖を導入した十六島大敷の複合経営については、新がんばる事業を活用してワカメ養殖に必要な種苗生産施設整備と省力化定置網漁具を導入した。これらの取り組みにより、複合経営を実践するための生産基盤の強化を図ることができた。

##### ②地域ブランドづくりの取り組み拡大

- ・島根町の養殖イワガキ「松江いわがき」の出荷数量は平成26年に3万7千個まで増加した。漁業者自らが参画してイベント販売を行ったり、県外の大手水産物取扱業者、市内飲食店等への取引を増やすことにより順調に販売数量を伸ばしている。
- ・中海で試験養殖を行っているアサリについて、昨年に続いて4~6月に試験出荷が行われ、地元道の駅で合計300kgが販売された。天候不良による貝の生育不良が発生したので、生育状況に応じた出荷方法を確立する必要がある。
- ・中海で試験養殖を行っているサルボウについて、昨年に続いて11~1月に試験出荷が行われ、地元道の駅やスーパーで2,700kgが販売された。今後安定した生産・出荷体制の確立や販路開拓に重点を置いた取り組みが必要である。

##### ③地元水産物の消費拡大

- ・藻類養殖振興PJと連携してワカメの加工品開発に取り組んでおり、消費者ニーズに合致するよう、容器の形状や容量を改良した新規商品が開発された。

#### 2. 藻類養殖振興プロジェクト

##### ①フリー配偶体技術の普及と有効活用

- ・ワカメ養殖におけるフリー配偶体技術導入地区では、概ね技術が定着した。さらに普及・定着するよう、新規導入者に対してきめ細かい技術指導が必要である。
- ・ハバノリについては、水産技術センターと連携して試験養殖を実施中である。

##### ②種糸管理施設の集約

- ・現在、1地区で集約化済みである。種糸の作成・管理方法は地区ごとに異なり、そのことが集約化のネックとなっているので、集約化推進のためにはメリットを周知させる必要がある。

##### ③新規着業者支援

- ・現在8名が新規着業している。更なる着業者数の増加に向けて、養殖技術の安定化、付加価値向上による所得の向上など、着業しやすい環境の整備が必要である。

##### ④付加価値向上

#### 3. 出雲の豊かな川・湖プロジェクト

##### ①天然アユの資源回復

- ・神戸川において、アユ漁不漁の原因を特定し対策を検討するため、アユの専門家による生息環境に係る調査が実施され、調査結果に基づく資源回復のための対策が提言された。今後は提言を参考に、具体的対策を検討・実施していく。

##### ②シジミの資源管理・資源回復

- ・神西湖漁協が新がんばる事業を活用し、漁場環境の改善と漁場面積の拡大を図った。天然採苗の取り組みも継続し、これらによって資源量増大の兆しが見え始めている。

##### ③共同出荷体制による販売力強化

- ・販売力強化を図るための検討会等で、今後の販売対策について検討を行った。今後、具体的な取り組みを進めて行く必要がある。

## 出雲の沿岸漁業活性化プロジェクト ～地域ブランド作り「松江いわがき」の取り組み～

### 1. イワガキ養殖の経緯

平成 10 年	島根町野井地区で養殖開始
平成 14 年	市場出荷を開始
平成 20 年	浄化施設整備
平成 21 年	養殖規模拡大
平成 23 年	まつえ農水商工連携事業（市）でブランド化を目指す



#### 課題

飲食店・一般消費者対象の需要調査 認知度不足、食品安全性への懸念  
市場の需要が頭打ち（約 1 万個） 販路開拓の必要性

### 2. 地域プロジェクトの概要

#### 「売れる水産物づくり・地域ブランド作り」

複合経営による水揚げ金額増加と、地元水産物の消費拡大・認知度向上の取り組みを推進することにより、沿岸漁業の活性化を目指す。

### 3. 取り組み状況

#### 【認知度向上・販路拡大】

**平成 24 年** 名称を「松江いわがき」として出荷開始。調理・販売方法の検討。試食会の開催。  
(1 万個)

**平成 25 年** 平成 21 年の養殖規模拡大により、出荷数量が増加。  
(2.8 万個) 行政の協力のもと（ポスター・幟等の販促グッズの制作、販売活動の補助）イベント等の直販活動（平均 3 回/月） 県外加工業者へ出荷開始。

**平成 26 年** イベント等での直販活動回数が増加（平均 7 回/月）。「しまねいわがき祭り」の初開催、飲食店等との直接取引による取り扱い店舗数増加。  
(3.7 万個)



#### 【品質向上の検討・衛生管理の徹底】

「イワガキの衛生管理マニュアル」による衛生管理の指導

・食中毒の防止：貝毒・ノロウイルス・大腸菌の定期検査を実施

養殖方法の検討：カイデライト（カキ用セメント）による身入り率向上

### 4. 今後の課題

養殖規模の拡大に伴い、さらなる販路拡大の検討と衛生管理の徹底を行う。



# 地域プロジェクト実施状況について

H27.3.16 水産振興審議会資料  
浜田水産事務所

## 1 浜田地域水産業構造改革推進PJについて

- (1) 沖合底びき網漁業の経営改善  
沖底漁業構造改革実証事業の推進支援  
高鮮度化（船上から市場まで一貫した高鮮度処理法の確立）の取組の継続及び  
定期的なモニタリングの実施  
リシップ効果についての検証・確認（修繕費削減効果等）  
浜田地域水産業構造改革推進事業（市事業）の推進支援  
国事業対象外2船団の事業実施支援  
国事業対象外2船団の事業化の推進（事前調査の実施）
- (2) 付加価値向上とブランドの定着  
高鮮度ムシガレイを用いた新商品の試食会実施及び供給体制の検討  
ムシガレイ以外の魚種による高鮮度商品の開発・販売（キアンコウ、ノドグロ等）
- (3) 水産高校生を対象とした担い手育成支援  
H25 卒業生：地元水産関連企業への就職者数 9名（漁業3名、加工業等6名）  
H26 卒業生： " " 11名（"4名、"7名）  
成果指標（数値目標）の達成率  
沖底1ヶ統あたり水揚金額：H26実績 287百万円 (96%)  
地元水産関連企業への就職者数：H26卒業生 11名 (110%)

## 2 大田地区漁業・流通機能の再編整備PJについて

- (1) 新統合市場における集出荷・販売体制等の構築  
新統合市場への支援（衛生管理研修会を開催〔11月：（一財）日本冷凍食品検査協会が講師〕）  
集出荷体制の検討、計量・規格化の導入等の支援（数魚種の定貫販売実施）
- (2) 自営漁業の担い手の育成  
漁労技術の調査及び研修の実施（キジハタの活魚出荷に関する研修：3月上旬実施）
- (3) 地産地消を図るための新たな連携・支援体制の確立  
大田市、魚商人組合、JF大田支所が連携した地魚料理教室の開催（8月、1月）  
成果指標（数値目標）の達成率  
小底1ヶ統水揚金額：H26実績 39百万円 (100%)  
大田地区市場の平均単価：H26実績 417円/kg (109%)

## 3 天然アユが復活する石見の豊かな川づくりPJについて

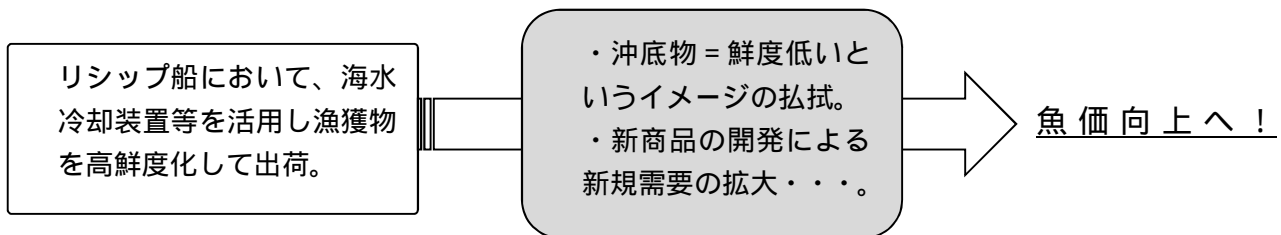
- (1) 地場産アユの種苗生産技術の向上  
地場産種苗の放流推進（生産技術指導・確認等）
- (2) 高津川における天然アユ資源の回復対策  
地域活性化総合特区構想の推進（広域市町村圏事務組合等との連携、魚道改修事業の実施（4カ所））  
漁協経営の改善に向けた取組（生産体制（集出荷）の確立、付加価値向上対策（パルシステム生協連合会との交流、冷凍アユやアユ加工品の試食会実施）
- (3) 江川における天然アユ資源の回復対策  
天然アユ資源の増殖対策（関係機関（国、中電他）との連携・調整、置き土試験の実施）  
成果指標（数値目標）の達成率  
地場産種苗生産尾数：H26実績 355万尾 (101%)  
流下仔魚数（高津川）：H26実績（速報値）4.5億尾 (13%)  
流下仔魚数（江川）：H26実績（速報値）16.6億尾 (110%)

## 浜田地域水産業構造改革推進プロジェクトの進捗状況について

### 1. 浜田地域の沖合底びき網漁業の概況

- ・平成 26 年の浜田漁港の水揚量の 14.1%、水揚金額の 25.3%を占める主力漁業。
- ・4社5ヶ統の船団が存在し、この内3ヶ統がリシップ（船体大規模修繕）を実施済。

### 2. 取り組みの方向性



### 3. 取り組み状況

#### H24～H25年度

- ・鮮度保持マニュアルを策定し、リシップ船において漁獲物高鮮度化に取組み。
- ・H25年度からは高鮮度商品の生産・出荷を開始。

#### 今年度

##### 刺身用「高鮮度ミズガレイ」生産を開始

- ・鮮度落ちが早い従前までほとんどが干物加工されていたミズガレイについて「高鮮度商品」の規格を厳格化、「刺身向け」「高鮮度ミズガレイ」としての生産・出荷を開始。



##### 刺身用「高鮮度ミズガレイ」の利用促進

- ・「高鮮度ミズガレイ」は漁獲後3日間程度しか刺身利用ができないことを逆手に取り、水揚地である浜田市でしか食べられないことをPR。
- ・利用を促進するために市内の飲食店及び旅館関係者等を対象とした試食会を11月に開催。参加者の内希望者に対してサンプル提供を実施し、利用の促進を図った。これが契機となり一部飲食店ではメニューとしての提供を開始。



##### 「高鮮度商品」対象魚種を拡大

- ・従前まではミズガレイのみを「高鮮度商品」として出荷していたものを、平成27年1月以降はそれ以外の魚種（ノドグロ、アンコウ、アナゴ等）で鮮度管理を徹底したのものについても「高鮮度商品」として出荷。



##### 取組への評価

- ・生産者においても、「高鮮度商品」の取組を実感。今後の足早な展開を要望。
- ・仲買業者においても、品質良さを実感し、積極的な販売を展開。
- ・消費者からも好評で、飲食店からも安定的な提供の要望有り。



## 天然アユが復活する石見の豊かな川づくりPJ

### (1) 高津川における天然アユ資源回復対策（魚道改修 写真：匹見川白岩頭首工）

平成26年度：水産庁交付金事業を活用して益田市、吉賀町の4ヶ所の魚道を改修

魚道改修の目的：遡上を阻害している堰堤においてアユが遡上しやすい魚道を整備することで、上流域におけるアユの生息域を拡大させる



改修中の魚道：「水辺の小わざ魚道」と呼ばれ、アユが遡上しやすい流れの緩やかとなった水際を作り出した魚道

### (2) 江川における天然アユ資源回復対策（土砂管理）

浜原地区における置き土試験

施行中：2014.11.27 撮影（左側が上流）



完了後：2015.1.20 撮影（左側が上流）



#### 【背景】

近年、ダムや堰堤によって土砂の動きが抑えられ、下流域への土砂の供給が滞り河川環境が悪化。

#### 【目的】

滞っている土砂を川に還すことで、川本来の土砂の動きを促し、河川環境の改善を図る。

#### 【方法】

中国電力(株)の協力により、浜原ダム上流の浚渫砂利をダム下流の浜原地区に11月18日から10日間で置き土(数量 2,000 m<sup>3</sup>)を実施。

#### 【調査】

県水産技術Cと山口大学との共同研究により、置き土を行った下流域含めて河床や生物等の状態について、次年度以降もモニタリング予定。



## 第2期戦略プラン地域プロジェクト - 隠岐圏域 -

### 【各プロジェクトの概要】

#### 1. 「隠岐のいわがき」販売強化プロジェクト

##### ○販売促進・PR

「隠岐のいわがき」の出荷数量は順調に増加しており、過去最高を記録（平成26年シーズン；91.9万個）。消費者の食の安全・安心への関心が高まる中、引き続き『隠岐のいわがき衛生管理マニュアル』に基づく衛生管理を遵守し、他産地との差別化を図ることで販売を強化

##### ○養殖作業の省力化等

海士町において、支援事業を活用して新養殖技術（シングルシード養殖）の導入と効率的な生産システムの開発を継続中。また、近年顕著となっている魚類による食害について、支援事業を活用し、実態調査および防除対策の確立に向けた取り組みを実施

#### 2. 漁業の担い手育成・確保プロジェクト

##### ○新規就業者の定着支援

新規漁業就業者の定着促進を目的に、地元自治体（海士町）が支援事業を活用して研修船（今年度はイカ釣り仕様）を購入し、新規就業者に貸与することで初期投資を軽減

##### ○安定した漁業経営の確立

儲かる漁業を目指し、沿岸漁業の複合経営化による安定した収入が得られる漁業モデルの構築を検討

#### 3. 隠岐のさかな消費拡大プロジェクト

##### ○「隠岐のさかな」の認知度向上

水産業普及員、漁協女性部が講師となり、園児や小中学生を対象とした料理教室・水産教室を多数開催。また、隠岐の島町では学校給食で定期的に地元水産物を利用したメニューを提供し、併せて地元漁業・水産物についても学習。また各種イベントでも加工品も含めて隠岐の水産物を広くPR

##### ○消費者ニーズにあった商品づくり

漁獲物における高鮮度化技術（活〆、神経〆等）の普及や地元水産高校生と連携して開発した加工品など、消費者ニーズにあった商品づくりを推進

#### 4. 海のゆりかごづくりプロジェクト

##### ○藻場の維持・回復

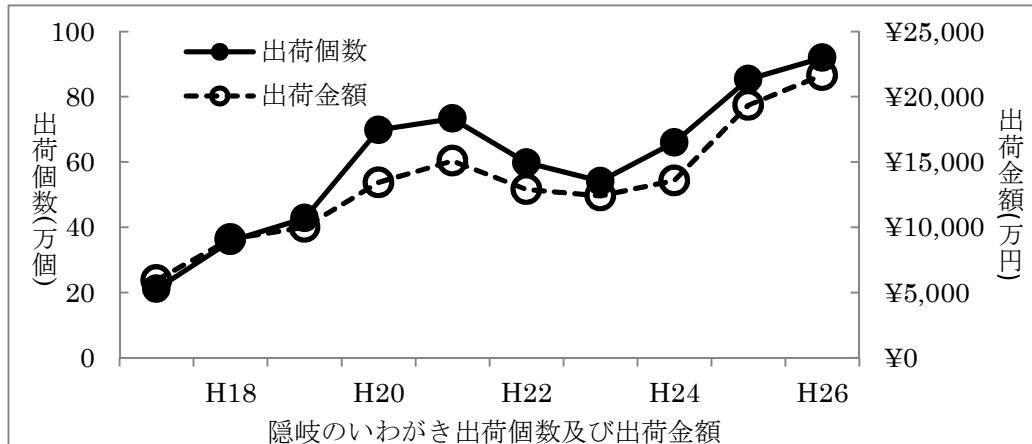
減少している藻場の復活に向けて、実態調査を実施し、状況把握に努めるとともに複数の海藻を対象に藻場の造成を実施

##### ○海藻類の有効活用

原料を天然物の海藻に依存している加工品の安定生産に向け、養殖試験を実施

## 「隠岐のいわがき」販売強化プロジェクト

### 【隠岐圏域におけるいわがき養殖の概要】



- 平成 26 年シーズンの実績  
 出荷個数…91.9 万個(前年比 108%)、出荷金額…2 億 1,653 万円(前年比 112%)
- 平成 4 年に全国に先駆けて隠岐西ノ島で養殖に成功し、現在では隠岐圏域における主力沿岸漁業の一つ
- 生産時期は概ね 3 月～6 月。マガキとは種類が異なり、春から初夏が旬
- 安全基準を設けた『隠岐のいわがき衛生管理マニュアル』を策定し、マニュアルに沿った取扱いにより生食用いわがきを出荷。

### 【課題】

- 魚類などによる食害や作業時に発生する生産ロスの低減、身入りのばらつき・成長不良の改善
- 「隠岐のいわがき」の生産数量の増大に対応した販路の確保
- 増加傾向にある他産地産のイワガキとの差別化

### 【取り組み状況】

#### ① 販売促進・PR 活動

- 「隠岐フェア」、「隠岐世界ジオパーク・フェスタ」等のイベントに参加し、一般消費者の認知度向上を図るとともに販売促進と販路拡大に取り組んだ。
- 「隠岐のいわがき」衛生管理マニュアルに基づく衛生管理を徹底し、安全・安心の向上による他産地との差別化を図った。
- また、より一層の衛生管理(※サンプル検査でノウイルス等に汚染されていないことを確認後に出荷)を行なう「隠岐のいわがき清海」の販売促進に努めた。



左:イベントでの  
販売促進

右:隠岐のいわがき  
清海に付けるタグ

② 養殖作業の省力化等

- ▶ 新たな養殖方法『シングルシード養殖』のための“新たな軟材採苗器”を作成し、水中セメント「カイデライト」による耳吊りと組み合わせた、いわがきの成長促進および作業の省力化の実証試験を実施。
- ▶ また耳吊りしたイワガキの自動取り外し機や自動貝磨き機の開発を行い、さらなる作業の省人化・省力化の取り組みを実施中。



軟材採苗器

⇒生産した稚貝を1個ずつ剥離して養殖



耳吊り作業

⇒複数のイワガキを水中セメントで養殖用ロープに付着

③ 食害対策に向けた取り組み

- ▶ 隠岐のいわがき生産者を対象に食害に関する聞き取り調査を実施。調査結果を基に、食害が顕著である知夫里海域において潜水調査を実施。
- ▶ また、食害の実証調査として、食害生物（魚類、ヒラムシ）の捕食行動の映像を記録。
- ▶ 今後、魚類の食害対策に有効と考えられる手法の検討のため、養殖筏を用いた食害対策試験を実施し、対策の有効性・いわがき生育に与える影響を検証。最終的に調査結果をまとめた「隠岐のいわがき食害対策マニュアル」を作成し、生産者・関係者に配布することで食害対策の普及を図る予定



魚類による食害状況

⇒殻ごと食べられ身がないイワガキ



食害実証調査

⇒養殖筏にて食害状況を映像記録

【水産部門】 プロジェクトの概要・取組状況等

：100%以上「◎」、80%以上「○」、80%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		H22 現況	H26		達成率	達成状況	H27 目標	主な活動実績・成果、課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目		目標	実績				
県全域	基幹漁業の構造改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沖合底びき網漁船の大規模修繕(リジップ)を軸としたコスト削減。</li> <li>● 小型底びき網漁業の資源管理。</li> <li>● 流通機能の強化。</li> <li>● 産地加工の推進などによる付加価値向上。</li> </ul>	300	310	287	93%	○	315	<p>【沖底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ H26に新たに2ヶ統がリジップを行い、国、県、市の実証事業に取り組み船団が3ヶ統に増加。効率的操業の確立及び経営改善のための知見が得られた。</li> <li>□ 未リジップ船がリジップ事前調査として船体調査を実施</li> <li>□ リジップ船による漁獲物高鮮度処理により、高鮮度商品を出荷開始。今後、需要の拡大を図っていく。</li> <li>■ リジップ船による効率的操業、経営改善の実践。</li> </ul> <p>【小底】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 魚価の改善として、統合市場への出荷形態を見直し。</li> <li>□ コスト削減のため、省力化の取組をモデル船にて継続中。他船への波及が期待される。</li> <li>■ 省力化型漁船への転換。</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産生物の資源変動・湖沼環境の変動原因の解明。</li> <li>● 資源管理と安定的な供給体制の確立。</li> </ul>	38	39	39	100%	◎	40
	共通湖・中海水産資源維持再生	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産生物の資源変動・湖沼環境の変動原因の解明。</li> <li>● 資源管理と安定的な供給体制の確立。</li> </ul>	146 (H23)	17	20	118%	◎	24	

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

【水産部門】 プロジェクトの概要・取組状況等

：100%以上「◎」、80%以上「○」、80%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度) プロジェクト名	主な取組項目	H22 現況	H26 実績		達成率	達成状況	H27 目標	□ 主な活動実績・成果、 ■ 課題 (H26)
				目標	実績				
東部	出雲の沿岸漁業活性化  藻類養殖振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>●モデル事例等のノウハウの他の魚介類などへの活用。</li> <li>●ライフスタイルにあった商材開発や魚食普及など。</li> <li>●兼業種の新規導入などによる水揚げ額の増加。</li> </ul>	0	2	1	50%	△	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>□定置網1経営体がワカメ種苗生産施設と省力化定置網漁具を導入。漁業の複合経営化に向けて前進。</li> <li>□松江いわがきが、販促活動の強化により市内飲食店等での取扱量が増え、出荷数量も増加。</li> <li>□中海の養殖アサリ・サルボウJの出荷数量が増加。</li> <li>■「松江いわがき」の養殖規模拡大にともない、さらなる販路拡大と衛生管理の徹底が必要。</li> <li>■「中海の養殖アサリ・サルボウ」養殖技術の確立、採算性の検討。</li> <li>■新たな地区・魚種への取組み拡大。</li> </ul>
			2	4	5	125%	◎	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>□種系管理の省力化が見込めるワカメのフリー配個体技術が概ね確立。生産者への技術普及も着実に進んでいる。</li> <li>□ノリ網を用いた新芽のワカメ養殖試験を実施。収入が見込める新たな商品として期待される。</li> <li>□ワカメ養殖の新規就業者はすでに目標数を達成しているが、H26にさらに1名が着業。</li> <li>■ワカメのフリー配個体技術の新規導入者に対する巡回指導の継続が必要。</li> <li>■昨年度に出荷して高値で取引されたハハバリ養殖については、H26は生育不良により出荷ができなかった。時化による施設破損と合わせ、養殖の安定化が必要。</li> <li>■更なるワカメ養殖就業者の増加に向けて、養殖技術の安定化、種系管理施設の集約化、付加価値向上による所得の向上など、就業しやすい環境の整備が必要。</li> </ul>
			10	9	9	100%	◎	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>□種系管理の省力化が見込めるワカメのフリー配個体技術が概ね確立。生産者への技術普及も着実に進んでいる。</li> <li>□ノリ網を用いた新芽のワカメ養殖試験を実施。収入が見込める新たな商品として期待される。</li> <li>□ワカメ養殖の新規就業者はすでに目標数を達成しているが、H26にさらに1名が着業。</li> <li>■ワカメのフリー配個体技術の新規導入者に対する巡回指導の継続が必要。</li> <li>■昨年度に出荷して高値で取引されたハハバリ養殖については、H26は生育不良により出荷ができなかった。時化による施設破損と合わせ、養殖の安定化が必要。</li> <li>■更なるワカメ養殖就業者の増加に向けて、養殖技術の安定化、種系管理施設の集約化、付加価値向上による所得の向上など、就業しやすい環境の整備が必要。</li> </ul>
出雲の豊かな川・湖づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産卵場造成など天然アユの資源回復。</li> <li>●天然採苗によるシジミ資源増加。</li> <li>●学習会の開催などによる流域住民が参加する川づくりの推進。</li> </ul>	335	450	340	76%	△	500	<ul style="list-style-type: none"> <li>【神戸川】</li> <li>□水技Cが、アユ、シジミの資源調査を実施。</li> <li>□各種PRイベントなどを通して流域住民が川へ親しむ機会が増加。</li> <li>■アユ、シジミについて、水技Cの調査結果等を踏まえて、資源管理方法の検討が必要。</li> </ul>	
		0	1	0	0%	×	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>【神西湖】</li> <li>□覆砂による漁場面積の拡大や天然採苗により資源増大の兆しが見え始めている。</li> <li>■シジミの消費量低迷による単価の下落傾向に対し、新たな販売対策が必要。</li> </ul>	
		101	200	174	87%	○	250		

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

【水産部門】 プロジェクトの概要・取組状況等

：100%以上「◎」、80%以上「○」、80%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度)		H22現況	H26実績		達成率	達成状況	H27目標	主な活動実績・成果、課題 (H26)
	プロジェクト名	主な取組項目		目標	実績				
西部	大田地区漁業・流通機能の再編整備	●資源回復計画(減船など)の着実な実行。 ●消費者ニーズにあった商品の高品質化など。 ●統合市場の機能強化など。	38	39	39	100%	◎	40	<ul style="list-style-type: none"> <li>小底のモデル漁船の実操業により、漁業者が省力化の効果を確認。</li> <li>大田の市場統合による荷の一元化や新規買い受け人の参入により、魚価が改善傾向。</li> <li>生鮮時の品質が維持可能なプロトン凍結で加工をしたノドグロ等が業務用商品として地元温泉街で活用されると共に、新たな需要の掘り起こしが期待できる。</li> <li>クエ延縄の導入により、水揚げの増加及び経営の多角化につながった。</li> <li>小底の省力化型漁船への転換。</li> <li>大田の市場統合による魚価の上昇傾向については、引き続きデータ収集と長いスパンでの要因の精査が必要。</li> <li>漁獲の増えたクエやアカミズについて、活魚出荷にかかるとる技術研修を行い、活魚比率の増加による、付加価値向上を図る。</li> </ul>
			361	380	417	110%	◎	380	
	浜田地域水産業構造改革推進	●漁船の大規模修繕(リジップ)を軸とした収益性の回復。 ●付加価値向上や一次加工などの取組の推進。	300	310	287	93%	○	315	<ul style="list-style-type: none"> <li>H26に新たに2ヶ統がリジップを行い、国・県・市の委託事業に取り組み船団が3ヶ統に増加。網漁具の抵抗が軽減できる改良漁具の導入試験や燃油消費量をリアルタイムで確認可能な機器導入を行い、経費削減による経営改善の知見が得られた。</li> <li>米リジップ船がリジップ事前調査として船体調査を実施。</li> <li>リジップ船による漁獲物高鮮度化処理により、ムシガレイ高鮮度商品を出荷開始。市内飲食店等へのPRIにより、今後、需要の拡大を図っていくとともに、他の魚種への拡大を図る。</li> <li>浜田水産高校で地元水産関連企業における職場実習を実施。</li> <li>リジップ船による効率的操業、経営改善の実践とリジップの継続実施。</li> <li>地元水産関係者との連携した水産高校生を対象とする担い手育成事業の充実。</li> </ul>
			9	10	11	110%	◎	10	
天然アユが復活する石見の豊かな川づくり	●地場産種苗の生産技術向上と供給体制の確立。 ●官民一体となった環境改善の取組の推進。 ●普及啓発活動。	330	350	355	101%	◎	350	<ul style="list-style-type: none"> <li>江川・高津川漁協による地場産種苗355万尾を放流。漁協が主体となった産卵親魚の保護や産卵環境の整備等、天然湖上アユを増やす取り組みが、ほぼ定着。</li> <li>江川においては、河川環境の改善を目的として、国土交通省や中国電力等の関係機関と連携して約2,000㎡の「置き土」を実施。</li> <li>高津川で、4カ所の魚道整備に着手。</li> <li>種苗生産施設の老朽化対策の検討が必要。</li> <li>カワウによる被害防止対策が必要。</li> </ul>	
		29	35	4.5	13%	×	38		
			2.6	15	16.6	111%	◎	30	

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

【水産部門】 プロジェクトの概要・取組状況等

：100%以上「◎」、80%以上「○」、80%未満「○」、80%未満「△」、50%未満「×」

圏域	第2期地域戦略プロジェクト(H24～H27年度) プロジェクト名	主な取組項目	H22 現況	H26 実績		達成状況	H27 目標	主な活動実績・成果、課題 (H26)
				目標	実績			
隠岐	「隠岐のいわがき」販売強化	●身の入り具などの品質や規格等についての改善検討。 ●食害対策などによる養殖生産の安定化。	60	75	92	◎	80	<input type="checkbox"/> 出荷数量、金額は過去最高を更新し、来年度以降もさらなる増加が見込まれる。 <input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルの遵守徹底により、出荷期間中の衛生検査において基準値を超えることがなかった。 <input type="checkbox"/> 消費者の食の安全・安心への関心は高く、よりいっそう衛生管理に配慮した「隠岐のいわがき清海」の出荷数量は昨年並を維持。 <input type="checkbox"/> 他産地産の増加により単価下落が懸念される中で、収益性の維持、向上に向けた対応が必要。 <input type="checkbox"/> 魚類による食害や過密養殖による成長不良を原因とする生産ロスが発生しており、養殖生産の安定化が課題。
			1.3	1.53	2.17	◎	1.6	
	漁業の担い手育成・確保	●就業希望者の誘致や受入体制の整備。 ●複合経営化など漁業収入増加に向けた取組。	-	5	7	◎	6	<input type="checkbox"/> 自営漁業就業者については、受け入れ体制の整備により、概ね計画どおりに確保。雇われ漁業就業者についても、新規就業者が加入。 <input type="checkbox"/> 水産高校生生の体験学習の継続実施により、地元漁業会社に来香1名の卒業生が就職予定。 <input type="checkbox"/> 自営漁業においては、就業した後も厳しい漁家経営を強いられるため、漁業所得向上のための取組の強化が必要。 <input type="checkbox"/> 新規就業者の定着を進めるため、十分な収入が得られる漁業経営モデルの構築や、必要な支援制度の整備等が必要。
			-	9	17	◎	13	
隠岐のさかな消費拡大	●学校給食等での使用による地元魚介類の消費拡大。 ●既存加工施設の活用や新たな加工品づくりの促進。	新たな加工品開発数(計画期間中)(品) 料理教室等の参加人数(計画期間中)(人)	-	1,500	1,350	○	2000	<input type="checkbox"/> 島内の小中学生等を対象とした料理教室の開催や学校給食での地元水産物使用などにより、若い世代への魚食普及活動を推進。 <input type="checkbox"/> 隠岐の島町において、公設民営の加工場建設に向けて調査・検討を実施。 <input type="checkbox"/> 加工品の開発や宿泊施設での提供など、島内での消費拡大の取組が活発化。 <input type="checkbox"/> 島内における「隠岐のさかな」の消費拡大が必要。
			-	3	10	◎	4	
海のゆりかごづくり	●藻場の実態調査・造成 ●新たな海藻養殖の導入やサブメニューなどの非食用を含めた有効活用	藻場造成箇所数(計画期間中)(箇所) 新たな海藻養殖対象種数(計画期間中)(種類)	-	3	10	◎	4	<input type="checkbox"/> 藻場造成や新たな海藻養殖のための種苗生産を実施。増養殖した海藻について、加工品開発のほか、再生可能エネルギー等の非食用への利用等、広く有効活用するための研究、調査を実施。 <input type="checkbox"/> 新たな海藻養殖試験を実施するとともに、養殖した海藻を用いて加工品の製造を図るなど積極的に活用。 <input type="checkbox"/> 依然として藻場が減少している海域が昇られることから、引き続き調査を実施して対応の検討が必要。 <input type="checkbox"/> 需要等の調査により、新たな養殖対象種の選定が必要。
			-	3	5	◎	4	



## 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画の平成28年度以降の取組について

農林水産部

### 1 経緯

平成20年3月、概ね10年後の島根の農林水産業・農山漁村の将来像と、基本目標及び施策の基本方向等を示す「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」（以下、活性化計画という。）を策定。

この活性化計画に基づき、農業・農村、森林・林業、水産の各分野において、第2期戦略プランとして、重点的・集中的に実施する具体的取組（プロジェクト）を定め、平成24年度から実践しているが、平成27年度をもって終了。

### 2 平成28年度以降の取組の検討

第2期戦略プランの実績評価や、農林水産業・農山漁村を取り巻く情勢（以下の検討ポイントを含む）を踏まえ、現行の活性化計画に基づく施策展開の基本方向（5本柱・13重点課題）を基本とした上で、平成28年度以降の重点的施策の展開方向（重点推進項目）について検討する。

#### ◇新たな農林水産業・農山漁村活性化計画に基づく施策展開の基本方向◇

5つの柱	13の重点課題
県民の安心と誇りの実現	○生産者と消費者の信頼関係構築による安全・安心の醸成 ○農林水産業、農山漁村の役割への県民理解促進
消費者に好まれる商品づくり	○多様な流通・販売の推進 ○消費者ニーズに対応した競争力のある生産体制の強化 ○消費者の好みや社会変化に対応した試験研究と技術支援 ○生産を支える基盤の整備
地域の実情にあった担い手づくり	○産業として自立する担い手の育成・確保 ○地域を守る担い手の育成・確保
魅力ある農山漁村づくり	○いきいきと暮らすための仕組みづくり ○地域資源を活かした農山漁村の活性化 ○快適に暮らせる農山漁村の整備
環境保全と多面的機能の維持増進	○地域資源の維持保全活動 ○環境負荷の軽減と資源の循環利用

#### 検討のポイント

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく国の諸施策や、「地方創生総合戦略」が本格的に展開される中、引き続き「活性化計画」の5本柱を基本とした上で、以下の視点等を踏まえ、島根の農林水産業・農山漁村の持続的発展を目指す。

#### ◆農業・農村プラン

水田農業を巡る情勢の変化、JA統合を契機とする産地拡大・強化、県と地域あるいは担い手育成と産地対策の連携強化、生産から販売までの一体的取組等

#### ◆森林・林業戦略プラン

「循環型林業の確立、林業の成長産業化」のさらなる推進等

#### ◆水産戦略プラン

「漁業の構造改革、もうかる漁業」の確立等



# 島根県地産地消促進計画

県民による地消、県民のための地産



豊かな食生活の実現と  
農林水産業・地域経済の活性化を目指して

平成26年11月

島根県

## 目次

1	策定にあたって	1
(1)	島根県における地産地消の理念	1
(2)	策定の経過	1
(3)	計画の位置づけ	1
(4)	計画の期間	2
2	地産地消の意義	3
3	現状と課題	4
(1)	地産地消に関する意識	4
(2)	生産と流通	4
①	農畜産物	4
ア	米	5
イ	畜産物	5
ウ	野菜及び果実	5
②	林産物（きのこ類）	5
③	水産物	6
④	農林水産物の流通	6
⑤	生産・流通上の課題	6
(3)	個人消費	7
①	県内における個人消費の市場規模推計	7
②	食をめぐる消費動向の変化	7
③	量販店等の小売店	8
④	農産物直売所及び水産物直売所	8
(4)	業務系消費	9
①	飲食店・宿泊施設	9
②	公立学校（学校給食）	9
③	福祉施設等の給食施設	10
④	食品製造業	10
(5)	食育の取組との連携	10

4	基本的な考え方	11
5	推進の柱、推進の項目及び方策	12
	推進の柱1「知る」	
	(1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発	14
	(2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり	15
	推進の柱2「味わう（使う）」	
	(1) 個人（家庭）消費における利用拡大	18
	(2) 給食施設における利用促進	18
	(3) 観光と連携した利用拡大	20
	推進の柱3「伸ばす」	
	(1) 魅力ある「商品」づくり	22
	(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり	23
	推進の柱4「伝える」	
	(1) 食育との連携強化	26
	(2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進	26
6	成果指標と数値目標	28
7	推進体制	29
	島根県地産地消促進計画〈H27～H31〉のポイント	31

[ 参考資料 ]

島根県地産地消促進計画策定検討委員会開催状況	34
島根県地産地消促進計画策定検討委員会委員名簿	35
関係資料	36
用語解説	41

## (1) 島根県における地産地消の理念

本県の豊かな自然の中で育まれた美味しい農林水産物やその加工品を味わう「地産地消」の取組を通じ、豊かな食生活の実現、農林水産業・地域経済の活性化、郷土愛の醸成を図り、住みやすく活力ある島根を目指します。

## (2) 策定の経過

島根県の地産地消の取組は、平成15年7月に、行政関係団体、経済団体、食育関係団体等で組織する「しまね地産地消推進協議会」が策定した「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に、広報誌やパンフレットによる啓発活動、直売所や学校給食へ出荷する生産者組織の育成、学校給食における県内産食材の利用拡大、「しまね故郷料理店<sup>1)</sup>」認証制度の創設、「しまね・ふるさと食の日<sup>2)</sup>」に合わせた消費拡大などを実施してきました。

その結果、県民の地産地消に対する理解は広がり、各地域における直売所の整備、学校給食における県内産食材の活用割合の向上、市町村における地産地消の施策の実施など、全県で地産地消の取組は拡大しました。

しかし、この10年間に、消費者の食の安全・安心に対する意識の向上、食習慣の多様化、生産者の販売手法の多様化、農林漁業に携わる者の高齢化など、「食」や「農林水産業」を取り巻く県民の意識や環境が大きく変化しました。

こうした状況を踏まえ、現状に合わせた地産地消の取組を一層推進させ、県民の豊かな食生活の実現と農林水産業・地域経済の活性化等を図るため、本計画を策定し、それに基づいた効果的な施策や活動に取り組みます。

## (3) 計画の位置づけ

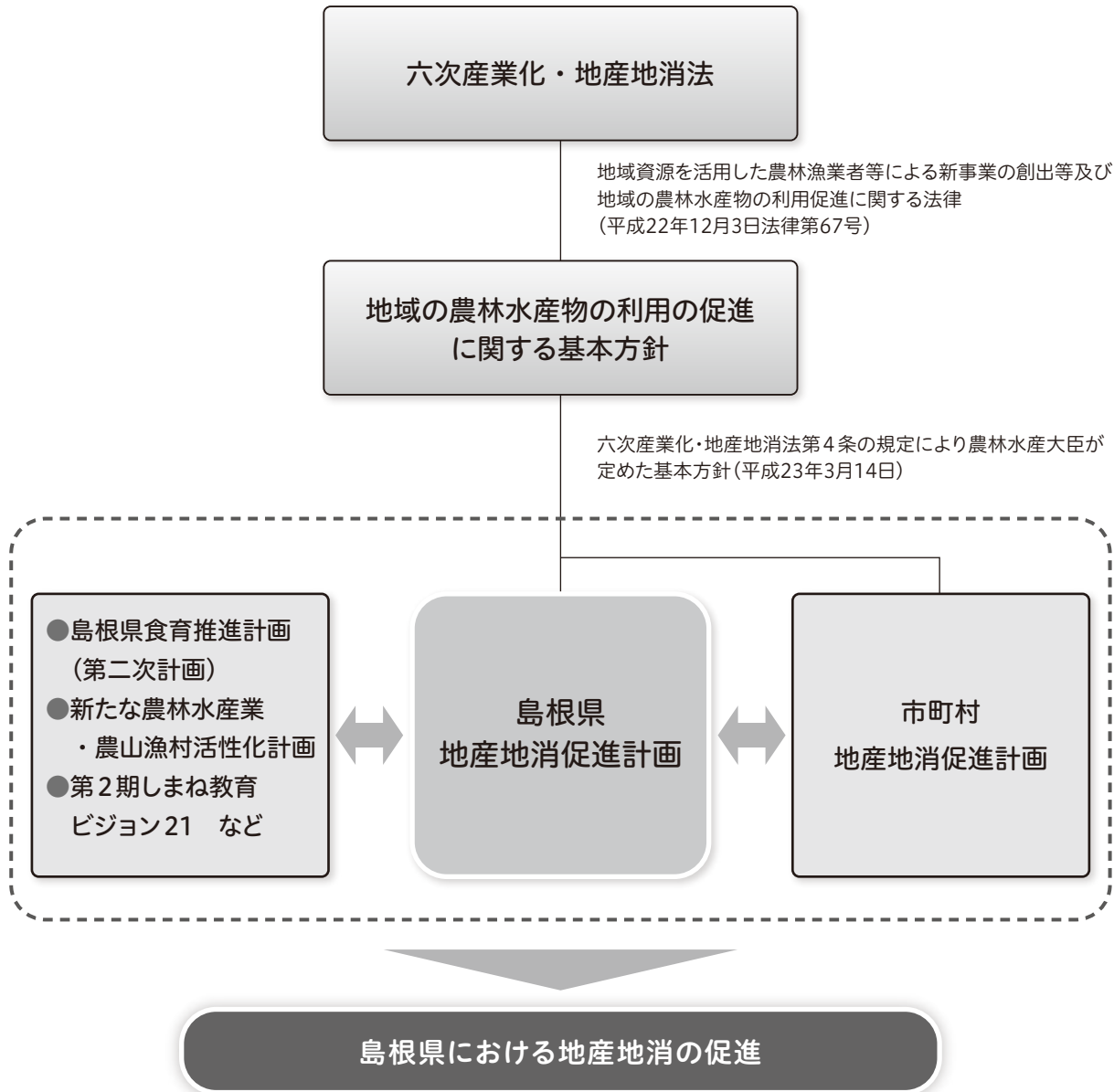
本計画は、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律<sup>3)</sup>」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」と位置づけます。

本計画での「地産地消」とは、県内で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を県内において消費すること（消費者に販売すること及び食品として加工することを含む。）と定義します。

地産地消は、できるだけ近くで生産されたものを優先的に消費するのが原則であり、市町村又

は圏域を基本単位として推進し、品目や供給量によって対応が困難なものについては、県全域を対象として推進していきます。

また、県の「島根県食育推進計画（第二次計画）<sup>4)</sup>」、「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画<sup>5)</sup>」、「第2期しまね教育ビジョン21<sup>6)</sup>」等の関連計画と連携し、効果的に推進します。



#### （４）計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。ただし、情勢変化などが生じた場合は、その都度必要な見直しを行います。

# 2

## 地産地消の意義



本県における地産地消の理念は、本計画の「1（1）島根県における地産地消の理念」に記載していますが、地産地消には、消費者と生産者にとって次のような多面的な意義があります。

消費者	旬で新鮮な農林水産物を食べることができる。
	身近な場所で生産されているため安心感がある。
	流通経費等の節減等により比較的安価に購入できる。
	地域食材や郷土料理などを継承することができ、食生活が豊かになる。
	地元の農林水産物を優先的に購入・消費することで、地域の農林水産業及び関連産業の応援ができる。
生産者	消費者との顔が見える関係により消費者の反応や評価を得ることができ、生産の効率性や生産意欲が高まる。
	流通経費等の節減により収益性の向上が期待できる。
	生産者が直接販売することにより、不揃いの品や規格外品も販売することができるなど、販売の機会が増える。
	直売所など身近な販路を確保でき、高齢者の生きがいづくりにつながる。
	地域資源を活用した新たなビジネスの創出が期待できる。
共通	学校給食において地域食材を活用した食育を推進することにより、子どもたちに郷土愛を醸成することができる。
	伝統野菜 <sup>7)</sup> や地域食材を活かした郷土料理などの保存・継承につながる。
	輸送距離が短くなることで環境負荷が低減される。

# 3

## 現状と課題

### (1) 地産地消に関する意識

本県では、「しまね・ふるさと食の日実施協力店<sup>8)</sup>」における地産地消フェアやインショップ方式の直売所コーナーの設置、しまね故郷料理店での地元食材や郷土料理の提供、広報誌・パンフレット等を通じて地産地消に関する普及啓発を行ってきました。また、各市町村、圏域においても独自の取組や広報誌、イベント等を通じた地産地消の普及啓発を実施してきました。

その結果、平成26年3月のインターネットアンケート調査(しまねブランド推進課)では、「地産地消という言葉を知っている」人の割合が約93%、「地産地消の意義を知っている」人の割合が約77%といずれも高い数値を示しましたが、一方で、「島根県産の農林水産物やその加工品を優先的に購入する意識」が「強くある」人の割合は約19%にとどまっています。

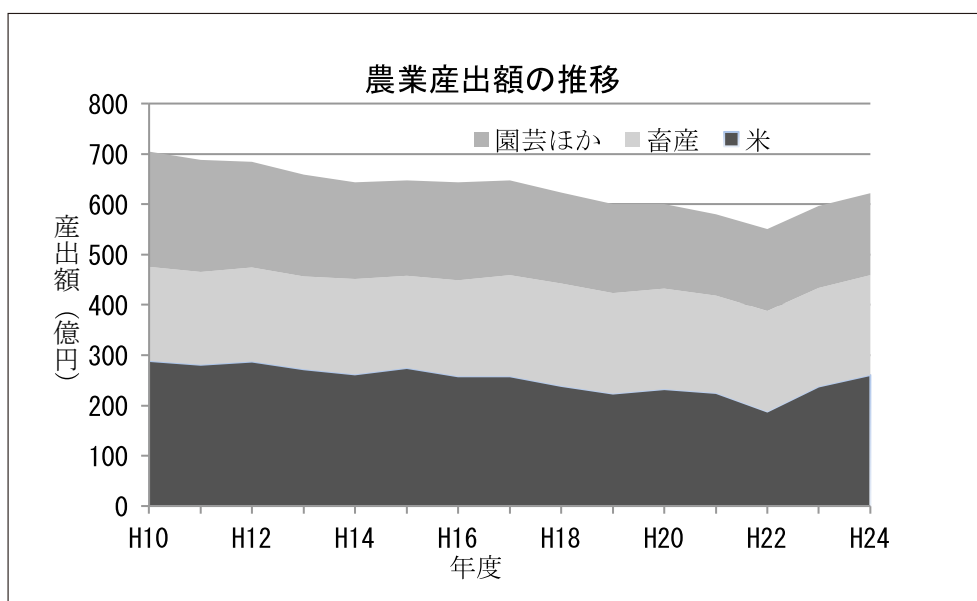
また、県産品について「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」などの旬の食材情報、各地域で開催されている「食」に関するイベント情報などが消費者に十分に届いていないとの声があります。

このため、今後、引き続き広報誌やパンフレット等を活用した地産地消の普及啓発に取り組むとともに、旬の食材情報や地域イベント情報を消費者の視点で分かりやすく整理し、インターネット等で情報提供することが必要です。

### (2) 生産と流通

#### ① 農畜産物

本県の農業産出額は、平成24年に624億円となっており、このうち、米が42%、畜産32%、園芸等26%の構成比となっています。



平成22年の552億円から増加に転じているものの、最も多かった昭和59年の1,039億円と比較すると約40%の減少となっています。島根の農業が稲作依存型の農業形態であることから、米価の低迷や米の生産調整が大きく影響しているほか、担い手の高齢化、農業就業人口の減少などが影響しています。

## ア 米

米は、JA全農しまね取扱分販売状況（平成24年産、玄米ベース）で見ると、県内向け23,508トン、県外向け19,590トンとなっており、近年は県内向けの割合がわずかに増加しています。

## イ 畜産物

畜産物は、生乳、肉用牛、鶏卵、肉豚が県の農業産出額の第2位から5位を占めています。肉用牛は京阪神を中心とした県外への出荷割合が増えた時期もありましたが、近年は県内への出荷割合が増加し、約40%で推移しています。肉豚の県内出荷割合は、生産量の70～80%で推移、生乳と鶏卵は県内消費の充足率が高く、近年は県外向けの出荷が増加しています。

## ウ 野菜及び果実

野菜及び果実は、県内の青果市場での県外・県内別の取扱状況を見ると、平成24年度は野菜と果実合計で市場取扱量の約1/4が県内産、約3/4が県外産となっています。

また、主要野菜の取扱状況を見ると、ほうれんそう、トマト、きゅうり、ねぎなどは比較的県内産の割合が高くなっていますが、たまねぎ、にんじん、ばれいしょなど土地利用型の野菜は県内産の割合が低くなっています。これらの野菜は学校給食など業務用としても需要が多い品目ですが、水田地帯の多い本県では、産地化が難しく県内の需要に応えられていないのが現状です。

## ② 林産物（きのこ類）

林産物のうち栽培きのこ類の平成24年産出額は、18億円で近年横ばいとなっており、約8割をしいたけが占めています。

近年、ハウスでの周年栽培が可能な菌床栽培によるきのこ生産が主流となっており、しいたけ、まいたけ、エリンギなど、いろいろなきのこが県内、県外の市場や量販店等へ出荷されています。

また、乾しいたけを主体に原木栽培によるきのこ生産も、県内各地で引き続き行われています。



### ③ 水産物

海面漁業・養殖業の生産量は、イワシ、アジ、サバ等の資源変動の影響で年次変化が見られますが、ここ数年は12～13万トン前後でほぼ横ばいの状況で推移し、生産額は200億円前後となっています。

内水面漁業・養殖業の生産量は、宍道湖におけるシジミの資源量減少に伴う漁獲制限の影響で、近年減少傾向が続いています。

県内あるいは境港の各水産市場等に水揚げされたものが、卸売業者等を経て県内、県外へ出荷されています。

### ④ 農林水産物の流通

県内で生産された農林水産物の主な流通先としては、卸売市場の割合が高いものの、近年、直売所やインターネット取引など卸売市場を通さない市場外流通が増加しています。

消費者の食料品の購入先は、一般小売店の割合が減少し、量販店の割合が高くなっているほか、生鮮品については直売所で購入する層も増えています。また、若年層を中心にコンビニエンスストアやインターネット通販で購入する割合も高くなってきており、農林水産物の流通は、より多様化が進む傾向にあります。

### ⑤ 生産・流通上の課題

一部の品目を除くと、全体的には担い手の高齢化や産地の縮小などで生産量が減少してきています。担い手の確保、産地の再編などによる生産体制の強化が必要です。

また、野菜や果実で見られるように県内の需要に対して生産量が少ない品目も多くあります。県内の実需者<sup>9)</sup>(量販店、飲食店等)と生産者・産地が連携した、需要に対応した生産・流通体制づくりが望まれます。

また、業務系や加工原料としての需要においては、生産コストの低減や規格の均一化などが求められます。加工向けに特化した生産や豊作・大漁時の需給調整を兼ねた一次加工などの取組が考えられます。

地産地消においては、市町村あるいは圏域内の流通が基本となりますが、品目や供給量によっては、より広域な対応が必要となってきます。

しかしながら、市町村や圏域などの地域間においては、連携不足と流通の課題を指摘する声があります。JAグループによる東西物流の取組も見られますが、県産の農林水産物の利用拡大を図る上では、地域間、各利用場面での食材情報の共有化とそれに合わせた地域間物流の確保が求められます。

### (3) 個人消費

#### ① 県内における個人消費の市場規模推計

総務省が実施している家計調査(平成25年)の平均速報結果によれば、松江市における1世帯当たりの年間食料支出金額(外食等も含む)は、705,305円となっています。松江市については標本世帯数が少なく、相当の標本誤差が考えられますが、これに平成22年国勢調査時の本県の世帯数262,219世帯を乗ずると、本県における県民による食料品消費額の試算値は、1,849億円となります。同様の手法で品目別に試算し、品目ごとの本県の産出額(魚介類は生産額)と比較すると以下のとおりです。

品目名	1世帯支出額	試算値	産出額
米	20,551円	54億円	261億円
魚介類	60,639円	159億円	-
うち生鮮	34,845円	91億円	194億円
肉類	55,516円	146億円	-
うち生肉	44,060円	116億円	94億円
乳製品	27,461円	72億円	69億円
卵	6,775円	18億円	31億円
生鮮野菜	45,896円	120億円	91億円
きのこ	4,725円	12億円	18億円
生鮮果物	29,825円	78億円	36億円

米や卵は、試算値を産出額が大きく上回っており、実態から見ても県内消費をほぼ満たしていると考えられます。生鮮魚介類は、試算値を生産額が上回っていますが、県内の漁獲量の多くは、イワシ、アジ、サバなど特定の魚種であり、県内消費に対応できない魚種もあります。また、生鮮野菜や生鮮果物については、県内で生産される品目も限られており、県内消費を県内産品で対応できていない状況です。

#### ② 食をめぐる消費動向の変化

近年、共働きや単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化などを背景に外食、中食<sup>10)</sup>といった食の簡素化や外部化が進み、自分で料理をしない人が増えています。今後、こうした消費動向の変化に対応した商品づくり、外食産業や中食産業へ地域食材を安定的に供給することが必要となってきています。

また、食の安全をめぐる事件、事故も数多く報道されており、消費者の「食の安全・安心」への関心はより強くなっています。GAP<sup>11)</sup>やHACCP<sup>12)</sup>など生産行程管理手法の導入、トレーサビリティ<sup>13)</sup>の仕組みづくりの推進、安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証<sup>14)</sup>）、エコロジー農産物<sup>15)</sup>、有機JAS<sup>16)</sup>といった各種認証制度の普及など、消費者の信頼に応える取組が求められます。

### ③ 量販店等の小売店

個人消費は、量販店等の小売店を通じた供給が多くを占めています。量販店等の小売店における地産地消の取組としては、JAや生産者組織と連携したインショップ方式の地産地消コーナーが設置されており、地域食材を中心とした売り場づくりの事例が増加しています。また、「食育の日<sup>17)</sup>」や「しまね・ふるさと食の日」に合わせ、地産地消フェアなども開催されています。

このような生産側と連携した県産品の利用拡大を引き続き進めるとともに、量販店等においては、消費者が求める商品が品揃えできない場合は、機会ロス<sup>18)</sup>となるため、年間を通じた安定的な確保が課題です。

### ④ 農産物直売所及び水産物直売所

農林水産省統計部「農業・農村の6次産業化総合調査（平成23年度）」によれば、県内には、320か所の農産物直売所と10か所の水産物直売所があります。直売所の運営主体は、個人、任意団体、法人など様々であり、法人が運営主体であるものが約4割となっています。

近年、直売所の総数に大きな増減はありませんが、単独店舗が減少し、量販店等でのインショップ方式や道の駅併設型の直売所が増えています。会員農家数を見ると、約6割の直売所が50人未満となっています。また、来店者以外の販売先としては、保育施設や学校などの給食施設に提供している直売所も多数あります。

実態調査によれば、直売所の抱えている課題として「品揃え」が最も多く挙げられており、その他、「会員数の確保」や「来客数の確保」など、数多くの課題が挙げられています。また、2～3年後の売上額については、「減少する」が46%と最も多く、「増加する」は16%にとどまっています。

このことから、直売所においては、品揃えの確保、それを支える会員農家数の確保が課題であり、また、同時に来客数の確保のため消費者にとって魅力ある直売所づくりが求められます。

## (4) 業務系消費

### ① 飲食店・宿泊施設

飲食店・宿泊施設においては、店舗の特色づくりのために地元の新鮮な食材、特色ある食材を積極的に利用されているケースが多く、県も地元の食材や郷土料理が気軽に味わえるお店を「しまね故郷料理店」として認証し、PRを行っています。しまね故郷料理店は年々増加し、平成26年10月現在で172店舗を数えていますが、平成26年3月に実施したインターネットアンケート調査（しまねブランド推進課）では、この認証店制度の認知度は約2割にとどまっています。

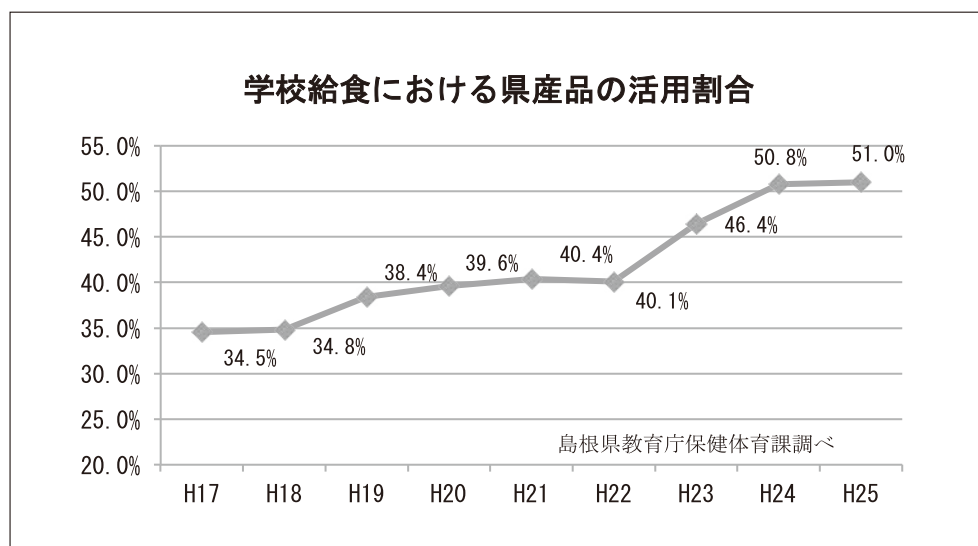
飲食店・宿泊施設においては、メニュー表にある料理を常時提供する必要があり、年間を通じた安定的な食材の確保が課題です。

また、平成の大遷宮や隠岐世界ジオパーク認定、全県での誘客対策によって島根を訪れる観光客が増加しています。県外から島根を訪れる観光客にとっては、島根の豊かな自然、歴史に育まれた「しまねの食」は大きな魅力です。飲食店・宿泊施設などで地元の食材を使った特色ある料理を観光客に提供することも、地産地消を進める上で重要な要素です。

### ② 公立学校（学校給食）

学校給食においては、地元の農林水産物を積極的に取り入れる取組が進んでおり、給食が「生きた教材」として学校教育の中で活用されています。特に6月と11月は「しまね・ふるさと給食月間」として、身近な地域の郷土食や行事食を取り入れた給食が提供されるとともに、生産者を講師に招いて食に関する授業等が実施されています。

県が毎年度実施している学校給食における食品数ベースで見た県内産食材の活用割合は、平成25年度で県平均51%（平成17年度35%）と島根県食育推進計画（第二次計画）において目標として掲げた50%を上回っています。一部の給食調理場では、直売所との連携や食材コーディネーター<sup>19)</sup>の配置など、先進的な取組が実施されています。



近年、給食調理場が集約化、大規模化されたことにより、従来にも増して食材の規格均一化、調理時間の短縮が求められています。また、地元の農林水産物の供給を支えていた生産者組織では高齢化が進んでいます。このような中、学校給食に安定的に地元の農林水産物を提供していくためには、調理時間の短縮が図られる一次加工品の開発やJ A、漁業協同組合、生産者組織及び直売所等と連携した食材供給体制の再構築、地域の実情に精通した食材コーディネーターの配置等が課題です。

### ③ 福祉施設等の給食施設

公立学校以外にも、保育所、病院、福祉施設など、給食施設には様々なものがあります。しかし、平成24年度の調査では、公立学校に比べると各施設での県内産食材の活用割合は低くなっています。これらの給食施設は運営を外部委託しているところも多く、直営施設に比べると外部委託した施設では県内産食材の活用割合が低い傾向にあります。

保育所においては、現状でも食育の観点から地域食材の利用や農業体験等を取り入れている施設も数多くあります。また、老人福祉施設においては、地域食材を活かした和食メニューの提供や介護食の商品化など、今後の利用拡大の可能性が大きいと考えられます。各施設への地域食材に関する情報提供や生産者等とのマッチングなどを行い、利用拡大を図ることが必要です。

### ④ 食品製造業

県内の食品製造業では、県産農林水産物を原料とした加工食品を製造している事例も数多く見られます。しかし、加工原料の仕入れ、使用状況についての調査は実施されておらず、今後の利用拡大を図る上では、実態を把握するための調査が必要となります。

また、食品製造業者を対象とした個別のヒアリングでは、県内産の加工原料について「どこに、どのような食材があるか情報が不足している」、「価格が高い」、「必要量が確保できない」、「品質にばらつきがある」、「生鮮ではなく一次加工品があると用途が広がる」といった意見が出ています。これらの課題解決、食品製造業者と生産者とのマッチングの機会づくり、加工需要に応じた安定的な供給が求められます。

## (5) 食育の取組との連携

本県における食育の取組は、島根県食育推進計画（第二次計画）により目標や推進施策等が定められ、県及び市町村の関係部局、関係団体等が連携して取組を進めています。食育と地産地消の取組は共通する事項も多く、引き続き連携して取り組むことで、食育と地産地消の両面で、より効果的・効率的な取組が可能となります。



# 4

## 基本的な考え方

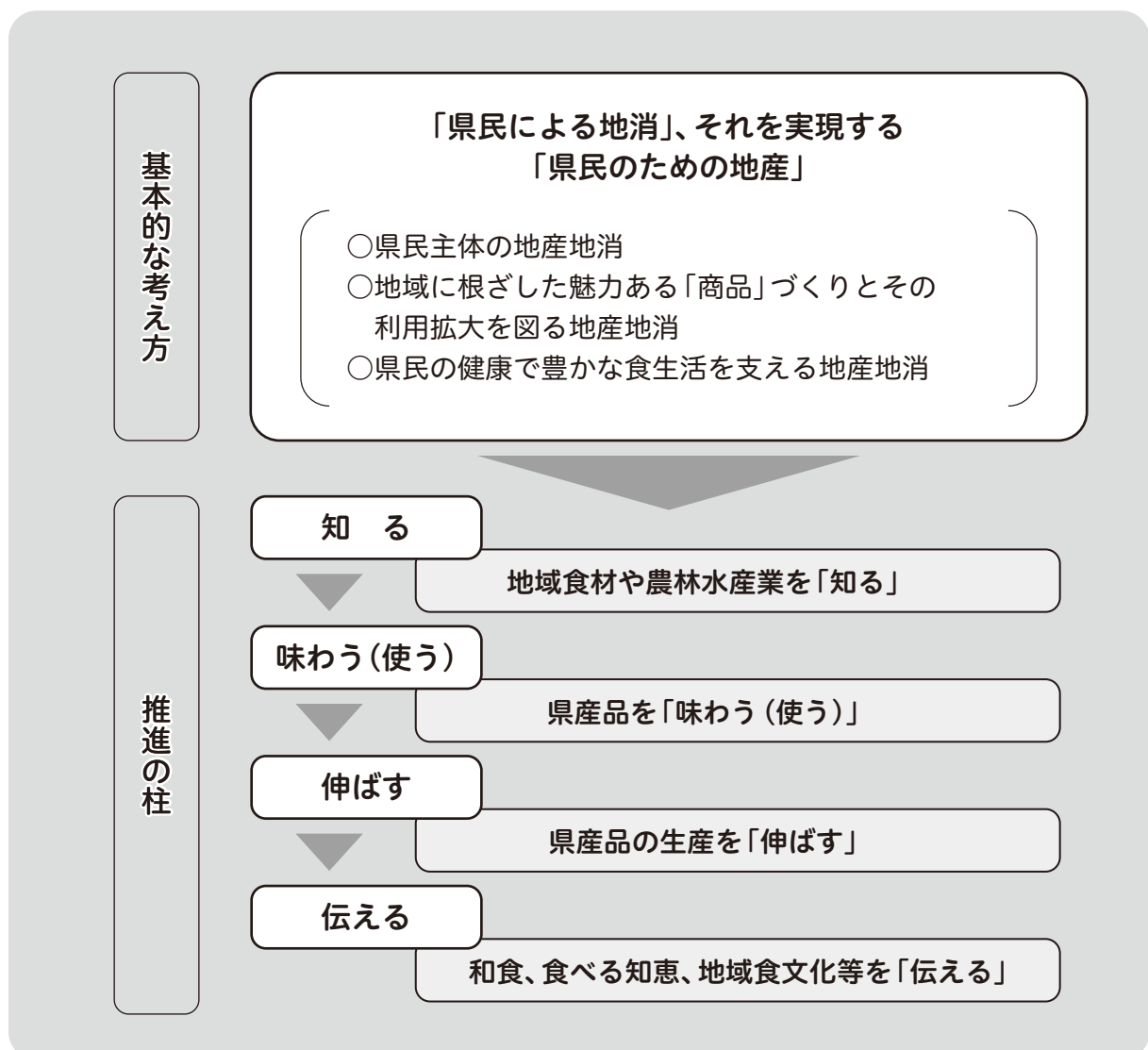


地産地消の推進は、旬で新鮮な食材の供給、健康的な食生活の実践、豊かな地域食文化の継承、更には、観光資源としての魅力づくりや地元農林水産物の生産振興による地域経済の活性化など多面的な効果が期待できます。

このため、県では、県民が日頃の食生活や地域の農林水産物を身近な問題として認識し、関心を高めることにより、県産品を優先的に選択する「県民による地消」、それを実現する「県民のための地産」を推し進めます。

その推進にあたっては、県民一人ひとりが主体となり、地域に根ざした魅力ある「商品」づくりとその利用拡大を図るとともに、県民の健康で豊かな食生活を支えることを目指し、4つの推進の柱を掲げ取り組みます。

### < 地産地消の「基本的な考え方」及び「推進の柱」 >



# 5

## 推進の柱、推進の項目及び方策

推進の柱	推進の項目	方策
<b>1</b> <b>「知る」</b> 地域食材や 農林水産業を 「知る」	(1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発	①旬の食材の流通情報（今、どこで、何が購入できるか等）、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信 ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発
	(2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり	①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進 ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり
<b>2</b> <b>「味わう（使う）」</b> 県産品を 「味わう（使う）」	(1) 個人（家庭）消費における利用拡大	①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大 ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大
	(2) 給食施設における利用促進	①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進 ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進
	(3) 観光と連携した利用拡大	①宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大 ②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR
<b>3</b> <b>「伸ばす」</b> 県産品の生産を 「伸ばす」	(1) 魅力ある「商品」づくり	①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり
	(2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり	①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備 ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給 ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給 ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり ⑤6次産業化・農商工連携による農林水産物の利用拡大
<b>4</b> <b>「伝える」</b> 和食、食べる知恵、 地域食文化等を 「伝える」	(1) 食育との連携強化	「島根県食育推進計画（第二次計画）」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進
	(2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進	①和食文化の普及推進 ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承



# 推進の柱 1

## 知る

～地域食材や農林水産業を「知る」～



地産地消は、県民が、それぞれの立場で地産地消を自分に深く関わることとして捉え、県民一人ひとりが主体となって取り組むことが大切です。

このため、県民が県産品について「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」、「誰が、どこで、どのようにして作ったか」を『知る』ことにより、地域食材や農林水産業に対する県民の理解を深めます。

## (1) 地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

地産地消を推進する上では、地域食材や農林水産業に対する県民の理解を深め、それらに愛着や安心感を持ってもらうことが大切です。そして、地産地消は、消費者と生産から加工、流通、販売に関わる人たちが、理解し合い協働して取り組むものです。

このため、県民が地域食材の魅力や農林水産業の役割、大切さについて理解を深めるよう働きかけます。

### <方策>

- ①旬の食材の流通情報（今、どこで、何が購入できるか等）、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信
- ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発

○地域食材の旬、調理方法、購入先、生産に関する情報発信を積極的に行います。その際、従来の広報誌、パンフレット、イベントなどによる情報発信に加え、インターネット、SNS、TV番組など、より迅速に、広範囲にわたって情報発信できる媒体を活用します。

○地域、学校及び企業等の活動を通じ、親と子どもが、地産地消について共に学ぶ（見る、聞く、体験する）機会を増やします。

○行政が主催する行事や公共施設において県産品を積極的に利用し、県民が地域食材に対する親近感や愛着を深めるよう促します。

○企業や市町村等が地産地消に取り組む際のヒントになるよう優良事例の収集・提供を行います。

- 地産地消は、固定的、画一的なものではなく、地域の特色を活かした多様な取組であることから、市町村においても地産地消促進計画の策定に努め、計画に基づく施策の実施が期待されます。県は、これに向けて情報提供や支援を行います。

## (2) 体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

地産地消は、消費者と生産者が、互いを意識しながら取り組んでいくことが大切です。そのためには、相互理解が必要ですが、現状では、消費者と生産者との物理的・精神的な距離は離れていっていると考えます。

消費者ニーズ、生活スタイル、食生活が多様化する中で、消費者と生産者が相互に理解を深め、共感する関係を築いていくために、消費者と生産者の交流を推進し、更に進んで、双方が共に支え合う仕組みづくりに努めます。

### <方策>

- ①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進
- ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり

- 生産体験や消費者と生産者が交流する場などを積極的に情報発信することにより、交流の機会を拡大し、「食」と「農林漁業」の距離を近づけます。
- 「しまね田舎ツーリズム<sup>20)</sup>」をはじめ、行政が行う出前講座などで、農山漁村における体験交流活動を推進します。特に、未来を担う子ども向けの体験活動が充実するよう努めます。
- 地域で地産地消に熱心な方やグループを、消費者と生産者との架け橋となる地産地消のサポーター（応援団）とし、県とサポーターが協働して地産地消に関する情報発信などの取組を積極的に行います。



## 推進の柱 2

# 味わう(使う)

～県産品を「味わう(使う)」～

県産品の利用拡大を図るためには、多くの消費者が県産品を『味わう』こと、また、給食施設や飲食店・宿泊施設等で県産品を優先的に『使う』ことが必要です。

このため、県産品のPR拡大、消費者や実需者と生産者等を結びつけるコーディネート機能の充実・強化などに取り組むことにより、県産品の需要を喚起します。

## (1) 個人（家庭）消費における利用拡大

地産地消を推進する上では、県産品の個人（家庭）消費を拡大することが重要です。消費意欲をかき立てる販売戦略と、消費者が購入しやすいよう直売所や量販店等における県産品の充実を図ることにより、個人（家庭）消費における利用拡大に取り組みます。

<方策>

- ①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大
- ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

- 具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む意欲がある量販店等を地産地消の「推進店」と位置づけ、県と連携して「地産地消コーナー」の充実に取り組みます。
- 食料品の購入先として多くの人々が利用する量販店等と生産者や食品製造業者とのマッチングに取り組みます。
- 直売所における品揃えの充実、出荷者の確保に向けた支援を行うことにより、直売所の魅力向上に取り組みます。
- 魚食普及に向け、新たな地魚のブランド化に取り組むとともに、漁業協同組合、漁業者グループ等が行う新規加工品の開発や販売拡大の取組を支援します。

## (2) 給食施設における利用促進

地産地消において、給食施設での取組は、その効果が大きいと期待されています。

中でも学校給食での取組は、積極的に行われており、学校給食における県内産の食材の利用率は向上しています。今後とも県下全域で、地域ぐるみの取組となるよう発展させる必要があります。

す。また、地元の食材を利用しやすい和食献立の普及にも取り組みます。

一方で、その他の給食施設での地産地消の取組は、学校給食に比べ遅れていることから、県産品の利用を促進します。

<方策>

- ①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進
- ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

○学校給食においては、「しまね・ふるさと給食月間（6月、11月）」や「全国学校給食週間（1月24日～30日）」に、より一層の県内産食材の活用を図ります。

○一部の市町で取り組まれている地域の生産者と学校給食とを結ぶコーディネーターの配置が、地産地消にとって有効な役割を果たしています。市町村や学校給食関係者に対し、地域を熟知し、生産者と学校給食との間をつなぐコーディネート機能を担う者の配置を働きかけます。

○学校給食において、県産品の利用促進を図るため、栄養教諭等に対して、地域食材や農林漁業者等の情報を提供します。

また、和食献立の充実に向けた献立づくりや調理方法に関する研修会等を実施します。

○規模の大きい学校給食センターにおいて、野菜や魚等の生鮮品を扱う場合は、供給量、規格の均一化、調理時間の短縮などの課題を抱えているため、島根県学校給食会や食品製造業者と連携し、県産農林水産物の加工品の普及拡大に取り組みます。

○保育施設、病院・福祉施設及び企業等の社員食堂における県産品の利用について、実態把握を行うとともに、それらの施設関係者との意見交換の場づくりや生産者とのマッチングに取り組みます。

### (3) 観光と連携した利用拡大

食材、伝統料理、食文化などは、その地域固有の自然や歴史・文化と密接に結びついたものであり、地域の魅力を発信する資源となっています。

また、旅行先では、その地域ならではの「食」を味わうことが大きな楽しみの一つです。食と観光の視点から、地元農林水産物の観光への積極的な活用及び「食」を通じた地域の魅力発信を行います。

#### <方策>

- ① 宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大
- ② 観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

- 県の観光PRと連携し、県産品のイメージアップに取り組みます。
- 地元食材を利用した料理や郷土料理が気軽に味わえる「しまね故郷料理店」におけるメニュー等の充実を図り、観光客はもとより地元の人にも、より親しんでもらえるよう努めます。
- 市町村、宿泊施設、飲食店等の関係者と協力し、隠れた「食」の素材の発見・発掘に努め、「食」の観光的活用に取り組みます。
- 各地域で創意工夫した取組を広域的に連携させることにより、観光資源としての魅力向上に取り組みます。

#### しまね・ふるさと食の日（毎月、第3週の金・土・日）

地産地消を全県的な運動として一層の広がりをもたせるため、消費者、生産者、流通関係者等がそれぞれの立場で、地元産品の利用を進めることを目的に設定した日です。





## 推進の柱 3

# 伸ばす

～県産品の生産を「伸ばす」～

県産品の生産量の維持・拡大、品質の向上など県産品の生産を『伸ばす』ことで、県内の消費需要に対応することが必要です。

このため、消費者や実需者に選ばれる魅力ある「商品」づくりと安全・安心な農林水産物の生産振興に取り組みます。

## (1) 魅力ある「商品」づくり

生産者は、農林水産物やその加工品を単なるモノづくりや食料品の生産としてではなく、消費者や実需者へ販売する「商品」という意識を持って生産することが求められています。

そのため、生産者、実需者及び行政等が連携し、消費者ニーズを的確に反映した、地域の特色ある「商品」づくりを目指します。

また、農林水産物の付加価値を高めるため、県産品を活かした加工品（一次加工品を含む）づくりを推進し、農林水産業及び関連産業の振興を図ります。

### <方策>

- ①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり
- ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

○生産者や食品製造業者など商品づくりを行う者のスキルアップのための研修会を開催します。また、マーケットイン<sup>21)</sup>の考え方に基づき、消費者に選ばれる商品とするため、商品改良や売れる仕組みづくりの修得のための講座を開催します。

○新品種の育成、しまね和牛肉の食味向上、魚の高鮮度化など、農林水産物の魅力や品質の向上に向けた試験研究に取り組みます。

○外食、中食の利用などに見られる食の簡素化・外部化が進み、加工・業務用の農林水産物の需要が拡大しているため、食品製造業者等のニーズに合わせ、農林水産物を供給する一次加工（選別、調製、カット等）の拡大に向けて取り組みます。

○農林水産物の利活用を志向する県内の食品製造業者等を組織化し、情報交換会、勉強会等を実施し、県内の加工需要への対応、農林水産物の高付加価値化に取り組みます。



○県内の食品加工に対するニーズやそれに対応する供給能力など、県内の加工に関する実態調査を行うとともに、生産者も含めた加工関連事業者間のマッチングに取り組みます。

## (2) 安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

地産地消を推進する上では、安全・安心な農林水産物を安定的に供給することが基本となります。県民へ安全・安心な県産品を提供するため、品質管理の向上、食品表示の適正化、県民の食の安全に関する理解の向上を図ります。

また、県内で消費ニーズがあるにも関わらず、県外産で対応している製品については、県内産で対応できるよう生産拡大に向けた取組を進めます。

さらに、県内における物流を改善することにより地産地消の拡大を図ります。

### <方策>

- ①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備
- ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給
- ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給
- ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり
- ⑤6次産業化・農商工連携による農林水産物の利用拡大

○GAPやHACCPなどの生産行程管理手法の導入を進め、農林水産物の安全確保を図る「美味しまね認証制度」を普及推進します。

○食品表示の適正化に向け、食品表示に関する研修会の開催、食品アドバイザー等による表示に関する相談に対応します。

○県内のエコファーマー<sup>22)</sup>が作るエコロジー農産物、有機農産物の生産拡大に取り組みます。

○県内の消費需要に対応するため、実需者（量販店、飲食店等）と生産者や産地が連携した契約取引の拡大など、安定的な農林水産物の供給に取り組みます。

○加工・業務用農産物のニーズに対応するため、低コスト栽培技術や労力補完の仕組みづくりなどの生産技術の確立に努めます。

○担い手の高齢化に対応した直売所や学校給食の集荷体制の整備、地域内あるいは地域間の物流体制の検討を進めます。

○地域資源を活かした多様な6次産業化・農商工連携<sup>23)</sup>による農林水産物の利用拡大を図るため、「島根型6次産業ステップアップモデル事業<sup>24)</sup>」や「6次産業化アドバイザー派遣事業<sup>25)</sup>」等に取り組めます。

## いらっしやいませ、「しまね故郷料理店」へ



しまね故郷料理認証店

島根県では、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証しています。平成26年10月現在、県内に172店舗あります。

旬の食材を活かしたこだわりのしまねの味が楽しめますので、ぜひ、ご賞味ください。



### あなたはどっちで味わう？「しまねの味」



#### こだわり「しまねの食材」のお店

一年間を通じて島根県の農林水産物を素材にした料理が楽しめます。もちろん旬の素材も積極的に取り入れていますので見逃せません。



#### こだわり「郷土料理」のお店

島根県の伝統的な郷土料理や、その店オリジナルの郷土料理を提供しています。懐かしい味や、今まで味わったことのない料理に巡り逢えるかも。





## 推進の柱 4

# 伝える

～和食、食べる知恵、  
地域食文化等を「伝える」～

現在、県民の食に関する知識や健康的な食生活への関心が高まり、豊かな食生活の実現が求められています。

このため、食育との連携を強化し、家庭や地域において和食、食べる知恵、地域食文化等を次世代に『伝える』ことを通じ、県産品の利用拡大を図ります。

## (1) 食育との連携強化

本県では、全市町村で食育基本法に基づく食育計画が策定されるなど、食育の取組が進んでいます。また、学校では食育を通じた地産地消の取組が行われるなど、両者には密接な関係があります。今後、地産地消と食育との連携をより強化し、食や健康に対する関心を高めることにより、県産品の利用拡大を図ります。

<方策>

### ■「島根県食育推進計画（第二次計画）」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

- 学校、家庭、地域における地産地消の実践活動が進むよう「しまね食育まつり」や県産品を使用した料理コンクールなど、地産地消と食育とが連携した取組をより充実させます。
- 学校において、食と農林漁業を結び付けた体験活動、子どもと家族が協力し自宅で弁当を作り学校で味わう「弁当の日」に取り組めます。
- 「食の学習ノート<sup>26)</sup>」を用いた学習を家庭での実践に活かせるよう取り組むとともに、学校において使用される食育教材の充実に努めます。

## (2) 「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

野菜、果物、魚など食材には、「旬」があります。四季折々の旬を味わうことで、食材の香りや美味しさを体感できます。また、旬の食材は、栄養価が高く経済的です。旬の食材を用い、栄養バランスに優れた和食文化の普及、そして、各地域に伝わる食文化の継承を通じ、健康で豊かな食生活の推進を図ります。

<方策>

- ①和食文化の普及推進
- ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承

- 野菜、果物、魚の旬が分かる食材カレンダーを活用して、広く「しまねの旬」の情報を提供します。また、直売所や量販店等で旬の食材を活用したレシピの配布や料理教室の開催等を推進します。
- 米を中心に多様な副食から構成され、栄養バランスの優れた和食を推進するため、和食レシピやその食材に関する情報提供を行います。
- 各地域に伝わる地域食材を使った郷土料理の情報を収集し、ホームページなどで情報発信を行います。
- 子どもたちが四季折々の食材や地域食文化についての理解と関心を深めるため、学校給食において、お祝い事や季節行事に合わせた郷土料理や行事食などを取り入れることを推進します。



## 6

## 成果指標と数値目標

本計画を着実に推進し、本県の地産地消を促進するため、成果指標と数値目標を設定します。

推進の柱	成果指標	数値目標	
		現況値	目標値(31年度)
推進の柱1 「知る」	県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合	18.8% (H26.3月現在)	30.0%
推進の柱2 「味わう(使う)」	県内の量販店等のうち、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む「推進店」として認証した店舗数	0店舗 (H26.10月現在)	50店舗
推進の柱3 「伸ばす」	六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画 <sup>27)</sup> 」の認定数	13計画 (H26.10月現在)	30計画
推進の柱4 「伝える」	学校給食における県内産食材の活用割合	51.0% (H25年度)	63.0%

(注) 県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合についての現況値は、インターネットアンケート調査(しまねブランド推進課)による値。

# 7

## 推進体制



本計画に関する取組は、幅広い分野に関係することから、その推進にあたっては、国・市町村、生産者団体、流通関係者、給食関係者、消費者等と連携し推進します。

本計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理のための会議を設置し、毎年度、実施します。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施策調整をする場を設け、それらを進行管理に反映させます。

本計画の進捗状況は、関係者と情報共有するとともに、県のホームページに掲載します。



# 島根県地産地消促進計画<H27~H31>のポイント

「県民による地消」、「県民のための地産」  
～豊かな食生活の実現と農林水産業・地域経済の活性化を目指して～

## 計画策定の背景等

### 計画の位置づけ

○「六次産業化・地産地消法」第41条に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」とする。

○関係する計画等と連携し、効果的に推進する。

「島根県食育推進計画(第二次計画)」  
「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」  
「第2期しまね教育ビジョン21」 など

島根県地産地消促進計画

市町村  
地産地消促進計画

### これまでの取組と成果

本県の地産地消の取組は、平成15年7月に、しまね地産地消推進協議会が策定した「島根県における地産地消推進の基本的な考え方」を基に実施してきた。

- ・広報誌による普及啓発
- ・直売所や学校給食へ集荷する生産者組織の育成
- ・地産地消に協力する飲食店や量販店等における県産品の利用拡大
- ・「しまね故郷料理店」認証制度の創設 など

①県民の地産地消に対する理解の広がり  
地産地消という言葉を知っている県民の割合 93%  
地産地消の意義を知っている県民の割合 77%

②直売所及び「しまね故郷料理店」における県産品の利用拡大

・直売所数(H23)	農産物直売所	320
	水産物直売所	10
・しまね故郷料理店(H26.10月)		172

③学校給食における地元食材の活用割合の向上  
H17:35% → H25:51%

◎「六次産業化・地産地消法」  
地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(H22.12.3)  
(都道府県及び市町村の促進計画)第41条  
都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画を定めるよう努めなければならない。

## 主な課題

### 「食」と「農林水産業」をめぐる変化

- ①消費者の食の安全・安心に対する意識の向上
- ②県民の食習慣の多様化(外食、中食の増加等)
- ③生産者の販売手法の多様化
- ④農林漁業に携わる者の高齢化

### 地産地消に関する意識

「今、地域で何が生産されているか」、「旬の食材は何か」、「どこで購入できるか」などの旬の食材情報や「食」のイベントの開催情報などを分かりやすく県民へ提供

### 個人消費

- 消費者に選ばれる魅力ある「商品」づくり
- 消費者が購入しやすいよう直売所や量販店等における県産品の充実

### 業務系消費

県内産の農林水産物を利用した加工品の拡大

### 観光との連携

農林水産物の観光への積極的な活用及び「食」を通じた地域の魅力発信

### 生産と流通

- 県内の消費需要に対応した安全・安心な農林水産物の供給
- 県産品の地域内及び地域間流通の促進(物流の改善)

## 推進の柱、項目、方策

### 【推進の柱1】「知る」 ～地域食材や農林水産物を「知る」～

#### (1)地域食材と農林水産業に関する情報発信と啓発

- ①旬の食材の流通情報(今、どこで、何が購入できるか等)、「食」のイベントの開催情報など地産地消に関する情報を発信
- ②地域、学校及び企業等の活動を通じた地域食材や農林水産業に関する啓発

#### (2)体験・交流を通じた消費者と生産者の絆づくり

- ①消費者の農林漁業体験活動や生産者との交流活動の促進
- ②消費者と生産者が支え合う仕組みづくり

### 【推進の柱2】「味わう(使う)」 ～県産品を「味わう(使う)」～

#### (1)個人(家庭)消費における利用拡大

- ①消費者に向けた県産品のPRと消費拡大
- ②直売所、量販店、飲食店等での県産品の利用拡大

#### (2)給食施設における利用促進

- ①学校給食における和食献立の充実と県産品の利用促進
- ②保育施設、病院・福祉施設及び企業の社員食堂における県産品の利用促進

#### (3)観光と連携した利用拡大

- ①宿泊施設・飲食店等における県産品の利用拡大
- ②観光客に向けた地域食材や郷土料理などのPR

### 【推進の柱3】「伸ばす」 ～県産品の生産を「伸ばす」～

#### (1)魅力ある「商品」づくり

- ①地域の特色を活かしたより魅力ある「商品」づくり
- ②農林水産物の付加価値を高め、流通を促進する「加工品」づくり

#### (2)安全・安心な農林水産物の生産と流通体制づくり

- ①安全・安心を担保する生産・流通体制の整備
- ②県内の消費需要に対応した農林水産物の供給
- ③一次加工・業務用に対応した農林水産物の供給
- ④県産品の地域内及び地域間流通の促進と提供の場づくり
- ⑤六次産業化・農工商連携による農林水産物の利用拡大

### 【推進の柱4】「伝える」 ～和食、食べる知恵、地域食文化等を「伝える」

#### (1)食育との連携強化

「島根県食育推進計画(第二次計画)」及び「第2期しまね教育ビジョン21」と連携した、学校、家庭及び地域等における地産地消の推進

#### (2)「旬」を体感できる健康で豊かな食生活の推進

- ①和食文化の普及推進
- ②地域食材や郷土料理など地域食文化の継承

## 成果指標と数値目標(目標年度H31)

- |   |   |
|---|---|
| ①県産品を優先的に購入する意識が「強くある」県民の割合<br>現況:18.8% → 30.0%                 | ③六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」の認定数<br>現況:13計画 → 30計画 |
| ②県内の量販店等のうち、具体的な目標を掲げて地産地消に取り組む「推進店」として認証した店舗数<br>現況:0店舗 → 50店舗 | ④学校給食における県内産食材の活用割合<br>現況:51.0% → 63.0%         |

## 推進の体制

○計画の進行管理は、県の関係課で構成する進行管理のための会議を設置し、毎年度、実施する。また、市町村と地産地消に関する意見交換や施策調整をする場を設け、それらを進行管理に反映させる。

○計画の進捗状況は、関係者と情報共有するとともに、県のホームページに掲載する。





## 参考資料

---

## 島根県地産地消促進計画策定検討委員会開催状況

回	開催日	主な内容
第1回	平成26年4月24日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○検討委員会の設置について</li> <li>○島根県地産地消促進計画の策定の背景及び必要性について</li> <li>○島根県における地産地消の取組状況について</li> <li>○地産地消の活動報告（委員から）</li> </ul>
第2回	平成26年5月22日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の推進の基本的な考え方について</li> <li>○関係者からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅館関係者</li> <li>・生産者</li> <li>・公益財団法人島根県学校給食会</li> <li>・島根県中山間地域研究センター</li> </ul> </li> </ul>
第3回	平成26年6月5日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消の活動報告（委員から）</li> <li>○推進の項目及び方策について</li> <li>○主要な施策（活動、事業）について</li> </ul>
第4回	平成26年8月6日（水）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画の骨子について</li> <li>○成果指標及び数値目標について</li> <li>○推進体制について</li> </ul>
第5回	平成26年9月4日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成果指標及び数値目標について</li> <li>○島根県地産地消促進計画（素案）について</li> </ul>

## 島根県地産地消促進計画策定検討委員会 委員名簿（敬称略）

氏 名	所 属 ・ 役 職 名	区 分
津森 良治	島根県PTA連合会会長	消費者 給食・食育
領家 康元	株式会社キヌヤ 代表取締役社長	小売店・量販店関係者
竹内 覚	産直市みずほ企業組合 産直市みずほ店長	直売所（道の駅）関係者
中東 多久夫	株式会社浜田青果市場 代表取締役社長 株式会社益田青果市場 代表取締役社長	卸売市場関係者
荒木 健 H26.4.14～H26.6.30	全国農業協同組合連合会 島根県本部 米穀農産部長	生産者（農、JA）
足立 淳 H26.7.28～	全国農業協同組合連合会 島根県本部 米穀農産部長	生産者（農、JA）
中島 謙二	島根県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長	生産者（内水面）
錦織 紀子	島根県学校栄養士会会長 （出雲市立湖陵小学校栄養教諭）	給食関係者
田中 恭子	公立大学法人 島根県立大学准教授	学識経験者
西村 健一	雲南市産業振興部農林振興課長	行政
有田 昭一郎	島根県中山間地域研究センター主席研究員	行政
森上 浩平	島根県農林水産部農畜産振興課長	行政
角 敬	島根県農林水産部水産課 水産しまね振興室長	行政
梶谷 朱美	島根県教育庁保健体育課 健康づくり推進室長	行政
松本 新吾	島根県しまねブランド推進課長	行政

○委員長 田中 恭子

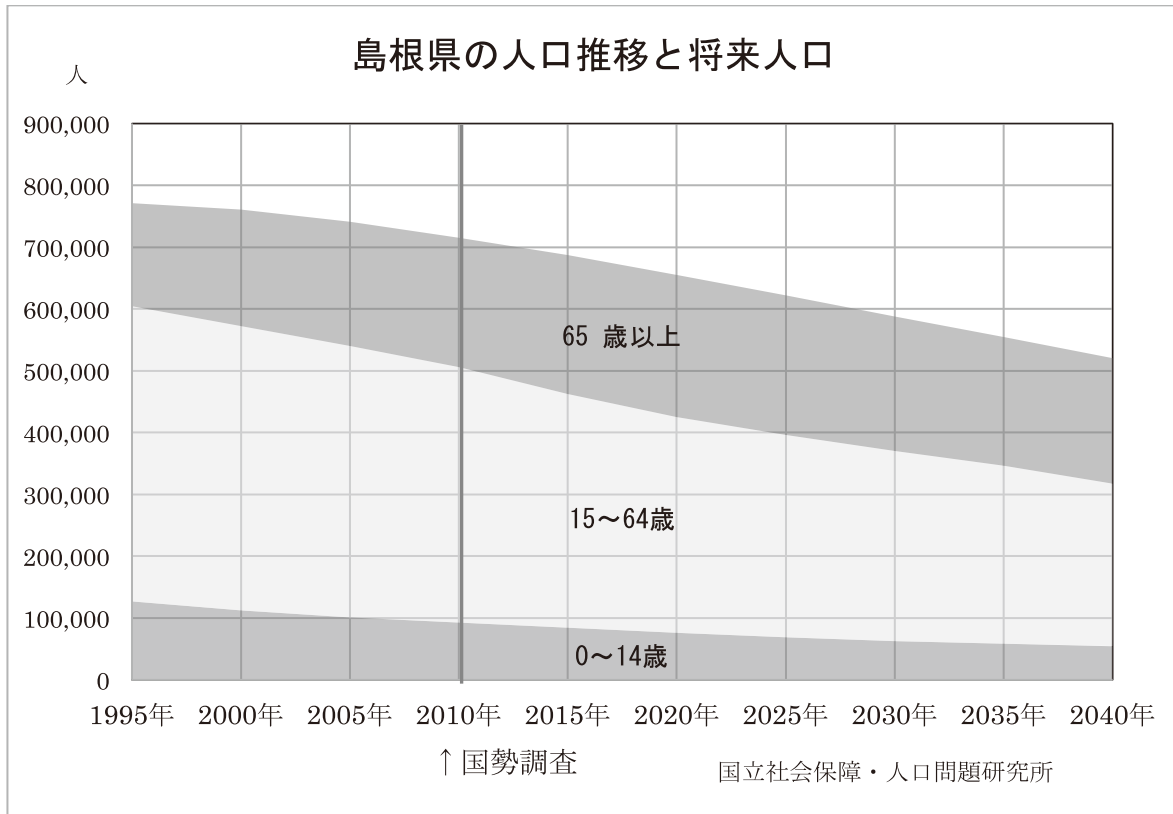
副委員長 荒木 健、足立 淳

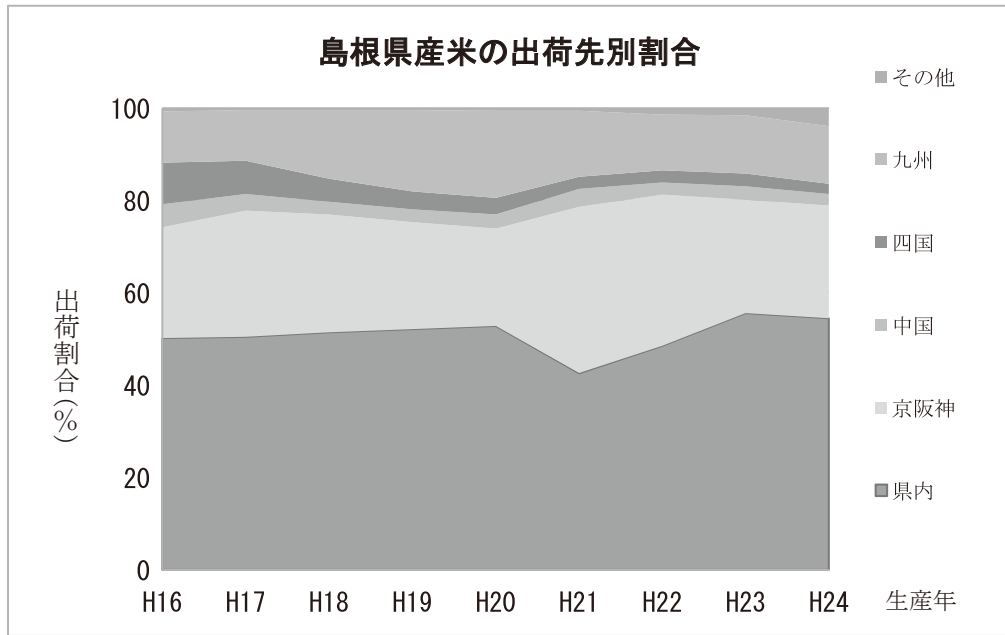
島根県の人口推移と将来人口

単位：人

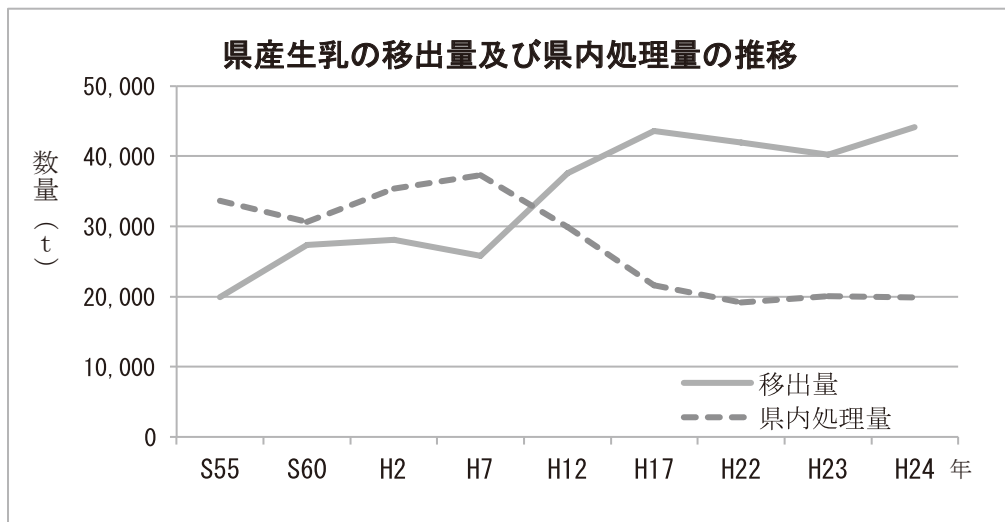
	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
0～14歳	126,403	111,982	100,542	92,218	84,707	76,516	68,775	62,352	58,050	54,813
15～64歳	477,919	460,103	439,471	414,153	377,654	348,927	326,963	308,169	288,435	262,238
65歳以上	167,040	189,031	201,103	208,548	224,744	230,039	226,144	217,706	208,139	203,607
総数	771,441	761,503	742,223	717,397	687,105	655,482	621,882	588,227	554,624	520,658

国立社会保障・人口問題研究所 H25.3月推計

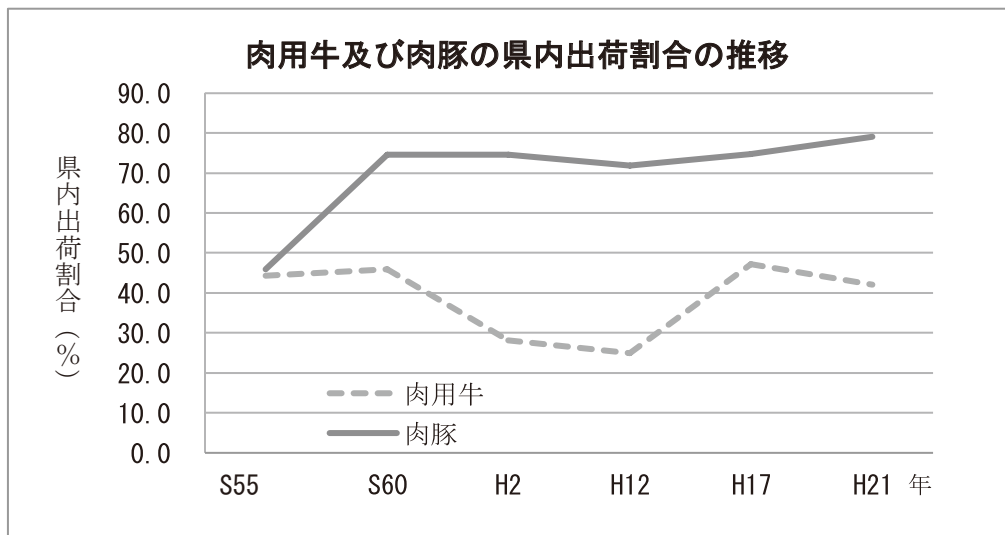




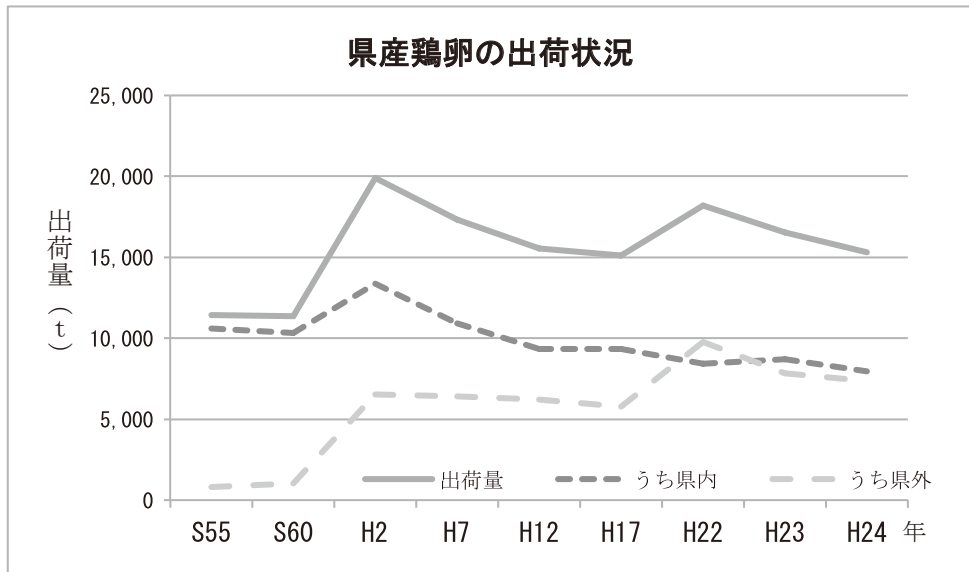
「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成



「農林水産関係資料（平成 26 年 4 月、島根県農林水産部）」掲載データを基に作成

### 県内の青果市場における野菜・果実の取扱状況（H24）

県内の 6 青果地方卸売市場及びその他の卸売市場

区分	数量(トン)	金額(千円)	県内産割合 (数量)	県内産割合 (金額)
野菜	34,123	7,170,427	34.2%	36.2%
うち県内産	11,686	2,594,269		
果実	20,894	5,320,767	12.6%	19.1%
うち県内産	2,636	1,017,596		
合計	55,017	12,491,194	26.0%	28.9%
うち県内産	14,322	3,611,865		

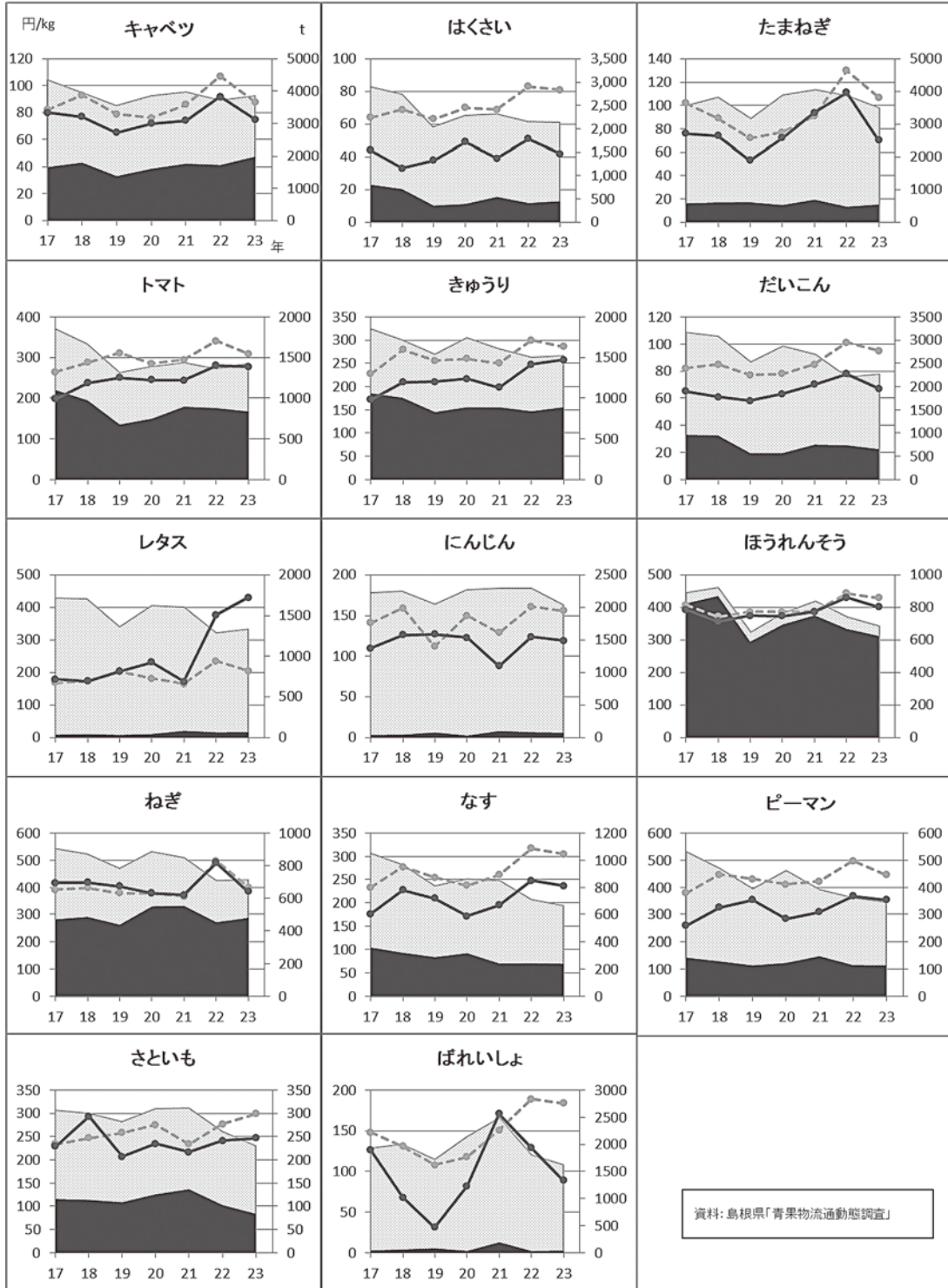
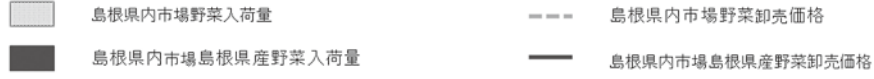
島根県しまねブランド推進課調べ

### 平成 24 年産県内産きのこ出荷状況

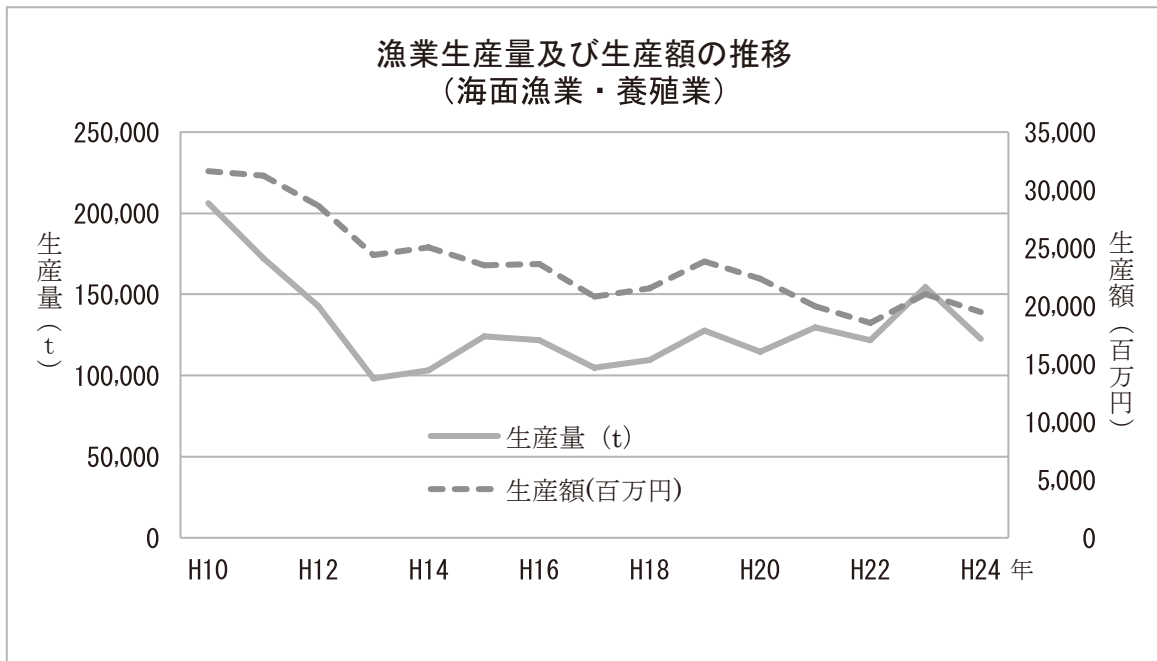
区分	県内(トン)	県外(トン)	計(トン)
乾しいたけ	9	13	22
生しいたけ	575	1,343	1,918
まいたけ	63	74	137
エリンギ	257	229	486
ぶなしめじ	8	20	28
なめこ	73	0	73

島根県農林水産部林業課調べ

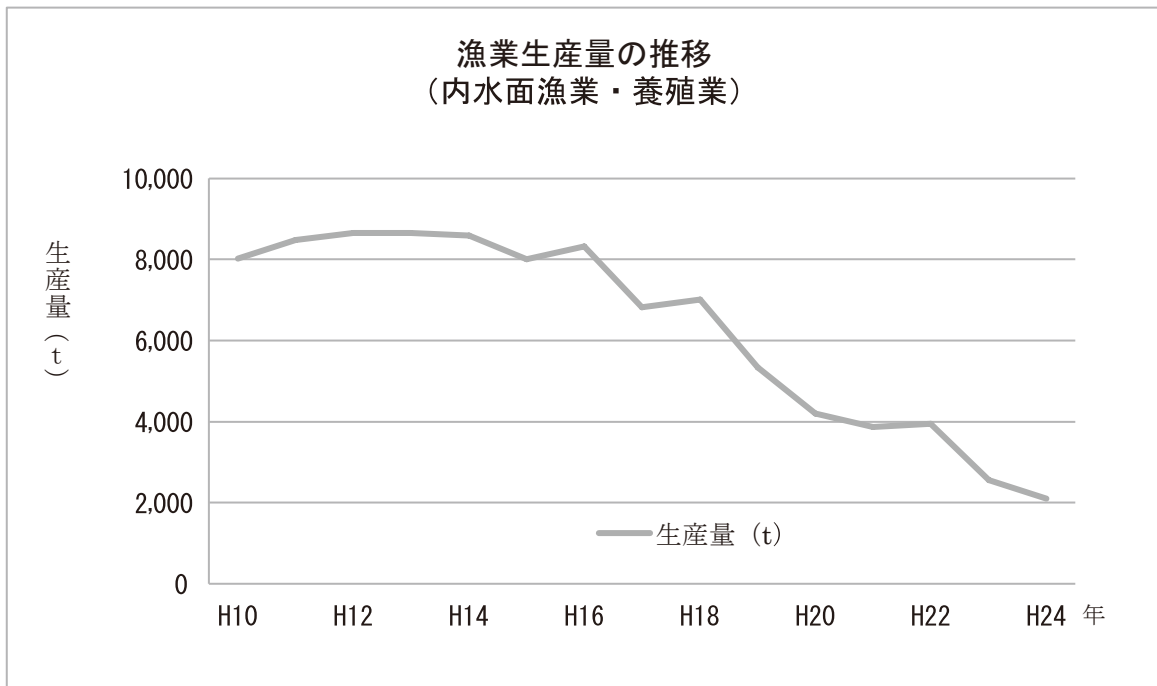
## 島根県内の市場における野菜の入荷量と価格



資料: 島根県「青果物流動態調査」



「島根農林水産統計年報」各年次データを基に作成



「島根農林水産統計年報」各年次データを基に作成



## <用語解説>

### 1) しまね故郷料理店

県が、県内の食材や郷土料理を提供し、地産地消に積極的に取り組む飲食店や旅館等を「しまね故郷料理店」として認証。平成26年10月現在、県内に172店舗。



しまね故郷料理認証店

### 2) しまね・ふるさと食の日

地産地消を全県的な運動として一層の広がりをもたせるため、消費者、生産者、流通関係者等がそれぞれの立場で、地元産品の利用を進めることを目的に設定した日。「しまね・ふるさと食の日」は、毎月、第3金・土・日曜日。



### 3) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

6次産業化及び地産地消に関する法律で、「六次産業化・地産地消法」と略称される。6次産業化とは、地域資源を活用し、1次産業（農林漁業）と2次産業（製造業）、3次産業（小売業等）の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組。

この法律の第41条で、都道府県及び市町村が、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（地産地消促進計画）を定めることと規定。

### 4) 島根県食育推進計画（第二次計画）

県が、食育基本法第17条に基づく食育推進計画として第一次計画を評価し、平成24年3月に策定。家庭、学校、幼稚園、保育所、地域等様々な分野における関係機関・団体等の食育推進活動の共通の指針として活用。計画期間は、平成24年度から平成28年度の5年間。

### 5) 新たな農林水産業・農山漁村活性化計画

島根県の農林水産業・農山漁村の持続的な発展に向けた総合的かつ長期的な方向を示す基本計画で、平成20年度を初年度とした概ね10年後の島根の将来像と基本的な目標や施策の方向、当面4年間の戦略的行動を取りまとめた計画。

### 6) 第2期しまね教育ビジョン21

島根県教育委員会が、教育基本法に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として平成26年7月に策定。本県教育の基本理念や施策の方向を示し、学校・家庭・地域等が一体となって施策の推進に努めることとしている。計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間。

## 7) 伝統野菜

その土地で古くから作られてきたもので、採種を繰り返していく中で、その土地の気候風土にあった野菜として確立されてきた野菜。(例) 黒田せり、津田かぶ など

## 8) しまね・ふるさと食の日実施協力店

地産地消の趣旨に賛同し、「しまね・ふるさと食の日<sup>2)</sup>」に地元産品コーナーの設置やフェアの開催などで協力する量販店、小売店、卸売市場等。

## 9) 実需者（じつじゅしゃ）

量販店、食品加工事業者、飲食店など、生産者から仕入れた商品を消費者に提供（販売）する者。

## 10) 中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあって、市販の弁当や惣菜など調理・加工された食品を家庭や職場等で食べること。

## 11) G A P（ギャップ：Good Agricultural Practice）

農業生産工程管理と意識され、農産物の安全、作業従事者の安全、良好な環境の保全を達成するために、適切な農業生産活動を行うこと。農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検・評価を行うことによる持続的な改善活動。

## 12) H A C C P（ハサップ：Hazard Analysis Critical Control Point）

食品衛生上の危害防止と適正な品質管理のために、食品の原材料から製品として出荷されるまでの各工程の危害を予め分析し、危害の発生防止対策を行うとともに、特に重点的に管理する工程については連続的に管理・記録し、製品の安全性を保障するシステム。

## 13) トレーサビリティ

食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で、原材料や商品の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくこと。食品事故等があったときに、食品の移動ルートをこの記録等から特定し、遡及・追跡して、原因究明や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組み。

## 14) 安全で美味しい島根の県産品認証（美味しまね認証）

島根県で生産される農林水産物で、「安全でおいしい」を兼ね備えた産品を生産する生産者・生産方法を知事が認証する制度。島根県独自の認証基準に基づき、第三者機関が認証の可否を審査。認証されると、生産者は認証マークを使用することができる。

専用サイト <http://www.oishimane.com/>



### 15) エコロジー農産物

エコファーマー<sup>22)</sup>が、土づくりを行い、化学合成農薬と化学肥料を標準的な使用量の半以下で栽培した、人と環境にやさしい農産物。

### 16) 有機JAS

有機食品のJAS規格に適合した生産が行われていることを登録認定機関が検査し認定。認定された事業者のみが有機JASマークを貼ることができる。「有機JASマーク」がない農産物と農産物加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの表示や、これと紛らわしい表示をすることは法律で禁止されている。



### 17) 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るため、国の「食育推進基本計画」により、食育の日を「毎月19日」と設定。食育の日には、各地で様々な普及啓発活動が実施されている。

### 18) 機会ロス

商品の欠品により販売の機会を失うこと。

### 19) 食材コーディネーター

自治体が、学校給食に地元の農林水産物や加工品を積極的に利用するため、学校給食調理場等へ配置した地域の農業等に精通した者であり、地域の食材について、学校給食と生産者とをつなぐ役割を担っている。名称は特に定まったものではない。

### 20) しまね田舎ツーリズム

農山漁村で、地元の人々との交流を通して、農林漁業体験やその地域の自然や文化、暮らしに触れること。例えば、米作り体験なら、田植えや稲刈りなど足を運んで農作業を手伝うこと。単なる観光旅行とは違い、手に入れる感動もより深く、大きくなるのが「しまね田舎ツーリズム」の一番の魅力。

専用サイト <http://www.oideyo-shimane.jp/>

### 21) マーケットイン

市場や消費者という買い手の立場に立って、買い手が必要とするものを開発し、提供していこうとする考え方。一方、生産者といった提供側からの視点で開発し販売していく考え方を「プロダクトアウト」という。

### 22) エコファーマー

持続農業法に基づき、環境と調和のとれた農業を実践する、知事が認定した「認定農業者」の愛称。

### 23) 農商工連携

地域資源を有効に活用するため、農林水産業、商業、工業等の産業間での連携を強化し、お互いの技術やノウハウを持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。

### 24) 島根型6次産業ステップアップモデル事業

県が実施する6次産業の推進のための支援事業。事業主体を含む3者以上のネットワークによる、地域資源を活用した創意工夫のある多様な6次産業の取組（新商品の開発、市場調査、施設・機器等の整備等）を支援する補助事業。

### 25) 6次産業化アドバイザー派遣事業

県が実施する6次産業の推進のための支援事業。農林漁業者をはじめとする事業者等の要請に基づき、6次産業化に向けた課題解決のための指導・助言等を行うアドバイザーを派遣する事業。

### 26) 食の学習ノート

島根県教育委員会が県内の小学生すべてに配布し、学校において子どもたちが食の学習を行う上で活用するとともに、家庭において学校の学習や活動の様子を保護者が把握し、親子で話題にしたり、調べたりして活用する学習ノート。



### 27) 六次産業化・地産地消法に基づく「総合化事業計画」

農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（農林水産大臣が認定）。計画の認定を受けると、農業改良資金の償還期限・据置期間の延長等の特例や新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設整備に対する支援等の対象となる。

平成26年11月

発行 島根県しまねブランド推進課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6398

FAX 0852-22-6859

この計画は、しまねブランド推進課のホームページに掲載しています。

# しまねの6次産業推進ビジョン（案）の概要

## 《策定の目的》

関係者が共通の認識を持って島根県の6次産業の取組みを推進するための方向として策定

## 島根県の農林水産・食品産業の現状

### 【農山漁村と農林水産業】

- 島根県の農林水産物の産出額は、30年間で約半分に減少
- 農業就業人口については減少を続けており、高齢化も進展
- 集落営農組織数は600以上、近年は法人化する組織も増加
- 平成23年以降新規就農者も増加

### 【食品製造業】

- 島根県の食品製造業は、製造業種別としては、最大の事業所数、雇用者数
- 製造出荷額は、鉄鋼、情報通信機械、電子部品・デバイスに次ぐ業種で、本県にとって非常に重要な業種
- 従業員数の推移では、平成7年以降微減に留まっており、景気変動を受けにくい業種
- 全国と比較して事業規模が小さい事業所が多い

### 【飲食料品卸売・小売業】

- 平成24年の島根県の飲食料品卸売業の年間商品販売額は、平成14年調査比で49%の大幅減
- 平成24年の飲食料品小売業の年間商品販売額は、平成14年調査比で25%の減
- 平成24年の飲食料品小売業の事業所数は平成14年調査比で45%の大幅減
- 県人口の減少が続く中、県内市場は今後とも縮小傾向

## ビジョンにおける6次産業の定義

6次産業、農商工連携、地産地消、地域資源を活用した地域ぐるみの取組みなど、地域資源を活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者の連携、協同、結合等による取組み

1次×2次×3次＝6次産業

## 島根県の6次産業の現状

### ◆農業生産関連事業の年間販売額(H24)

14,084百万円

⇒都道府県平均額 37,009百万円

### ◆農業生産関連事業の一事業所あたり

年間販売額 14,084千円

⇒都道府県平均額 26,263千円

農業経営体では小さな取組みが多い

### ◆国の計画認定数 19 (H27年2月現在)

・6次産業化法 総合計画認定 13

全国認定数1,982

・農商工連携 計画認定 6

全国認定数 654

## 島根県の6次産業化への課題

(事業者アンケート※ から)

- 人材確保が、思うように出来ない。ノウハウのある人材がほしい。取組みには、高い生産技術や経営能力が必要。

### ⇒人材の課題

- 原料生産段階と加工販売面のマッチングが難しい。他との連携をどこに求めているかわからない。供給量が安定しないので取引が出来ない。

### ⇒連携の課題

- 加工・製造そのものに集中し、魅力ある商品開発ができていない。事業規模が小さく、安定供給に不安。

### ⇒開発、製造の課題

- 生産したものが販売できていない。販売先が広がらない。販路先を求めて商談会に出向いている。

### ⇒販路の課題

- 取組んだからといって、すぐに収益は上がらない。利益を出して継続することは難しい。

### ⇒計画性の課題

## 島根県の6次産業推進の基本的な考え方

### 【基本方向】

- 島根県の農林水産業や食品製造業は、**小規模のものが大多数**であり、全国レベルでの**競争力は相対的に弱い**
- このような状況の下で、島根県の農林水産業や食品製造業の維持・発展、事業者の所得向上を図っていくためには、豊富な地域資源をフル活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者が連携し、強みを相互活用するとともに、弱みを相互補完しつつ、独自性のある付加価値の高い商品の生産・製造・販売を一体的、総合的に取組む**6次産業の推進が重要**
- 県では、6次産業への取組みに際し、**想定される課題への対応方向を5つのキーワードで整理し**、関係者が一体となって**課題の克服を図りつつ、積極的に6次産業を推進**

### ◆6次産業を推進するにあたっての5つのキーワード

#### 【キーワード1】「人材」 ……人材確保・育成

- ①6次産業の取組みに必要な専門的知識や技術、能力等を有する人材の確保・育成
- ②外部の専門家からの指導、助言や、他事業者との連携などによる必要とする能力等の補完
- ③事業の遂行に必要な労力の確保

#### 【キーワード2】「つながる」 ……連携や協同化の促進

事業者単独での6次産業の取組みへの限界等から、1次産業・2次産業・3次産業の多様な事業者の連携や小規模経営体の協同化等を促進

- ①関係機関・団体等が相互に有する情報を共有化するとともに、各組織における情報の有効活用
- ②関係機関、団体等が連携し、事業者を結びつけていく異業種間マッチング機能の充実・強化
- ③安定的な生産供給体制の構築に向けた、小規模経営体の協同化等の促進

#### 【キーワード3】「取組む」 ……開発・製造等の実践

アイデア段階に留まらない具体的な商品開発・製造等の実践を促進

- ①企画段階から消費者ニーズを取込んだ、「マーケットイン」に基づく商品開発
- ②商品の確実な納品とそれを支える安定生産・供給体制の構築、強化
- ③食品表示を含めた食品衛生・品質管理に対する意識改革と取組み強化

#### 【キーワード4】「売る」 ……販路の開拓・確保

6次産業の取組みの計画段階からの販路開拓・販売先を想定した取組みを促進

- ①商品特性等にあった販路選択、販売戦略の構築、継続的な販売対策
- ②「食」をめぐる消費トレンドの変化の把握と生産・製造部門へのフィードバック

#### 【キーワード5】「ステップアップ」……計画的・段階的な事業展開

- ①自己の経営規模・能力にあったレベルからの計画的な取組みと段階的な事業拡大

### 【推進体制】

具体的な推進にあたっては、6次産業に関わる、行政、関係団体、支援機関等の関係者が相互に**情報共有できるしくみづくりを進めるとともに、地域の具体的な取組みに対し、臨機応変に支援できる態勢づくりを促進**

(未定稿)

# しまねの6次産業推進ビジョン（案）

平成27年3月

島根県しまねブランド推進課

## I はじめに

### 1. 趣旨・目的

島根県における農林水産・食品産業は、地域の基幹産業であり、県民の食と生活を支える重要な産業の一つですが、経営規模が小さい事業者が多く、産業競争力は決して高いものとはいえません。

また、長く続いた景気停滞を背景とした販売価格の低迷、高齢化・担い手不足、経済情勢の変化などにより、本県の農林水産・食品産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

一方、健康、安全、安心志向などの食に対する意識の変化による国産志向や農山漁村に対する意識の変化による田舎回帰の動きなどもあり、県内各地では特徴ある農林水産物生産や食品製造なども芽生えつつあります。

そのような中、本県の農林水産・食品産業を発展させていくためには、本県の豊かな地域資源を活用し、1次産業から3次産業の多様な事業者がそれぞれのノウハウや強みを活かした連携、協同、結合等により、新たな価値の創造や付加価値を向上させ、その価値を循環させることで、事業者の所得向上、雇用の増大を図っていく、「6次産業」の推進が重要であると考えております。

こうした考えから、このたび関係者の皆様が共通の認識を持って島根県の6次産業の取組みを推進するための方向をビジョンという形で取りまとめました。

県としましては、今後、農林水産・食品産業に関係する農林漁業者、商工業者、自治体、団体等の皆様と一緒に島根の農林水産・食品産業を活性化させ、地域の暮らしをより豊かなものにするよう力を尽くしていきたいと考えております。

### 2. ビジョンにおける6次産業の定義

農林業業者等が主体的に2次、3次産業へ進出していくいわゆる「6次産業」、商工業者が農林漁業者と連携するいわゆる「農商工連携」、地産地消、医福食農連携、農観連携、都市と農山漁村の共生・対流、地域資源を活用した地域ぐるみの取組みなど、地域資源を活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者の連携、協同、結合等による取組みをビジョンにおける6次産業の定義とします。



## 《参考》6次産業化とは（農林水産省資料から抜粋）

農山漁村に豊富に存在する地域資源をフル活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取組み

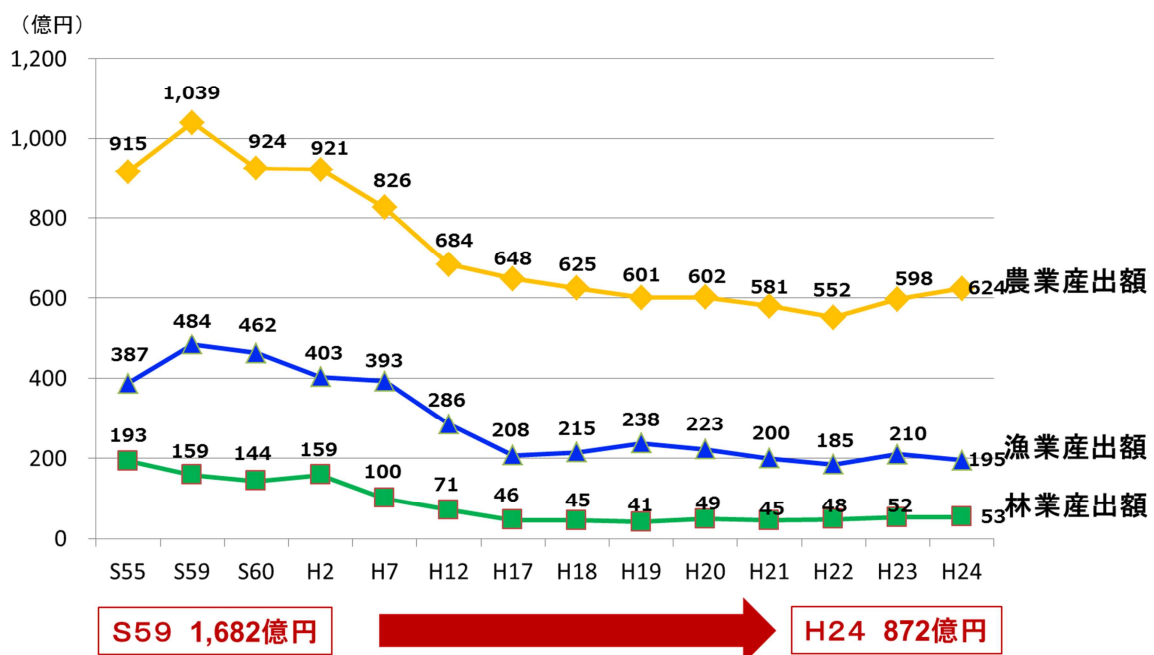
## Ⅱ 島根県の農林水産・食品産業の現状

### 1. 農山漁村と農林水産業の現状

平成24年の島根県の農林水産物の産出額は、872億円で、全国第37位、対前年比101.4%とほぼ横ばいですが、昭和59年（1,682億円）に比べると約半分にまで減少しています。この要因としては、米の価格下落や生産調整の拡大、イワシ類の資源変動が大きい魚種の長期的な生産量の減少、長引く景気低迷による生産物価格の全体的な低下などによるものと思われます。

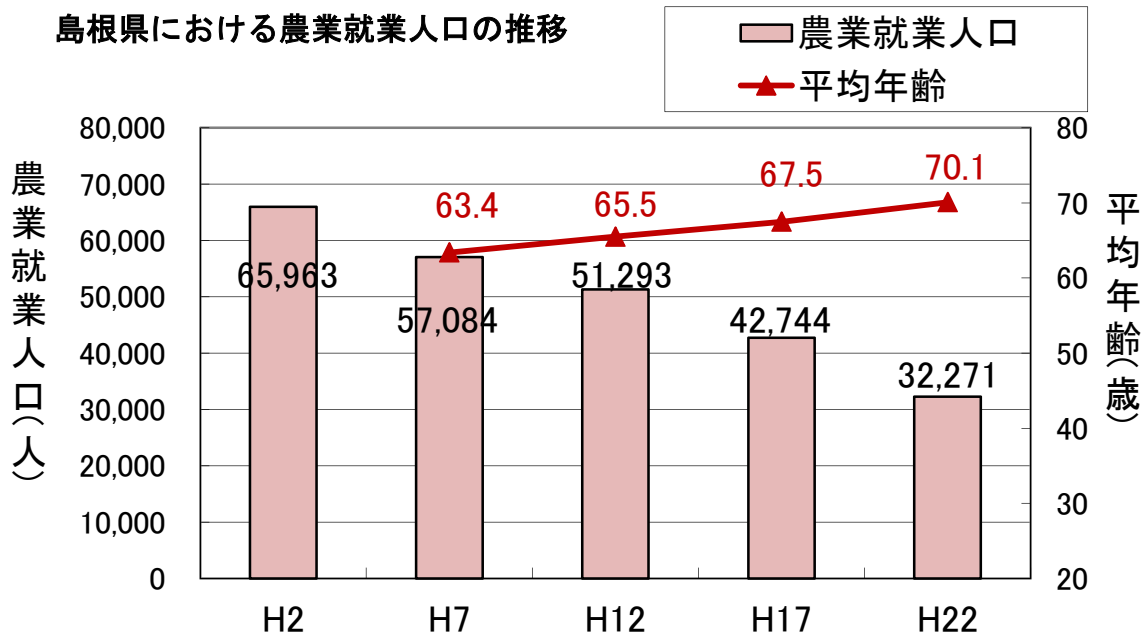
また、農業就業人口については減少を続けており、農業従事者の平均年齢も70.1歳と高齢化が進んでいます。しかしながら島根県では、全国に先駆けて集落営農組織化が進んでおり、平成24年では606組織となっています。近年は法人化する組織も増加しているだけでなく、平成23年以降新規就農者も増加しています。

### 島根県の農業・林業・水産業産出額の推移



(農林水産部資料より)

島根県における農業就業人口の推移



(農林水産部資料より)

## 2. 食料品製造業の現状

平成24年の島根県の食料品製造業は、事業所数333、従業員数6,221人と製造事業における業種別では最大の事業所数、雇用となっています。また、製造出荷額は、733億円で、鉄鋼、情報通信機械、電子部品・デバイスに次ぐ業種となっており、本県にとって非常に重要な業種といえます。

また、平成7年を100とした従業員数の推移では、平成24年度の食料品製造業従業員数は6ポイントの微減で、製造業全体の32ポイントの減に比べ減少幅が小さく、景気変動を受けにくい業種といえます。

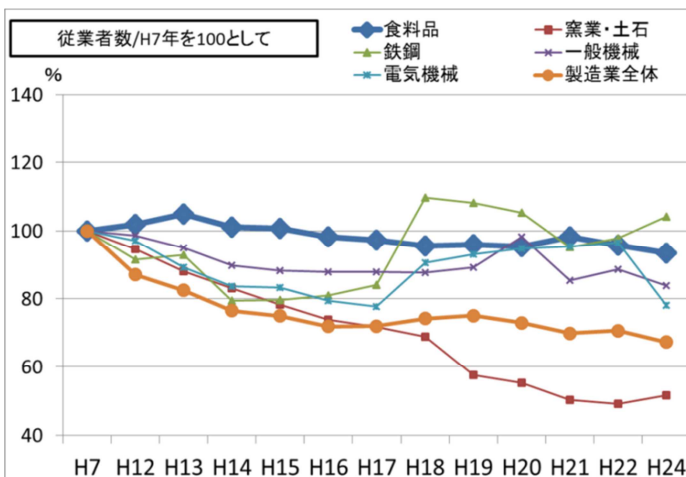
しかし、食料品製造出荷額は全国第45位、シェアはわずか0.3%にすぎません。1事業所あたりの従業員数は19名で全国平均の50%、1事業所あたり製造出荷額は、22,019万円で全国第47位、全国平均の26%と、全国と比較して事業規模が小さいものが多く、資金力や商品開発力、営業力、衛生・品質管理体制の強化等を進めていく必要があります。

### 島根県内食料品製造業の状況

項目	年	製造業	食料品製造業	構成比	構成順位
事業所数	H24	1,324 事業所	333 事業所	25.2%	第1位
従業者数	H24	40,959 人	6,221 人	15.2%	第1位
出荷額	H24	9,788 億円	733 億円	7.5%	第5位
付加価値額	H24	3,331 億円	278 億円	8.3%	第3位
現金給与額	H24	1,425 億円	128 億円	9.0%	第3位

※H24工業統計(産業編 4人以上事業所)

### 島根県の主要製造業における従業員数の推移



■H24年と平成7年の主要製造業従業者比較(人)

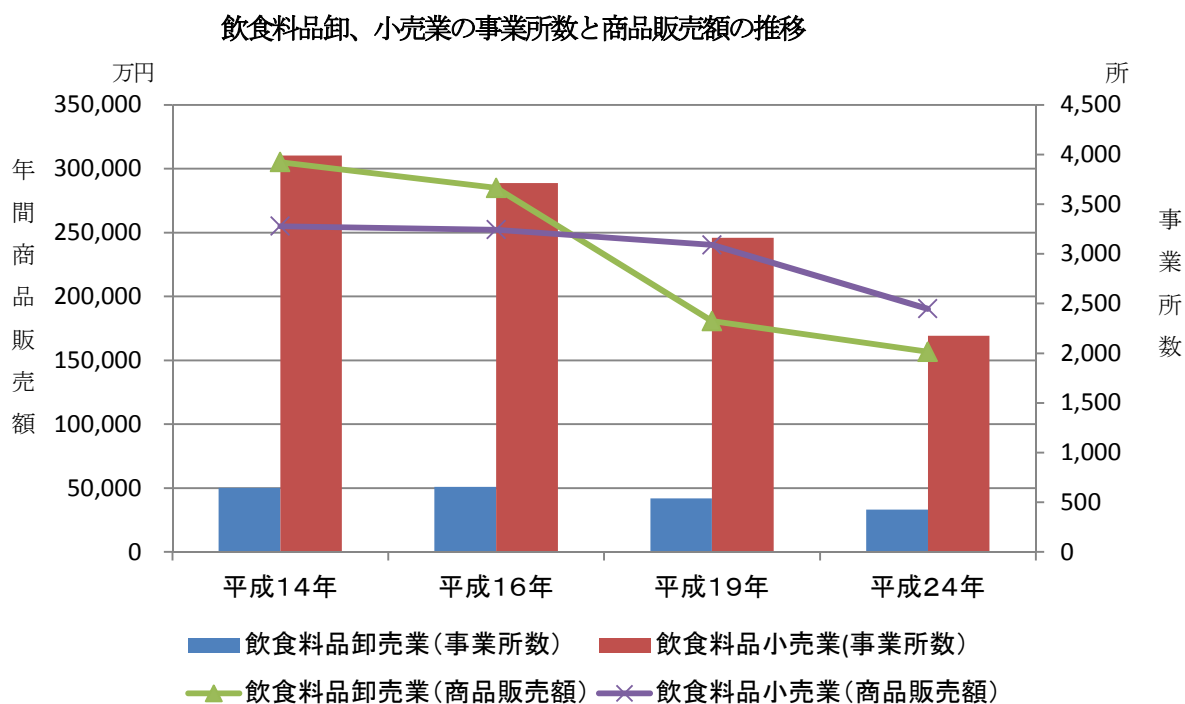
業種/中分類	H7	H24	H7比較
食料品	6,645	6,221	94%
窯業・土石	3,673	1,897	52%
鉄鋼	3,981	4,145	104%
一般機械	5,614	4,706	84%
はん用機械		1,307	
生産用機械		2,591	
業務用機械		808	
電気機械	10,225	8,171	80%
電子部品・デバイス		5,182	
電気機械		1,860	
情報通信機械		1,129	
製造業全体	60,551	40,959	68%

※産業分類はH7のもの、一般機械と電気機械は、現在では上記のように分類が分かれています。

(しまねブランド推進課資料より)

### 3. 飲食料品卸売・小売業の現状

平成24年の島根県の飲食料品卸売業の年間商品販売額は1,566億円（経済センサス-活動調査）で、平成14年調査（商業統計）比で49%の減となりました。これは、全国レベルでの流通合理化の影響による県内の卸機能の低下によるものと考えられます。また、平成24年の飲食料品小売業の年間商品販売額は、1,904億円（経済センサス-活動調査）で、平成14年調査（商業統計）比で25%の減となりました。平成24年の飲食料品小売業の事業所数の平成14年調査（商業統計）比は45%の減と大きく減少しており、小規模事業所の廃業増加が要因の一つと考えられます。県人口の減少が続く中、県内市場は今後とも縮小傾向にあるといえます。



（平成19年商業統計調査より）

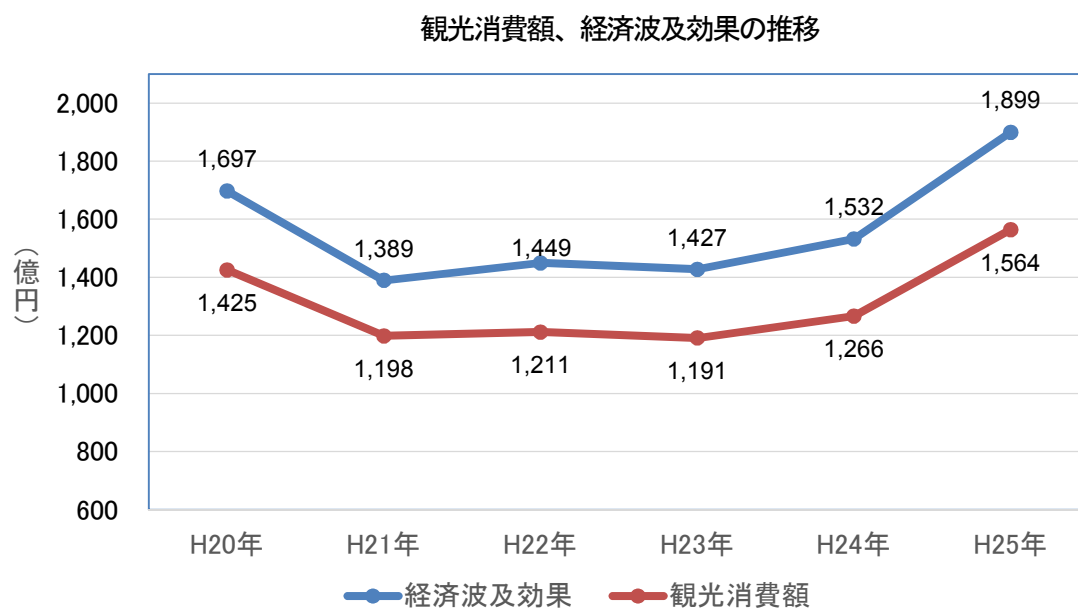
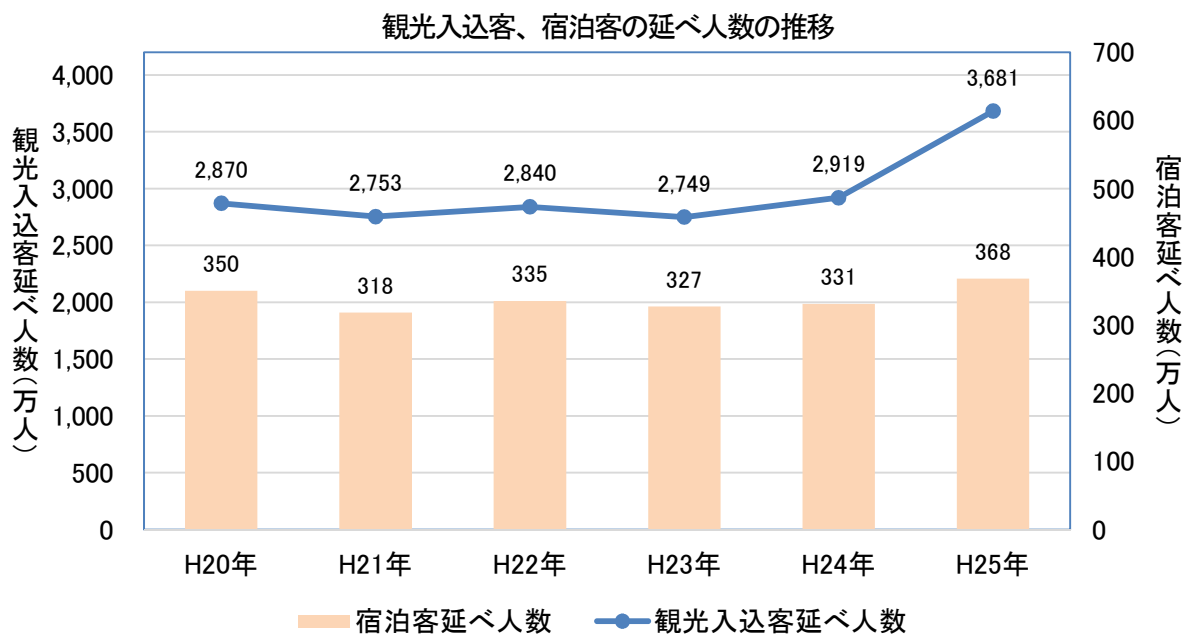
※平成24年は、経済センサス-活動調査数値

## 《参考》観光の動向

観光は、成長性の高い産業であり、様々な産業に波及する裾野の広い産業です。

島根県の観光は伸びてきており、農林水産業、食品産業など県内の幅広い産業への経済効果が拡大し、地域活性化に寄与していくことが期待されます。

平成25年における観光消費がもたらす県内産業への経済波及効果は、約1,899億円となり、部門別にみると、農林水産業は約58億円、飲料・食料品製造業は約71億円と推計されます。



出展：島根県観光動態調査

注) 観光消費額：本県を訪れた観光入込客が、県内で消費した金額の総額(宿泊、飲食、土産、交通費等)  
 経済波及効果：観光消費額によって誘発される直接効果、間接波及効果の合計(産業連関表を用いて推計)  
 飲料・食料品製造業：食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業

### Ⅲ 島根県の6次産業の現状と課題

#### 1. 島根県における取組みの現状（全国比）

農林水産省が平成26年4月1日に公表した6次産業化総合調査の結果（平成24年度）によると平成24年度の島根県の農業生産関連事業の年間販売額 14,084百万円で、前年度に比べほぼ横ばいですが、都道府県平均年間販売額と比べると38.1%となっています。

また、島根県の農業生産関連事業の1事業者あたりの年間販売額は、14,084千円で、前年度に比べ約2%の増加ですが、都道府県平均年間販売額と比べると53.6%となっています。

農業生産関連事業の年間販売額の94.8%を占める農産物加工、農産物直売所において、農業経営体の平均年間販売額は、それぞれ3,825千円、5,836千円で、農協等の平均年間販売額（農産物加工122,300千円、農産物直売所34,505千円）に比べ、小さな取組みが多くを占めています。

島根県の農業生産関連事業の事業体数、販売金額等

関連事業	事業体数	販売金額 (100万円)	事業体あたり 販売額(千円)
農産物加工 (農業経営体)	560	2,142	3,825
農産物加工 (農協等)	30	3,669	122,300
農産物直売所 (農業経営体)	110	642	5,836
農産物直売所 (農協等)	200	6,901	34,505
観光農園	70	518	7,400
農家民宿	20	21	1,050
農家レストラン	10	190	19,000
合計	1000	14,084	14,084

(農林水産省 平成24年度 6次産業化総合調査報告より)

平成23年3月に施行された6次産業化・地産地消費（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）に基づく総合事業化計画の島根県の認定件数は、平成27年2月現在で13件（全国認定計画数1,982）、平成20年7月に施行された農商工等連携促進法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律）に基づく農商工等連携事業計画の島根県の認定件数は、平成27年2月現在で6件（全国認定計画数654）と全国的に見ても少ないものとなっています。

(H27年2月現在)

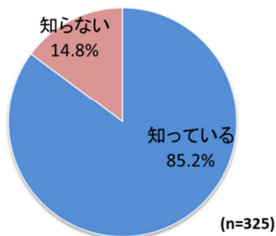
	全国	島根県
総合化事業計画認定数	1,982	13
連携計画認定数	654	6

(農林水産省ホームページより)

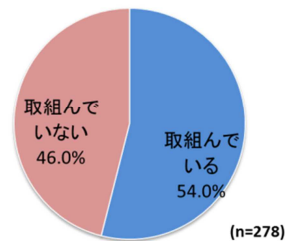
## 2. 県内事業者の6次産業に対する意識

島根県における6次産業に対する意識、取り組み状況等を把握するため、平成26年8月～9月にかけて、県内の農業者、食品加工事業者585者にアンケート調査を実施し、うち328者から回答を得ました。(回答率56%。以下「アンケート」とします。)

6次産業については、85%以上の事業者が知っていると回答しています。実際に取組んでいる事業者も半数を超えており、現在は取組んでいないが今後取組んでみたい事業者を含めると約7割に上っています。6次産業の認知度は比較的高いといえます。



〔設問〕 6次産業を知っているか

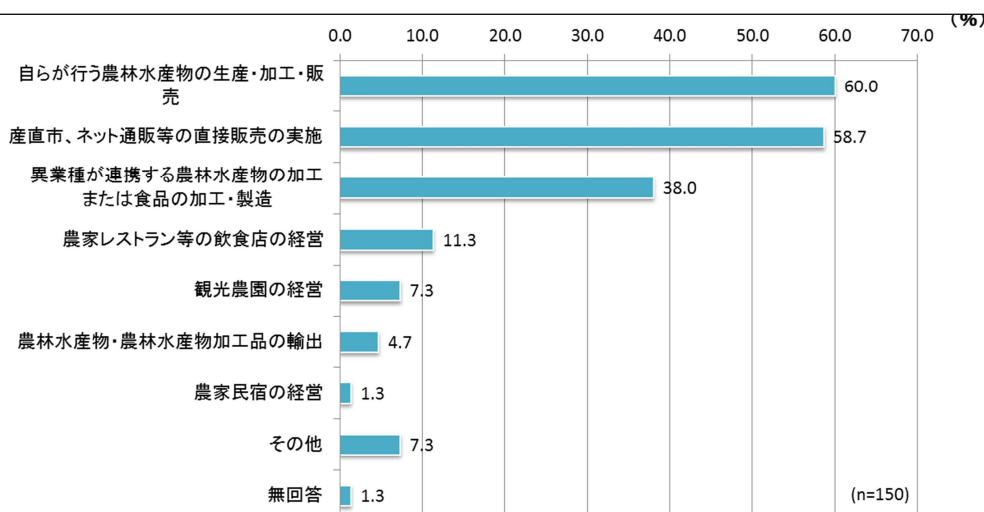


〔設問〕 6次産業に取組んでいるか

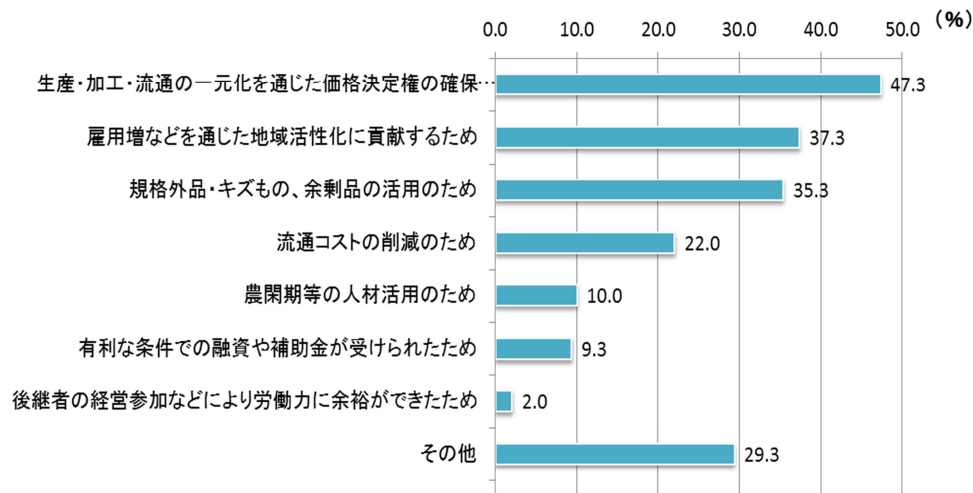
## 3. 県内事業者の6次産業への取組みの現状

取組みの主流は、直接販売と加工で、6次産業に取組んだきっかけは、価格決定権の確保や規格外品活用、流通コストの削減などの収益向上が主流ですが、雇用増による地域貢献という回答も多くありました。

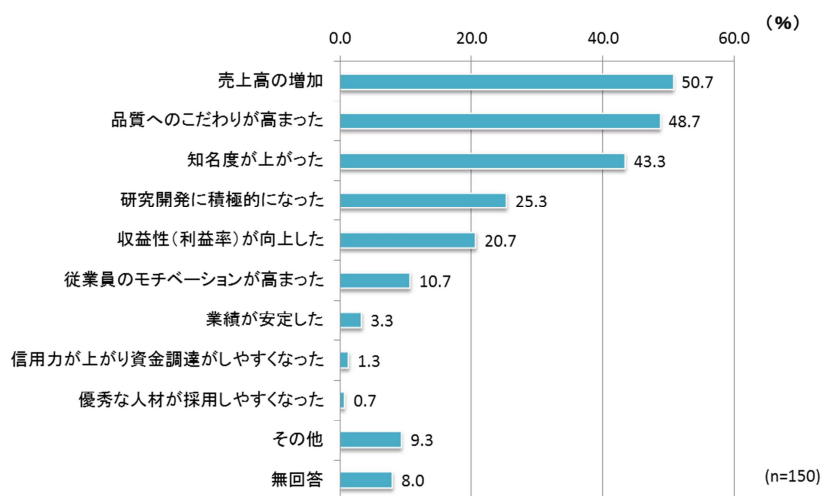
取組んだことによるメリットは、売上高の増加、品質へのこだわり、知名度の向上など多方面に及んでいます。



〔設問〕 6次産業の何の分野に取組んでいるか (6次産業に取組んでいる事業者)



〔設問〕 6次産業に取り組むこととなったきっかけ（6次産業に取り組んでいる事業者）



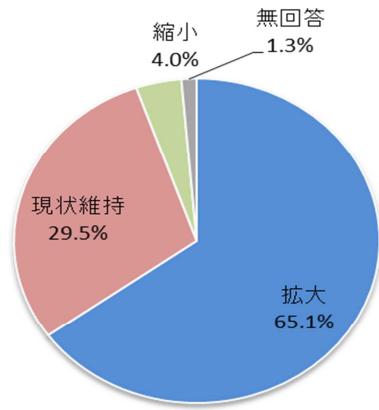
〔設問〕 6次産業に取り組んだことによるメリット（6次産業に取り組んでいる事業者）

#### 4. 県内事業者の今後の6次産業化への取り組み意向

今後の取り組みについて、意欲的な事業者が多く、販路拡大、生産量拡大の意向が高くなっています。今後、新たに6次産業に取り組みたいと回答した事業者は、約5割でした。取り組みの方向は、「直接販売の実施」、「異業種連携による加工・製造」が上位となっています。

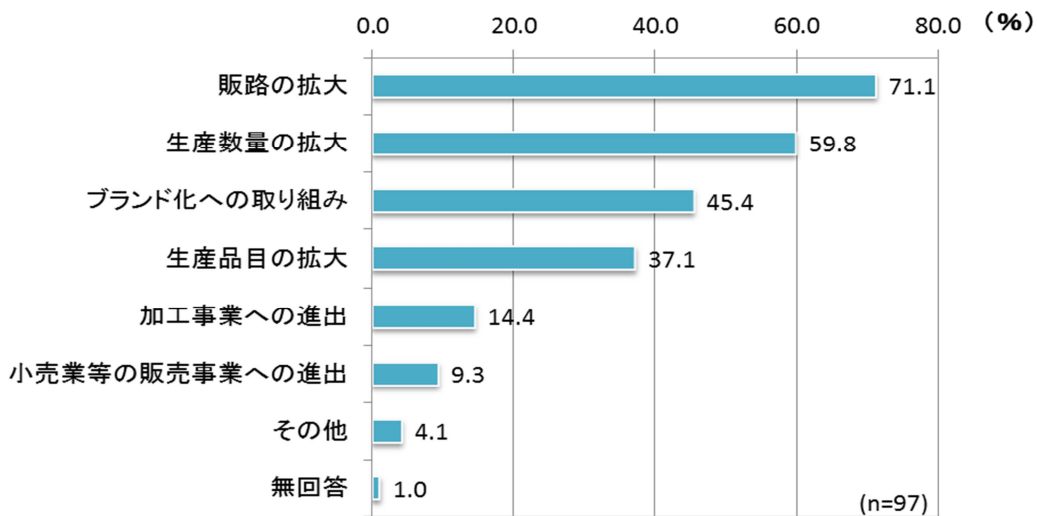
一方で、縮小する事業者も4%あり、具体的には、「コスト高となり、販売先が広がらない」といった意見がありました。



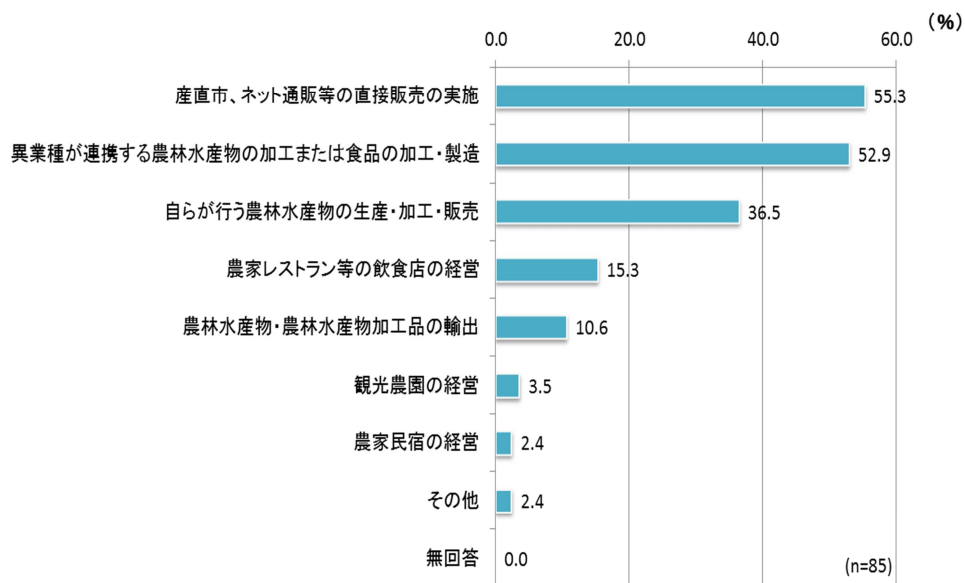


(n=149)

〔設問〕 今後の6次産業等の取組みの方向性（6次産業に取り組んでいる事業者）



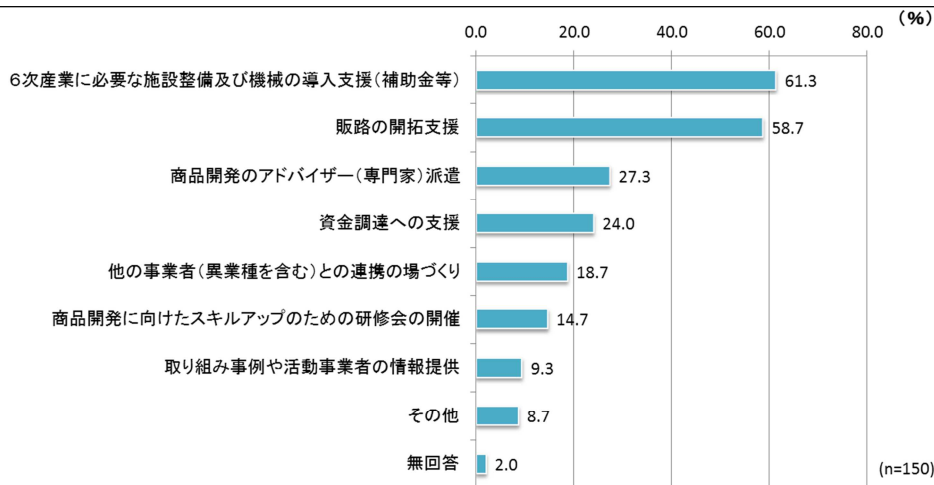
〔設問〕 具体的な拡大の方向性（今後6次産業の取組みを拡大すると答えた事業者）



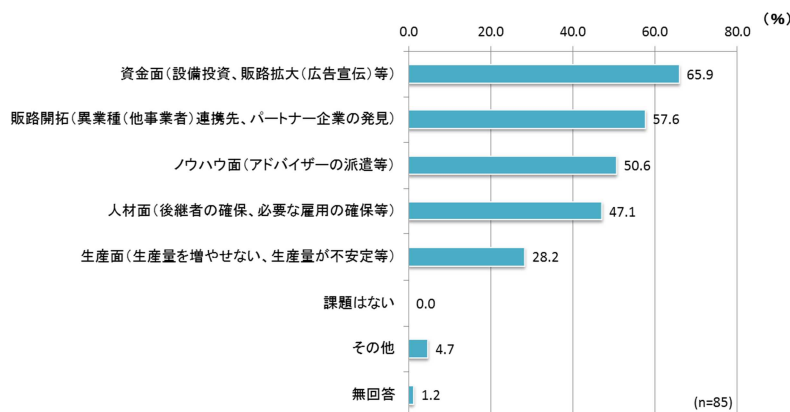
〔設問〕 具体的な拡大の方向性（これから6次産業に取り組みたいと答えた事業者）

## 5. 県内事業者の6次産業の取組みに係る課題及び必要としている支援

多くの事業者が、資金面や販路開拓など多方面にわたる支援策を求めており、様々な課題を持っていることがうかがわれました。具体的には、「ノウハウのある人材がほしい。人材確保が思うように出来ない。取組みには、高い生産技術や経営能力が必要」（人材の課題）、「生産、販売面でのマッチングが難しい。他との連携をどこに求めたらいいのかわからない。供給量が安定しないので取引が出来ない。」（事業者連携の課題）、「加工・製造そのものに集中し、魅力ある商品開発が出来ていない。事業規模が小さく、安定供給に不安。」（開発・製造の課題）、「生産したものが販売できていない。販売先が広がらない。販路先を求めて商談会に出向いている」（販路開拓の課題）、「取組んだからといって、すぐに収益は上がらない。利益を出して継続することは難しい。」（計画性の課題）といった意見がありました。

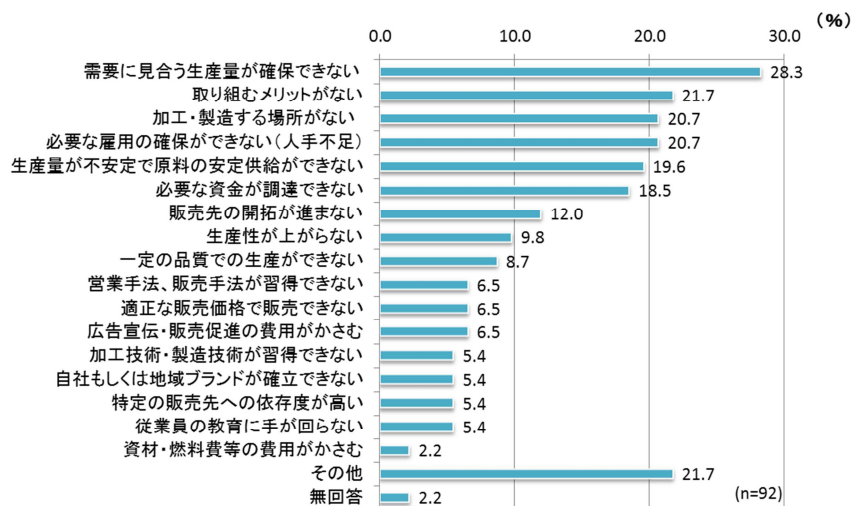


### 〔設問〕 必要となる支援はなにか（6次産業に取り組んでいる事業者）



### 〔設問〕 必要となる支援はなにか（今後、6次産業に取り組みたい事業者）

6次産業に取組んでいない事業者が取組みをためらう理由の多くは、安定生産への不安、人手不足などで、開発・製造、人材、販路開拓などに不安を感じていることがうかがわれました。具体的には、「原料の安定供給がないと、製品づくりに不安」、「近辺に工場（委託先）がない」、「人材確保が困難、後継者が心配」といった意見がありました。



【設問】 6次産業への取組みをためらう理由（6次産業に取組んでいない事業者）

#### IV 島根県の6次産業推進の基本的な考え方

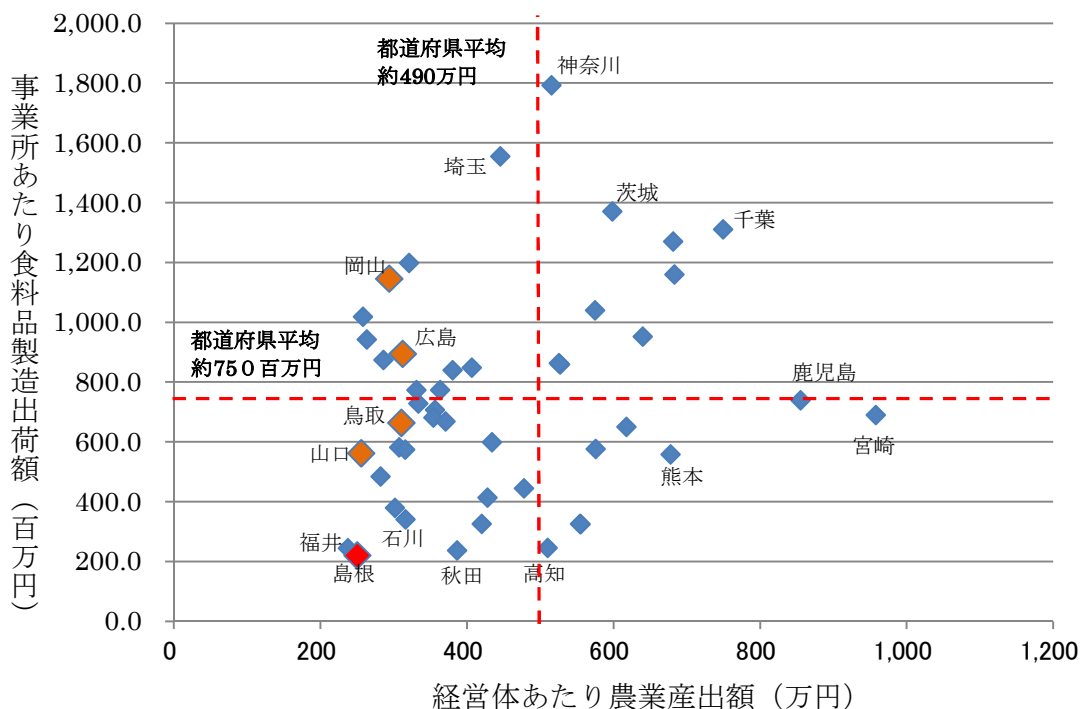
##### 【基本方向】

島根県の農林水産業の産出額や食品製造業の製品出荷額は、全国に比べて小さいだけでなく、事業者の経営規模も小規模なものが多く、農林漁業者が中心となった6次産業の取組みにおいても、事業者が単独に取り組んでいる小規模なものが大半です。そのため、事業規模の拡大や新たな取組み等により所得の向上を図るにしても、全国レベルでの競争力は相対的に弱いといえます。

このような状況にあって、本県の農林水産業や食品製造業の維持・発展、事業者の所得向上を図っていくためには、豊富な地域資源をフル活用し、1次産業～3次産業の多様な事業者がビジネスパートナーとして連携し、ノウハウ、スキル等の強みを相互活用するとともに、弱みを相互補完しつつ、独自性のある付加価値の高い商品の生産・製造・販売を一体的、総合的に取組む6次産業の推進が重要です。

県では、6次産業の取組みに際し、想定される課題への対応方向を5つのキーワードで整理し、関係者が一体となって課題の克服を図りつつ、積極的に6次産業を推進していきます。

都府県別 事業者あたり食料品製造出荷額と経営体あたり農業産出額



※食料品製造出荷額は平成24年工業統計調査速報から算出  
 農業産出額は、平成24年生産農業所得統計及び2010センサスから算出

## 【キーワード1】 「人材」・・・人材確保・育成

6次産業に取組み、新たな価値の創造や付加価値の向上を図る場合、高度な専門的知識や技術といったいわゆる「スキル」や「ノウハウ」が必要となります。特に、今までに経験のない業種・業態への進出を図ろうとする場合、その能力の習得、あるいは能力を有した人材の獲得により、人材の確保を図ることが重要であることから、新たな雇用による人材の獲得や研修会、セミナー等の研修機会を活用した人材育成を積極的に進めていきます。

しかしながら、事業規模や取組みの内容、必要とする能力等によっては人材の確保に限界がある場合もあります。そのような場合においても、外部の専門家からの指導、助言や、その能力を有する事業者との連携などにより、必要とする能力等を補完することが重要となります。このため、知識や能力を補完するアドバイス機能を強化していきます。

また、6次産業への取組みに必要な労力の確保も重要です。必要な労力を確保しないまま取組むことで、事業が計画通りに進まなかったり、既に行っている事業に悪影響を及ぼすことも想定されます。6次産業に取組もうとする事業者の地域内の労働力環境の把握や他の事業者との連携による労力の確保など、必要な労力確保に向けた取組みを促進します。

## 【キーワード2】 「つながる」・・・連携や協同化の促進

本県における6次産業を推進する上で、事業者単独での6次産業の取組みには限界があることや生産・製造・販売段階で付加価値を繋いでいく、いわゆる「価値連鎖（バリューチェーン）」の構築を図るため、1次産業・2次産業・3次産業との多様な事業者の連携や小規模経営体の協同化等の促進に取り組めます。

### ①関係機関・団体の情報共有

県、市町村、JA、JF、商工団体等の関係機関、団体には、地域産業に係る情報が相当量集積されているものの、組織間の情報共有が十分に進んでいるとはいえません。個別事業者のもつ情報量には限りがあり、関係機関・団体が相互に有する情報を共有化するとともに、情報の有効活用を図ります。

### ②異業種間マッチング機能の充実・強化

個別事業者は、連携候補先の情報量が少なく、多様な事業者の連携やネットワーク形成促進の阻害要因になっています。このため、関係機関、団体が連携し、事業者を結びつけていく異業種間マッチング機能の充実・強化を図ります。

しかしながら、異業種間のマッチングを進める上で、生産、製造量等、事業規模のバランスを考慮する必要があります。このバランスが悪いと生産、製造、販売の一体性が損なわれ、6次産業としての安定的なビジネスパートナーとなりえないことから連携が難しくなることに留意する必要があります。

### ③小規模経営体の協同化等の促進

気象条件や季節性、生産条件等から品質や供給量が不安定になりやすい農林水産物においては、一定の生産規模を確保し、安定した供給力を確保することが必要です。特に、個々の1次事業者の経営規模が小規模である場合、それぞれの経営体が協同して生産に取り組むなどの協同化の促進等により、安定的な生産供給体制の構築を図ります。

#### 事例

##### 地域資源の融合による商品開発と販売ネットワークの構築

江津市の浅利観光株式会社は、零細な生産者や個別企業がそれぞれに行ってきた加工、販売を、単に原材料の取引関係に留まらず、それぞれの立場を活かした協力グループ体として取り組むことで、他地域にまねできない魅力ある商品づくりを進めている。

個社の取組みから広域での連携へ広げることで、多様な地域資源同士の出会い、融合、新しいアイデアが生み出されている。道の駅販売・石見のコラボギフトの商品化に留まらず、石見地域の商品の幅広い販路を確保し、石見地域ブランドのイメージ形成を図って行くこととしている。

浅利観光株式会社





## 事例

### 1次生産者～3次事業者が連携した 新商品開発と販路確保

雲南市の有限会社木村有機農園は、集落営農組織と連携し、高アミロース米による「米粉100%つなぎなし」の10割米粉麺の加工、販売に取り組んでいる。製造された商品は、地元の道の駅「たたらば壱番地」のレストラン「よってごしな菜むらげ」での販売、メニュー化を予定している。

今後、耕作放棄地の活用等による新規需要米の栽培拡大、道の駅での販売商品拡大による集客、販売額の増加、米粉麺加工場での雇用創出などをめざしている。

有限会社木村有機農園



## 事例

### 産直市のネットワークと仕組み づくりで、高い供給力を実現

奥出雲産直振興推進協議会は、JA雲南が事務局を持つ雲南地域1市2町にまたがる19の直売所のネットワーク組織で、平成25年の生産者数は、2927名となっている。

すべての直売所の販売情報を一元化、共有することで品揃えや生産活動に活かしている。尼崎市での直売など地域外への販売も展開しており、その高い供給力で年間総販売金額は7億円を越えている。

今では、中山間地域の小規模生産者にとって、なくてはならない組織となっている。

奥出雲産直振興推進協議会



## 【キーワード3】 「取組む」・・・開発・製造等の実践

6次産業において、アイデア段階に留まらず、具体的に商品開発・製造等を実践することが事業化には必要不可欠なことから、具体性や計画性に留意しつつ、商品開発・製造等の6次産業の実践を促進します。

### ① マーケットインに基づく商品開発

これまでの商品開発は、生産物を起点にし、具体的な販売を想定していないいわゆる「プロダクトアウト」になっているものが多くあります。この場合、販売段階で消費者ニーズとのミスマッチにより販売が思うように伸びず、取組みが停滞するケースが見受けられます。このため、企画段階から消費者ニーズを収集分析し、商品開発に取込む、いわゆる「マ

ーケットイン」に基づく商品開発を促進します。

## ②安定生産・供給体制の構築、強化

新たな価値の創造や付加価値の向上を図るためには、取引先との信頼関係を構築することが重要です。規格外品等の「余剰」で生産、出荷するだけでは供給が不安定となり、取引先への安定供給が難しくなるだけでなく、事業や経営そのものの安定化が難しくなります。商品の確実な納品とそれを支える安定生産・供給体制の構築、それに必要な施設、機械等の整備を促進します。

また、気象条件や季節性、生産条件等から品質や供給量が不安定になりやすい農林水産物においては、一定の生産規模を確保し、安定した供給力を確保することが重要です。特に、個々の1次事業者の経営規模が小規模である場合、それぞれの経営体が協同して生産に取り組むなどの協同化の促進等により、安定的な生産供給体制の構築を図ります。

## ③衛生・品質管理体制の構築、強化

近年、消費者の健康、安全・安心意識の高まりや商品知識の向上、食品事故の多発などにより、食品製造者の衛生・品質管理に対して消費者から厳しい目が向けられています。

特に、農林漁業者の6次産業への進出においては、初めて食品の製造・加工に取り組む事業者の増大や、既存事業者によるより加工度の高い食品製造への取り組み増加が想定され、食品衛生・品質管理に対しては、食品表示も含め、これまで以上に高いレベルでの意識と取り組みの強化が必要となります。

研修等を通じた意識改革、知識・技術の向上に取り組むとともに、必要に応じた適切な施設、機械の整備等を促進します。



## 事例

### 販売店とタイアップした新商品づくり

松江市の「まる福農園」は、西条柿の高級干し柿の生産、販売や西条柿加工品として柿酢、ピューレ等を開発、販売している。現在、取引のある首都圏の高級果物店とタイアップしたオリジナル新商品の開発、製造等に取組んでいる。

今後は、さらなる新商品の開発によりシリーズ拡充を図るとともに、柿販売市場の魅力化向上と新たな担い手の創出等をめざしている。

まる福農園



## 事例

### 自社ブランド卵を活用した加工食品の開発、製造で経営を多角化

大田市の有限会社旭養鶏舎は、H26年に鶏卵加工施設を整備、自社で生産する鶏卵を使用した鶏卵加工食品を開発・製造し、既存の販路に加え、新たな販路開拓を行うことで、経営の多角化、高度化を進めている。

加工部門の立上げにあたっては、新規に従業員を雇用するなど、地域経済活性化にも寄与している。

平成26年3月六次産業化・地産地消費に基づく総合化事業計画認定

有限会社旭養鶏舎  
直売所・鶏卵加工場



## 事例

### コケビジネス創出に向けた、安定生産体制づくりに取組む

江津市では、ドクターリセラ株式が、コケの環境復元機能に着目し、平成22年度から市内波積地区でコケの試行栽培を開始。同地区では、地域ビジネス創出の可能性として、このコケに着目、江津市が中心となり、関係者が連携した取組みを実施している。

需要に対応できる生産体制を確立するため、生産組織を立ち上げ、江津版コケ生産・加工マニュアルを作成。生産加工の技術力の向上のための研究を続けている。将来的には、販路の拡大に加え、波積地区では、U・Iターン者の受入れ等、コケによる町おこしにも取組む予定としている。

江津市農林水産課



## 【キーワード4】 「売る」・・・販路の開拓・確保

6次産業の取組みにおいて、その成否を左右する最も重要な要素の一つが販路開拓・確保です。どんなに魅力のある商品を生産・製造しても、最終的に消費者に購入してもらえなければ、その価値は事業者を循環しません。そのため、計画段階からの販路開拓・確保を想定した取組みを促進します。

### ①商品特性等を活かし、継続性をもった販売対策

商品特性には、商品そのものに限らず、地域の食文化や立地、名勝などの商品背景の物語性を付加することが、商品の独自性や付加価値の向上を図る上で重要です。

そのため、スーパー等の一般的な小売店販売だけでなく、地域の観光事業と連携した地域の名産としての販売やインターネットを活用した直接販売など、商品特性にあった販路選択と販売戦略の構築を促進します。

また、国内では、人口減少等により消費量が縮小する中で、常に事業者間の顧客争奪が起こっていることから、販路の維持、拡大に向けた営業活動やPR活動、商品改良・改善など、継続的な販売対策を促進します。

### ②食を取巻くトレンド変化への対応

近年、「食」をめぐるのは、少子・高齢化による消費量の減少、景気後退による食生活の多様化（内食、中食）、夫婦共働きによる調理機会の減少、個食化、生産者と消費者（都会地）のインターネットを活用した直接販売の拡大、健康・安全・安心意識の高まりなど、「食」をめぐる消費トレンドに大きな変化が起こっています。

そのため、「食」をめぐる消費トレンドの変化の把握と生産、製造部門へのフィードバックを促進することで、販路開拓・確保に向けた適切な対応を図ります。

## 事例

### 観光地での直売店舗開設による新たな事業展開への挑戦

出雲市の津山屋製菓株式会社は、県産の高品質な農産物を活かした新商品開発を行うとともに、会社として初となる直営店舗を観光客で賑わう大社神門通りに開設し、新たな事業展開に挑戦している。

店舗開設により、より消費者と近い距離でのニーズ把握と商品開発が期待できるとともに、将来的には、輸出も視野に島根県や県産品の知名度向上につなげたいと意欲を燃やしている。

津山屋製菓株式会社



## 事例

### 店舗が行う加工品製造による産直市出荷生産物の販路拡大

松江市の道の駅本庄企業組合は、自らが加工製造機器を導入し、道の駅産直市に出荷された生産物を活用したオリジナル加工品を製造販売することで、出荷生産物の安定した販路の拡大を図っている。

道の駅機能を活用したマーケティング調査により、売れる商品を速やかに提供していくとともに、店舗が販売状況等を直接確認しながら、臨機応変な対応を行うことで、生産・加工・販売がスムーズに流れるしくみづくりをめざしている。

道の駅本庄企業組合



## 【キーワード5】 「ステップアップ」・・・計画的・段階的な事業展開

6次産業の取組みは、一朝一夕に成果が出るものではなく、息の長い地道な取組みが必要となります。過大な投資を行うことにより、不測の事態によって事業が停滞するとともに、経営全体への悪影響を生じる可能性が大きくなります。

事業への取組みに際し、いきなり大きな投資を行うのではなく、自己の経営規模にあった、適切なレベルからの計画的な取組みと段階的な事業拡大を促進します。

## V 推進体制

6次産業の取組みは、非常に幅広い分野に関係するとともに、形態が多岐にわたることから、国、県、市町村といった行政、関係団体、支援機関等の連携はもとより、組織内の関係するセクションが連携して推進することが重要です。

そのため、具体的な推進にあたっては、6次産業に関わる、行政、関係団体、支援機関等の関係者が相互に情報共有できるしくみづくりに取組むとともに、地域の具体的な取組みに対し、臨機応変に支援できる態勢づくりを促進します。